

第百二十九回 参議院外務委員会會議録第二号

平成六年六月三日(金曜日)
午後四時三十分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

武田邦太郎君

補欠選任

寺澤 芳男君

五月九日

辞任

寺澤 芳男君

補欠選任

武田邦太郎君

五月十日

辞任

荒木 清寛君

補欠選任

常松 克安君

六月一日

辞任

笠原 潤一君

補欠選任

田辺 哲夫君

六月二日

辞任

田辺 哲夫君

補欠選任

笠原 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

井上 章平君

成瀬 守重君

野沢 太三君

松前 達郎君

猪木 寛至君

大木 浩君

笠原 潤一君

宮澤 弘君

矢野 哲朗君

大脇 雅子君

北村 哲男君

清水 澄子君

國務大臣

外務大臣

矢田部 理君

政府委員

外務政務次官

永田邦太郎君

外務大臣官房審議官

永野 茂門君

外務省総合外交政策局長事務代理

黒柳 明君

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官

立木 洋君

外務省総合外交政策局国際社会協力部長

椎名 素夫君

外務省アジア局長

柿澤 弘治君

外務省北米局長

平田 米男君

外務省経済局長

小池 寛治君

外務省条約局長

野上 義二君

事務局側

林 陽君

常任委員会専門員

高野幸二郎君

説明員

川島 裕君

公安調査庁次長

時野谷 敦君

松浦 恂君

原口 幸市君

件(内閣提出)

○国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○委員長(井上章平君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

去る五月十日、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として常松克安君が選任されました。

○委員長(井上章平君) 国際情勢等に関する調査を議題といたします。

柿澤外務大臣から就任のごあいさつがあり、あわせて、所信を聴取いたします。柿澤外務大臣。

○國務大臣(柿澤弘治君) このたび外務大臣を拝命いたしました柿澤でございます。井上委員長初め外務委員会委員の皆様のご指導をお願い申し上げますとともに、あわせて所信の一端を申し上げます。

国際情勢は依然として変革期にありがちな不透明で流動的な状況にございます。北朝鮮の核兵器開発疑惑、旧ユーゴスラビア等での地域紛争、ロシア等の改革に伴う諸困難はその例であります。

また、先進国経済は、ようやく回復の兆しが見られるものの、失業者の増加が深刻化するなど、平和と繁栄の確保のために克服していくべき数多くの問題が山積しております。

こうした点に関連いたしまして、幾つかの主要な国際問題につき申し上げたいと思います。

北朝鮮の核兵器開発疑惑につきましては、三月三十一日の国連安保理議長声明を受け、対話と協議による解決に向け努力が続けられてきたところであります。三月の査察において積み残しとなっていた査察はおおむね無事に終了したものの、IAEAによる努力にもかかわらず、北朝鮮が五メガワットの実験炉における燃料棒取り出し作業につき誠意ある対応をしなかったことから、五月三十日には、北朝鮮に対し、同実験炉における燃料棒取り出し作業はIAEAの保障措置に従った形でのみ行うこと等を要請する安保理議長声明が発出されるに至りました。

このような国際社会よりの呼びかけにもかかわらず、北朝鮮がIAEAとの合意に達しないまま、五メガワットの実験炉の燃料棒の取り出し作業を続行した結果、過去における右実験炉の燃料棒の軍事不転用を確認することが不可能となったことは極めて遺憾であります。

我が国としては、こうした事態を深く憂慮しており、今後の対応について、米国、韓国、中国を初めとする関係国と緊密に連携しつつ検討していく考えであります。

新たな国際情勢のもとにおいても、日米安保条約を基礎とする日米間の緊密な協力関係を維持し、発展させていくことが、我が国の外交の基軸をなすことにはいささかの変わりもありません。

先ほど触れました北朝鮮の問題を初め、アジア・太平洋地域の平和と繁栄の確保等の主要外交課題や、環境、エイズ等の地球規模の諸問題について、引き続き米国と緊密な意思疎通を維持し、日米パートナーシップの精神に立つて政策協調を発展させていく所存であります。

さらに、日米経済関係の安定は、両国間の経済発展のみならず、世界経済の安定的発展に重要で

あり、とりわけ二月の日米首脳会談以降中断していた日米包括経済協議については、これを二国間経済関係を処理する主要な手段と位置づけ、その再開が日米経済全般、また、世界経済にとって極めて重要との認識のもと、建設的な雰囲気の中で非公式協議を続け、今回再開に同意いたしました。これをもって再び日米両国が相互信頼の基礎の上に交渉を行うことが可能となり、両国関係をめぐる雰囲気改善にも役立つことを期待いたしております。

このような包括経済協議の再開という機会をも十分に活用しつつ、規制緩和を初めとする市場開放や、内需主導型の経済運営を進めてまいらなければなりません。特に、先般の対外経済改革要綱に従い、規制緩和等六月末までに検討の成果を取りまとめることとされているものにつきまして、真に実のあるものにすべく政府を挙げて最大限努力していくべきであります。

また、日ロ関係につきまして、我が国の対口外交の基本は、領土問題を解決し、平和条約を締結して日ロ関係の完全な正常化を達成するため最善の努力を払うとともに、国際協調のもと、ロシアの改革に対し、適切な支援を行うこととあります。昨年十月のエリツィン大統領の訪日により、今後の関係進展のための新たな基礎が築かれ、その成果は、日ロ両国首脳が署名した東京宣言に結実しております。その後も、種々のレベルを通じ、日ロ間の対話と交流はその幅を広げております。このような中、三月の羽田大臣の訪ロにおいては、東京宣言を基礎として領土問題を含め両国関係をさらに進めていく決意を改めて確認いたしました。

ロシア情勢は、内外ともに引き続き困難で不透明な状況が続くものと予想されますが、日ロ関係の完全な正常化は、日ロ二国間のみならず、アジア・太平洋の平和と安定のために極めて重要であることは言うまでもありません。私としては、このために日ロ間の政治対話を一層促進し、両国にふさわしい協力関係の展望が開かれるよう全力を

尽くす所存であります。

冷戦後の今日、国連の役割はますます重要であり、その機能を一層強化していく必要があるとの点において国際的に幅広い合意があります。安保理改組に関する動きもそのような背景のもとに活発化したものであります。また、こうした改革の流れの中で、我が国に対し、国連において、より大きな役割を果たすべしとの期待が高いことも客観的な事実であります。

我が国は安保理において、過去においても、カンボジア等における地域紛争の解決のために積極的な役割を果たしてきました。これからも、こうした過去の実績を生かし、真の世界平和の構築のために主体的に貢献していくことが必要であると考へております。我が国は、国連改革に積極的に取り組みるとともに、このような姿勢に立ち、安保理常任理事国としても、世界の平和と安定のためになし得る限りの責任を果たしていきたいと考えております。

七年以上にわたって行われてまいりましたウルグアイ・ラウンド交渉が、去る四月のマラケシュ閣僚会合をもって正式に終了いたしました。交渉の成果は最終的に世界貿易機関を設立する協定として取りまとめられましたが、現在各国とも同協定の来年一月一日の発効を目指して国内手続を鋭意進めております。ガットに基づく多角的自由貿易体制のもとで経済発展を遂げてきた我が国にとり、この体制の維持強化に向けた国際社会の努力の結集であるこの協定の年内締結を目指すことは、国際社会に対する重大な責務であります。政府としては、この協定及び関連法案を本年中に国会に提出し、年内に成立を図るべく全力を挙げて努力したいと考えております。私は、この機会に、米問題などの困難を抱えながらも交渉をまとめるに当たり御理解と御協力を賜りました皆様に改めて深く感謝申し上げます。世界貿易機関設立協定の締結についての国会の御承認を求めるときには、委員の皆様への引き続きの御理解と御協力をお願いいたしますと存じます。

ただいま申し述べましたような国際情勢の中で、我が国は、国際社会の責任ある一員として、世界が直面する問題を克服し、建設的で安定した国際関係を構築するため、これまでにも増して一層積極的な役割を果たしていかなければなりません。これは、まさに我が国自身の平和と繁栄を確保するためにも極めて重要であります。

このような問題意識を持って、私は、これまでの我が国の外交政策を継承し、さらに発展させていく決意であります。具体的には、次の分野で、能動的で創造的な外交を展開していく方針であります。

一に、世界経済のインフレなき持続的成長の確保、二に、地域紛争の解決を含め、世界平和の確保のため、国連を中心として進められる国際的努力の強化、三に、軍備管理・軍縮の一層の促進、四に、開発途上国及び旧社会主義国への支援、五に、地球環境といった地球規模の問題の解決などであり

ます。こうした方針に従って、私は、羽田内閣発足直後の五月二日から八日まで、エジプト、イスラエル、占領地、ヨルダン及びシリアを訪問しました。特にエジプトでは、イスラエル・PLO間のガザ・ジェリコ撤退合意署名式典に出席するとともに、クリストファー・国務長官等と会談し、中東和平等について緊密な意見交換を行いました。また、先ほども触れました日米包括協議に関しましては、私自身カンタミ米通商代表と数回にわたる電話で協議し、日米包括協議もようやく再開する運びとなった次第であります。

今日、外交と内政は一体であります。国際社会における我が国の立場と果たすべき役割について国民の御理解を得るためにも、本委員会での御議論は重要な役割を果たすものと確信しております。

私もその任務を全うすべく全力を尽くす決意でありますので、本委員会の皆様の御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

○委員長(井上章平君) 以上で柿澤外務大臣の所信表明は終わりました。

引き続き、平田外務政務次官から就任のごあいさつがあります。平田外務政務次官。

○政府委員(平田米男君) このたび外務政務次官に就任をいたしました平田米男でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

冷戦終結後も北朝鮮の核兵器開発疑惑、核兵器等の拡散の危険を初め世界はさまざまな困難に直面をしております。これらの問題を克服し、より平和で、自由で、豊かな世界を築くことは我々に課された歴史的課題であると考えます。

今日、国際社会の中で我が国の存在は飛躍的に大きくなっており、我が国はこうした課題に取り組む、よりよき世界を築くため、経済、政治のみならず文化面においてもより能動的で創造的な役割を果たしていかなければなりません。

私が外務政務次官に就任いたしましたばかりでなく、五月十六日にはカリフォルニア州のサンフランシスコに訪日した際、日本に對し高い期待が表明されるのを直接伺いました。また、二十四日には広島で国連軍縮会議が開催され、私が日本政府代表として軍備管理・軍縮の重要性を訴える機会がありました。このように国際社会の我が国に対する期待と希望は高く、また、その中で我が国自身にとり外交のかじ取りがかつてないほど重要となつていくときだけに、重い責任に身の引き締まる思いでございます。

このような考えのもと、私は柿澤外務大臣を補佐して職務を全うするため、全力を傾注する決意であります。

外交に精通しておられる井上委員長を初め本委員会の皆様の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長(井上章平君) 次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受

諸について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件、千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。柿澤外務大臣。

○國務大臣(柿澤弘治君) ただいま議題となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この改正は、平成四年十一月にコペンハーゲンで開催されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締結国の第四回会合において採択されたものであります。

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、生産、消費等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること等を目的とするものであります。

我が国がこの改正を受諾し、オゾン層の保護に関する国際的な取り組みに一層積極的に参加することは、環境保全の分野における国際協力を推進するとの見地から有意義であると認められます。よって、ここに、この改正の受諾について御承認を求める次第であります。

次に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この憲章及びその補足文書として同時に一括して締結することが求められているこの条約は、平成四年十二月にジュネーブで開催された国際電気通信連合の全権委員会において作成されたものであり、我が国は、同会議において同年十二月二十二日にこの憲章及び条約に署名しております。

この憲章及び条約は、千九百八十二年の国際電気通信条約にかわる国際電気通信連合の新たな文

書であって、同連合の組織等に関する規定に所要の改正を加えたものであります。

我が国がこの憲章及び条約を締結することは、我が国の国際電気通信業務を引き続き円滑に運営し、また、電気通信分野における国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められます。よって、ここに、この憲章及び条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この選択議定書は、平成四年十二月にジュネーブで開催された国際電気通信連合の全権委員会において作成されたものであり、我が国は、同会議において同年十二月二十二日にこの選択議定書に署名しております。

この選択議定書は、現行の紛争の義務的解決に関する選択追加議定書にかわるものであって、国際電気通信連合憲章等の解釈または適用に関する紛争をいづれか一方の紛争当事国の請求により義務的仲裁に付することができるようになるものであります。

我が国がこの選択議定書を締結することは、電気通信分野における国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められます。よって、ここに、この選択議定書の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、千九百九十三年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この協定は、千九百八十六年の国際コリア協定にかわるものとして、平成五年七月十六日に、ジュネーブで開催された国際連合コリア会議において採択されたものであります。

この協定は、国際コリア機関の加盟輸出国による生産管理、すべての加盟国による消費振興、加盟国間の情報の交換等によつて世界のコリア市場の安定に寄与することを目的とするものであります。

す。

我が国は、千九百七十二年の協定以来、国際コリア協定の締結国となっており、我が国がこの協定を締結することは、世界のコリア市場の安定に寄与するとともに、開発途上にあるコリア生産国の経済発展に引き続き協力する等の見地から有意義であると認められます。よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上四件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(井上章平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより四件の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○成瀬守重君 柿澤外務大臣が初めてこの委員会に大臣として所信表明をされました。私どもとしてはもうこれだけで本来なら時間をとっていろいろと大臣にお伺いしたいことがある、先ほども理事會において理事の方の中からもそういう声が出ましたが、国会の日程上、四件の条約と抱き合わせていろいろの面でお伺いしなければならぬ、まことに残念でございますが、まずお伺いしたいと思ひます。

今から十六年前の一九七八年に、日本に大きな衝撃を与えた二つの外交上の出来事がございました。一つは日中平和友好条約の調印であり、いま一つは日本の安保理理事国選挙での敗退でございます。

この当時、大臣はどのようなお立場でしたか。○國務大臣(柿澤弘治君) この参議院に在籍をしていました。

○成瀬守重君 この年、日本は七九年から八〇年の安保理理事国選挙に立候補して、アジアの国々に統一候補として支持していただきたいと要請しましたが、バングラデシュが立候補したために非常に苦しい立場に追い込まれたと聞いております。バングラデシュは、大臣も御存じのように、七

一年の十二月にバキスタンから分離独立した新興国で、しかも当時は一人当たりの国民所得が年間わずか八十三ドルと世界でも最も貧しい国の一つで、国連の分担金や経済協力など国際協力の貢献度は日本とは比較にならない国でした、こういうぐあいに承っております。その前年の一九七七年の十月末に日本の外貨準備高は史上最高の百九十五億七千七百万ドルと大蔵省は発表しておりますが、この当時我が国の外務省は、国力の差にもかかわらず、在外公館数、世界の国々と結んできた外交関係、集票協力のための代償など、あらゆる点から見て有利と分析したと思ひます。

ところが、選挙結果は、第一回でバングラデシュが八十四票となったのに対し日本は六十五票、第二回投票では八十七票対六十一票と差が開いて、この段階で日本は立候補辞退宣言を行って、バングラデシュの当選が確定したと伺っております。

なぜ、日本は敗れたか。柿澤外務大臣は外交通と自認なさっていらつしやるようですが、当然この出来事は御存じでいらつしやると思ひますが、なぜ日本はバングラデシュに敗れたか、大臣の考えを伺いたいと思ひます。

○國務大臣(柿澤弘治君) その段階で私は直接外交には携わっておりませんでした、やはり安保理理事国選挙でバングラデシュに敗れたことは私にとつても衝撃的な事件だったと今でも記憶をいたしております。

その原因につきましてはいろいろな分析があろうかと思ひますが、一つは、アジア諸国の支持を十分に固め得なかつたこと、またバングラデシュはイスラム系の国として日本よりも幅広い支持を得ることができたこと、それに加へまして、やはり日本として国連の分担金その他ではある程度金銭には達しておりましたけれどもまだ国際社会においてさまざまな分野での貢献が十分に理解をされていなかった、また我が国としての努力も足りなかつたということではなかつたかと存じます。

○成瀬守重君 私は、日本の惨敗、まさに惨敗だと思ふんですけれども、これはアジアを初め第三世界の国々から、たゞいま外務大臣のおっしゃるようないろんな事情もあったと思いますが、基本的な面では信頼されていなかったんじゃないか、私はそういうふうに考えるわけです。

確かに、日本は世界の国々や発展途上国に対して、まあ今日ほど多額な資金援助や莫大な開発援助をしていませんでしたけれども、やはりアジアの国々に対しての協力体制はあったと思います。また、そういった中でアジアを初め第三世界の国々、そういった国々が日本を信頼して安理で活躍してくださる、日本を頼りにしていますよというふうな一票を入れてくれなかった、これはやっぱり何とんでもない面での日本に対する信頼の欠如というものが大きく影響したんじゃないか。

バングラデシユは、近隣諸国やあるいはバングラデシユを支援した多くの国々に対して、経済的な面あるいは軍事的な面での貢献度というものは私はなかったと思うんです。今、外務大臣はイスラムというふうな宗教上の一致というものもあつたとおっしゃいましたけれども、もちろんそれもあったでしょうけれども、イスラムの国すべてが私は応援したとは思わないんです。

しかしながら、第三世界の国々、こういった国々は民族問題や経済問題などさまざまな国際紛争に見舞われるんですが、日本に頼るよりもバングラデシユを応援した方が我々のためになるんじゃないか、そういった考え方が第三世界の国々の人たちにあつたんじゃないか。外交力という点からいって私は日本の方がはるかにあつたし多くとつたと思ふんですけど、ただ一点、私は、日本はアメリカやヨーロッパの先進諸国とかなり考え方が一緒であり協調的な姿をとつた。それに対して、多くのバングラデシユを支持した国々が、そういった面で自分たちとは日本は違うんじゃないか、バングラデシユの方が自分たちの頼りになるんじゃないか、そういった信頼関係というものが

がこういった投票行動にあらわれたんじゃないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治君) 成瀬先生御指摘のような問題も確かにあつたと存じますが、同時に、当時はまだ国際社会が南北問題という問題が非常に深刻な事態でございまして、我が国としては、戦後の復興過程でいよいよ発展途上国的な経済的なレベルから先進国レベルへ到達をして、ある意味で先進国としても十分ではない途上国の仲間でもないという非常に難しい時期にあつたという点も影響しているかと思ひます。

その意味で、その後の情勢は大きく変わってきておりまして、南北問題または自由主義圏対社会主義圏という対立も従来とは様相を異にしておりますし、我が国としては先進国の仲間入りしながら開発途上国の立場にも立っていたいろいろな活動もできております。

その意味では、そのときの反省にも立って努力をしてきた結果、その後、非常任理事国としては七回にわたつて選ばれてきておりまして、これは世界の非常任理事国の中でも最多の回数の中に入るのであると。その意味でも、その後の我々の努力が実を結んできているというふうに考えております。

○成瀬守重君 確かに今、大臣のおっしゃるように、その後、日本は非常任理事国として選ばれてまいりましたけれども、しかしながら、その当時の時点において私も非常に大きなショックを受けて感じたわけでありますけれども、やはり何となくも国と国とのつき合ひの関係というのは、三本元総理が言われたように、信なければ立たずという言葉がありまして、やっぱり信頼関係というものは非常に大事じゃないかと。確かに国際関係というのは南北関係あるいはさまざまな複雑な要素が絡み合つておりますけれども、しかしながらその根本には、この国をサポートしてこの国に協力して一票を投ずれば、その国が我々のために骨を折ってくれるんじゃないかと。やはり経済的な援助とかそういったものも大

事だけれども、それ以上に人間的な触れ合いや協力関係というものが大きくそういう国際社会での活動に影響するのではないかとこのことを痛切に感じたわけですね。

丹波局長にちよつと伺いますけれども、非同盟諸国というのは今どれくらい国連の議席の中でありますか、大体。アバウトで結構です。

○政府委員(丹波實君) 突然の御質問でございまして、現在、国連加盟国百八十四カ国ございまして、分け方にもよりますが、分けても、百カ国を相当上回るのではないかとこのように考えております。

○成瀬守重君 やはりそういった国々と日本との信頼関係というのは、私はこれは大きな今後の、今いろんな新聞やテレビや、またこの委員会や予算委員会等においても我が国の常任理事国入りという問題がいろいろな面で議論もされ望まれておりますし、私も日本が常任理事国として国連の場において国際貢献しその責任を果たすということをお願いするものでございまして、しかしながら、その基本となる我が国の外交姿勢、特に外交担当者の中にそういった面での信頼関係というものが本当に培われなかったならば、幾らいろいろな条約とかあるいは借款だとか政府開発援助を行つてみても、いつどこでどういふぐあいになるのかかわらないというふうな疑念という不安を持たれるんじゃないかと。

そういう意味で、大臣、まことに失礼ではございますけれどもお伺いしたいんですが、あなたは五月二十日の参議院予算委員会が我が党の前島英三郎議員の質問に答えて、「外交の基本は、国と国との信頼関係、そして国民と国民との信頼関係を確立して紛争のない平和な社会をつくるということであろうかと思つております。」と言われました。私もまさにそのとおりだと思ふんです。続いて前島議員が、「三月に、自民党を代表してあなたは外交問題に大きく時間を割いた質問を衆議院本会議で行いました。そして、大いに羽田外交への批判を行った。そのわずか二カ月後に、批判した

相手の連立内閣の閣僚、それも外務大臣に就任するというのが世界各國の人々に理解され信頼されると思ひかどうか、伺いたい。」という質問をしました。私ももう一度この場において、大変失礼ではございますが、外務大臣に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(柿澤弘治君) 私の政治姿勢についていろいろと御批判をいただいていることは私の不徳のいたすところと思つております。

ただ、私なりに御説明をさせていただきますれば、三月に確かに自民党を代表して代表質問をいたしました。その中では、連立内閣としての弱点といひますか、を指摘して、なかなか政治改革が実現した後の外交政策や経済政策について合意が得られない、合意がとれるという点を主として指摘したつもりでございまして。

例えば、日米包括経済協定について十分な政治的なリーダーシップが発揮されないままに総理が訪米をされる、そしてノーと言つて帰ってくる、これは我が国にとつてもゆゆしき大事であるということを申し上げたつもりでございまして、そしてそのときに私なりの幾つかの具体的な提案をさせていただきまして、数値目標は受け入れるわけにはいかないけれども、何らかの定量的な基準も含めた客観基準というものを日米の間で合意することが必要だということを訴えたつもりでございまして。そして、羽田外交は批判をしておりますが、そうした連立内閣の政策合意の十分でない内閣の弱点というものは指摘したつもりでございまして。

今回、図らずも政党構造の再編成の中で連立内閣の一員として加えていただきました。外務大臣の要職を与えていただいたことは、私にとつてはその責任の重さを痛感いたしております。その点もございまして、日米包括協定についてはできるだけ早く再開をしていきたいということでも私も努力をし、羽田総理の御指導のもとで早期の再開にこぎつけることができた、その意味では三月に私が主張したことが一歩前へ前進したということ

感じておりまして、さらにまだまだこれから努力を積み重ねなければいけないと思っておりますが、そこで指摘した点については単なる批判に終わらずに、むしろ建設的な批判として実現させるべく今後努力をしていきたいというふうに思っております。

○成瀬守重君 確かにそのような意味の御発言も承りました。と同時に、このような発言もなさっていらっしゃると思います。「私も長い間ヨーロッパで生活をいたしておりましたが、連立政権というのが常態化している国がたくさんございます。そうした中で、野党のときに連立政権を批判し、そして連立の組みかえのときに自分の志を生かすべく、政策を生かすべく新しい内閣に参画をする」ということはしばしばあることでございまして、これが連立の時代の政治家の自分の志を生かすやり方であろうと考えております。」と、大臣、あなたはこのような答えになつていらっしゃると思いますが、このお答え方は今でもお変わりございませんか。

○國務大臣(柿澤弘治君) 冷戦構造が崩壊して価値観が多様化する中で、政治のあり方も大きく変わつてございまして。そうした中で、一つの現象として多党化現象というものが進んできていることは、日本だけではなく一つの世界的な流れであろうかと思ひます。もちろん従来どおりの政党構造を持つていくところも、維持しているところもございまして、一般論としてすべてをカバーすることはできませんが、その場合にはいろいろな形で連立の枠組みが変わりながらそれぞれが自分の政策や意思を生かしていくということはヨーロッパの諸国ではままた見られることでございまして、私はベルギーに四年生活をしておりまして、一年に二回ぐらい政権交代があります。外務大臣が総理大臣になったり、総理大臣がほかの大臣になつたりというふうなことで、組み合わせが変わることをずっと見てきておりましたので、それをそこで若干申し述べた次第でございまして。

○成瀬守重君 確かに、おっしゃる通りにヨーロッパ

バ社会においてはそういったことも見られることは私も承知しておりますが、日本人のシンパシーにはなかなかまだちょっとなじみにくい点があるように思ひます。

それはともかくとして、大臣、あなたが渡辺元外務大臣や伊吹衆議院議員とお書きになられた「新保守革命」という本の中で、私の考えも本書の提言の中に盛り込まれてお書きになつていらっしゃると思いますが、この本の中に、「国際社会での役割を責任を持って果たすため、国連の安全保障理事会常任理事国入りを実現し、国際社会での意思決定へ積極的な参画をはかる。」という提言があります。

私も同感であります。ところが、大臣、あなたは三月七日に自民党の代表として衆議院の本会議で代表質問された中で、「現政権、これは羽田内閣ではなくて細川内閣ですが、「現政権には、我が国が国連の安保理に入ることに付いて否定的な意見があると聞いておりますが、これも国際連盟を脱退したときの孤立主義と相通するものがないとは言えないでしよう。」と、批判していらっしゃる。

大臣、いわゆる我が国が安保理に入るということについて消極的という否定的な考えが細川政権にあったわけですが、そうすると、その後もちろん総理は細川首相から羽田首相に変わつたわけですが、私が国が安保理に入ることについて否定的な意見があるという関係といひますか、あるいはそのグループといひますか、そういった意見の方は大臣がお入りになられたことによつてやめられたわけですか、どうなんですか。

○國務大臣(柿澤弘治君) この公の席で特定の政党または個人のの名前を申し上げるのは恐縮かと思ひますので差し控えたいと思ひますが、羽田内閣になつてその点では細川内閣のときよりも前向きになつておられるのではないかと、羽田総理の御発言を伺ひながら、そう考えておりますし、それは私の考えにも近いと思つております。

○成瀬守重君 私は今のお考えを聞いて、一つに

は安心し、一つにはちょっと不安に思つたんです。ということとは、そういった考えがあつたとなかろうと入つてやるということとは、そういった考え方を克服できる自信がなくなりつつあるから入つて志を遂げられるようになるんだと、そういうお考えなのか、その点をもう一回、ちょっとお伺ひしたいんですが。特定の個人の人名やグループの名前は結構です。

○國務大臣(柿澤弘治君) 私並びに私の同志である七人の者でございまして、自由党という小さな政党を設立いたしましたときに、ちょうど同じころ、連立与党側は大変御苦労をされながら七項目の合意確認書というものをおつくりになりました。これは細川内閣が誕生したときの非常に大まかなといひますが、大枠の政策合意に比べればかなり踏み込んだ内容のものになつておりまして、私はそれなりの評価ができるものであつたというふうに考えました。

そうした段階で、羽田総理候補から自由党に対して話し合いをしようという働きかけをいただきまして、政策についての話し合いをいたしました。そして、私の方は、合意書は前向きに評価できるものだ。ただ、三点について私どもの意見を申し上げたいということで申し上げましたところ、羽田総理候補、当時でございまして、それは我々も同感だと、政策が合意ができるならぜひ協力をしてほしいというお話がありましたので、私たちは羽田総理の名前を首班指名で書かせていただいたわけでございます。

そこから先のことはもう私のそのときの想像を超える状況でございまして、今、成瀬先生がおっしゃつたようなことを想定して行動したわけではないということとは御理解いただきたいと思ひます。

○成瀬守重君 多分そういうお答えが返つてくるんじゃないかと思つておつたわけですが、そうしますと、政局がどういふぐあいに動くかわかりませんが、もしそういった我が国が安保理

に入ることに付いて否定的な見解を持った個人あるいはグループ、まあグループかどうかはわかりませんが、再び政権に入るといふようなことになつて、しかもそれが同じ政権の中であつたやうなことになる、ほかの大臣の方はいでしよつたけれども外交を主管とされる外務大臣としては非常に悩まれるんじゃないかと。ある意味においては自分の志とあるいは自分の願つた政策が、それも軽い政策じゃないわけですが、非常に大きな政策ですが、それが実現できなくなるような事態が起きないとも限らないと思ひますが、そういった場合、大臣としてはどうなさいますか。

○國務大臣(柿澤弘治君) 私の任命権者は総理大臣でございまして、その点は総理大臣の御判断にまかしたいと思ひますが、一つだけ付け加えますと、昨年からここに於いて、国際社会においてまた我が国の国内においても、日本が国連改革の中で積極的な役割を果たし、またそれに国力に相応した責任を果たしていくということに対する理解が随分深まってきたように思ひます。その意味では安保理常任理事国になるという、これは選挙運動と違ひますので、なりたいたいと思ひますが、余りえげなくやるものではないと思つておりますが、国際社会また国内における世論はそういう方向に進んできているのではないかと。

ただ、一つの懸念は、国連常任理事国になつたときにどこまで軍事的な責任を負わされるのか、またどこまで責任を負うべきなのかという議論について一抹の不安があつたかと思ひますが、この点については国連の事務総長も決して日本の憲法のもとで常任理事国としての責任が果たせないものではないということをおっしゃつていただいておりますので、私もそれはそういう方向で、日本は日本なりの平和に対する貢献ができるというふう

に考えております。

○成瀬守重君 アメリカでは大統領も議会も基本的には日本の常任理事国入りを支持していると聞いておりますが、しかし一九九四年一月二十八日、

アメリカ上院は、軍事作戦参加が絶対条件で、日本とドイツの常任理事国入りに関し、アメリカ政府は両国が国連の軍事作戦に参加し、軍事的責任を果たすことが可能になるまで支援すべきではないとする決議を全会一致で可決した。しかも、提案者のロス上院議員は、両国は常任理事国になる前にまず常任理事国としての全責任の遂行を妨げる障壁を取り除くべきだと強調したと聞いております。この日本における障壁というのは恐らく現行憲法のことだろうと思いますが、こういった事実があったのかどうか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(野上義二君) ただいま先生御指摘の決議は、先生御指摘のように本年一月二十八日、米国の上院において上院の意見、センス・オブ・ザ・セネトと言っておりますけれども、上院の意見として採択されたものでございます。

その中で、主要点は二点でございすけれども、一点は、原則的に米国は日独の安保理常任理事国入りを支持すべきである、第二点は、両国とも現常任理事国が受け入れて責任を全面的に果たすべきである、この二点でございす。

私どもの考えでは、現在の常任理事国が果たしている責務というのは日本として果たせるという解釈をとっております。

○成瀬守重君 この点につきまして、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(柿澤弘治君) 成瀬先生も御承知のとおり、アメリカの上院下院は決議をたくさん出します、もうその意味ではその決議の中の一つということで、私どもが考えているよりもその重要性というのは若干低いんじゃないかと思ひます。しかし、そういう意見があることは事実でございす、私も国際社会、いろんな形で今までかかわってまいりましたけれども、決して今の上院の決議が世界の多数意見であるとは考えておりません。また、国連事務総長は、再度にわたつてその点をきちつと説明をしております。

また、御承知のとおり、常任理事国の中でPK

○その他に必ずしも積極的に参加してない国はたくさんございす。今回のソマリアでもアメリカは犠牲者が出たときに直ちに引き揚げました。しかし、それだから常任理事国として責任が果たされていないとアメリカを非難する国もないわけではございません、そうしたことは懸念をすることはないのでないかと思ひます。

○成瀬守重君 五月十三日の参議院の本会議で、我が党の平井卓志両院議員会長が代表質問されまして、それに対して羽田総理は、「軍事的な責務に安んずる常任理事国となつたといひましたも、追加的に我が国の憲法上問題となるような具体的な法的義務、これを負うことは通常想定されておられません。この点はブトロス・ガリ国連事務総長が昨年十二月に来日された際繰り返し指摘されたところでありまふ。」と、答えておられます。

どうも何か羽田総理のお答えを聞いておられますと、丹波条約局長が総理にわかられて何かお答えになつておられるような、そういう感じがするわけですが、それはともかくとして、私の頭の悪いせいかわかりませんが、非常にわかりにくいにお答えだと思ふんですが、さっきの上院の決議と今の羽田総理のお答えになつたような、さういふこと、これは法的な形では問題はないと言ひけれども、現実的にも問題はございせんか。

○政府委員(丹波實君) 具体的には、問題になつておりますのは国連憲章第七章の四十二条、四十三条が定めるところの集団安全保障のいわば核心をなしますところの軍事的な措置についての問題だと思ひますけれども、四十二条におきまして安保理が軍事的措置を定める、それは四十三条によつて成立する国連軍というものを前提にして考へられておる場合が多いわけですが、その場合、この国連軍、いわゆる括弧づきの国連軍に参加するかしないか、あるいはいかなる態様で参加するかということにつきましては、必ずしも義務になつておるわけではございません。

したがひまして、この義務になつておるわけではないという点は、通常の加盟国であつて、あるいは非常任理事国であつて、あるいは常任理事国であつて、この三つに差別なく必ずしも義務にはなつておるわけではないという意味で整理した考え方を総理が申しておられるわけではございまして、少なくとも国連憲章の解釈といひましては、国連の安保理の常任理事国になるから即座にこの四十三条上の何かの義務を負うという形には、さういふ仕組にはなつておりませんという形を申し上げておる次第でございす。

一言つけ加へさせていただきますと、現在の安全保障理事会の任務、責任というものは冷戦後非常に広く考へられておりました、その中には環境とか人権とか難民とかいろんなものが広く入つてきておりまして、私は、各国がさういふ中に入つてきて自分の国の得意とする分野で全力を挙げるといふことであれば、それは国際社会に十分受け入れられる姿勢であり考へ方であるといふふうに考へておる次第でございす。

○成瀬守重君 もう少し後で伺つてさういふ答えをいただこうと思つたら、先に言われちゃつたのであれでございす。

もう一つ、国連財政についてちよつと伺ひたいんです。

一九九二年から九三年の国連の通常予算では二十四億六千八百三十九万二千二百ドル、一ドル百円計算で換算すると約二千四百億円で伺つておりますが、二年間を一位といたして、一年分に換算しますと約千二百億ドル。日本の人口二十万人規模の地方都市ぐらゐの予算だそうですが、加盟各国の分担金で賄われているようですが、一九九二年から九四年で第一位がアメリカで約三億ドル、全体の二五％。第二位が日本で一億二千七百五十万ドル。続いてドイツ、ロシア、フランス、イギリスという順番になつておるようですが、さういふ分担率というものは一体どこでどのような形で決められるのか、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(高野幸二郎君) 基本的には加盟国の

支払い能力に応じて定めるといふ考へ方でございまして、具体的に申し上げますと、各国の国民所得等に基づいて一定の計算を行ひまして、三年ごとに国連総会において決定されているといふこととございす。

今お話しした数字につきましては、九一年の国連総会で決められておりました、九二年、九三年、九四年ということでは三年間適用されております。

○成瀬守重君 そうすると、案は委員会をつくつて総会で決定するわけですね。

○政府委員(高野幸二郎君) さうでございます。

○成瀬守重君 これはその国の、例えば理事国に入るとか常任理事国に入るとかさういふものとは全く関係なく、その国の経済力で決められるわけですか。

○政府委員(高野幸二郎君) 先ほど申し上げましたのは国連の通常分担金の話でございまして、今の御質問の絡みで申し上げますと、義務経費といひましてPKOの分担金というのがございす。こちらの方は安全保障理事会の常任理事国につきましては調整されて少し上乗せが来るといふことで、例えばアメリカの場合、通常分担金の分担率は二五％でございす、PKOになりまふと少し上積みが来ますので、三三％をちよつと超えるといふふうになつております。

○成瀬守重君 その次に、ただ常任理事国になればいいというのじゃなくて、理事国になつたら一体どのようなことをしなさいのか、どのような形で国際貢献したらいいかといふことを伺ひたいと思ひます。丹波局長が非常に先見力があつて先にお答えいただいたようですが、それはともかくとして、さういふことだけで先ほどの軍事的な貢献という問題を我が国が担わなくていいのか、さういふ面についての不安は恐らく国民の皆さん方に常につきまといつておる問題だと思ひます。

さういふ面、これに対して大臣からお答えがあつたし、また丹波局長からもさまざまな分

野でのそういった貢献の道があるということをお教えたいただきましたけれども、しかしながら、これからますます多様化する国連を中心とする活動というものが我が国がその中で活躍するということは望ましいことだと私も考えています。そういった面において我が国がその中で活躍するには、特に常任理事国という世界の運命を左右するような中に入る以上はやはり信頼関係をきちっとした形で確立していくことが大事じゃないかと。そういう意味において、大変失礼な言い方ですが、先ほど私は大臣に対して申し上げましたけれども、今後ともそういう意味での、国連どころか日本の各界各層の信頼関係を確立する、そういった意味での御努力をいただいて、内外ともに皆から信頼される外務大臣としてのお働きをぜひお願いしたい、そういうことを私は申し上げまして、大変申しわけございませんがこの問題を打ち切らせていただき、続いてオゾン層の保護あるいは国際電気通信条約、この問題についても質問したいんですが、ちょうど時間がなくなったようでございますので、これで質問を打ち切らせていただきます。

○笠原潤一君 自民党の笠原潤一であります。まずもちまして、柿澤外務大臣御就任おめでとうございます。あなたは非常に外交政策に詳しいというお話を聞いておりましたし、いずれかは外務大臣におなりになる、こう信じておったものですから、このたびの御就任、大変私は期待いたしております。

しかし、大臣、今、世界を取り巻く情勢というのは非常に厳しいわけでありまして、かつてないくらいいろいろな諸問題がここ一年の間に起きております。なかんずく、今一番大きな問題はアジア北東部における問題でありまして、この問題は一步誤ると大変なことになる、こういうことを大変懸念いたしておるわけです。そういう点で、私は、我が国にとるべき道、それにもしも誤りがあった場合はそれは大変なことになるだろう、こう信じて疑いません。

きのう、あなたは中国の外務次官とお会いになつております。そのことについて内容をお聞かせいただければありがたいと思います。

○国務大臣(柿澤弘治君) 中国の唐家璇外務次官とは長い友人でございましたが、今回は次官レベルの協議ということで日本へおいでになりました。しかし、ちょうど北朝鮮の核開発疑惑の問題が厳しい状況に立ち至つておりましたので、あえて国会の会期中でございましたが会談をいたしました。そして、この問題について意見の交換をしたわけでございます。

我が国としては、話し合いによる解決を望む、そして北朝鮮がIAEAの査察を受け入れてNPJTの加盟国としての責任を果たしてもらいたい、そして核不拡散体制の崩壊を防ぐ、そして北東アジアの安全のためにそうした疑惑を晴らしてもらいたいと真剣に考えているということとを申し述べ、中国の御協力もお願いをしたいということを行いました。中国側からは、中国としても、北朝鮮がまた朝鮮半島が核保有の地域になるということには望んでいない、その意味では国際社会と協力してできるだけ努力をするつもりであるということをおっしゃつておられました。またあわせて、しかし朝鮮半島における平和と安全というものにも関心を持っている、その意味では北朝鮮の核開発疑惑の解消と安全というものをどう両立させていくかというのが中国の考え方であるという説明がございましたので、私も、それには同意できるものでございます。その点で今後とも協力し合い、意見の交換をし合つて協力していこうということをお互いに誓ひ合つて別れたわけでございます。

○笠原潤一君 実は、きのう、御承知のように、韓国の金泳三大統領とエリツイン大統領が会談してお互いに協定書結びましたね。その中でエリツイン大統領は、もし核の問題がこれ以上問題になれば北朝鮮に対するいろいろな軍事物資の調達等も行わないということを書いていましたね。さらに、その中でエリツイン大統領は、北朝鮮との

国交条約はもう死文化しているんだということを言っているわけです。ロシアですらもうそうなるおそれです。

今IAEAの査察を北朝鮮が拒否したわけですよ。今伝えられるところによれば、核燃料棒の抜き取り作業はもう半分以上進んでいる。そして、それが実際に行われておつて、もし核爆弾なりあるいはそういうものを北朝鮮が持ったとするならば、これはもう当然国連は制裁に踏み切ることには間違いないし、もう今そういうことをガリ事務総長も言つておるわけですから、その場合に日本は一体どういう立場をとるのか、その点を外務大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(柿澤弘治君) これも羽田総理大臣が再三にわたつて答弁をいたしておりますが、我が国としてはあくまでも話し合いによる解決を引き続き模索をしていく、そしてそのために関係諸国と協力をしていくという立場でございますので、国連において制裁その他の議論が行われる前に、公の場で我が国としてどうこうということを議論することは差し控えたいと申し上げておりますので、お許しをいただきたいと存じます。

○笠原潤一君 まあそれはそれでしよう。ところで、これまで報道によれば、この北朝鮮が開発したノドンですね、この弾道の距離というのは大体関西以降だという話です。したがって、もしも一朝有事になった場合に我が国に対してそういうものが発射された場合の問題があると思うのです。これは仮定の問題ですがね。

この前もベリリ国防長官でしたか、ソウルへ行かれまして、北朝鮮は核爆弾は二個持っているんだ、こういうことをおっしゃつておりましたね、新聞の報道によりますと。これは、米国がそういうことを言つておるといことは、私もそれはそれはもうその報道でしか知りませんけれども、果たしてそれは本当に核兵器を持つておるのかどうかというのを、外務省としてはそれを承知しておるといふか、そういうことは認識されておるんですか、どうですか。

○国務大臣(柿澤弘治君) 事実関係でございますので、アジア局長から。

○政府委員(川島裕君) お答え申し上げます。米情報関係者が、北朝鮮が一、二個の核兵器をつくるのに十分な量のプルトニウムを保有している可能性があると云つたわけでございまして、その可能性があると云うところまででございます。それからもう一つ、プルトニウムまでで、果たしてそれが核兵器になつていくかということとはまた別の問題でございます。いずれにいたしましても、日本自身としてはこれを保有しているか保有していないかということについては確言できないわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても重要なのは、持っているか持っていないかではなくて、とにかく北朝鮮が査察を完全に受けて核疑惑を完全に晴らしてもらふ、これが一番重要だろうと、そういうふうな考えておるわけでございます。

○笠原潤一君 それは当然だと私も思います。だからこそIAEAの査察を受け入れるべきであるし、中国とかあるいはロシアもそれを大変心配しておるわけでありまして。もちろん米国の非常な脅威といえますが、それに対する我が国民のやっばり疑念もあると思うんです。先般の連立のお互いの合意の中でもそれがあつたわけですから、北朝鮮の問題については、

したがって、日本国民も非常にそういう点では心配をしておるんじゃないか。そういう点では我が国がそういう疑念がないということをやつぱり国民に知らしめることがいわゆる国の安定だと思ふし、そのために外交があるわけですから、そういう意味であらゆるルートを使ってそういうものに対する対処をしてもらいたい、こう思うんです。その点はどうですか。

○国務大臣(柿澤弘治君) 先生、おっしゃるとおりでございます。その点で疑念を晴らしていただく最良の方法はIAEAの査察のもとでその過程を検証してもらうことだということに思つてお

りますので、これから安保理で議論をされることになると思いますが、できるだけ北朝鮮がそれに従って、IAEAのメンバー国としての責任を果たしてもらうということを期待いたしております。

○笠原潤一君 そこで問題は、この北朝鮮に有事が起らないことを私も一番期待しておりますけれども、今非常に心配されておられるのは、きのうのテレビでしたか、例えば前の駐北朝鮮ロシア大使が、いやもう北朝鮮側は核兵器をつくる意思は十分にあると、それを持ちたいという意思が十分にあるということを言っておりましたですね。きのうのテレビの報道の中で、そうしてさらにきのうのテレビの報道によると、ロシアの国際核研究所に過去三十八年間に百五十人の研究員を受け入れていた。それだけ受け入れていたれば、それはもう核兵器をつくるのに十分のいわゆる技術力を持っていたと思うんですよ。

したがって、そういう問題がある限りは、やっぱり国際的にそういう懸念がある問題を私試させるためには——かつて金丸さんと田邊さんというのが北朝鮮に行ったでしょう。日本は、北朝鮮に対してはほとんどコネクションといいますが、そういうものはないわけですね、今実際に。したがって、だれかがやっぱり北朝鮮とお互いに腹を割って話合って、やっぱりその問題に積極的に取り組む方法を日本も考えなきゃならぬと思うんですよ。そういう点では、そういう金丸、田邊ミッションと違ってまたある意味では非常にそういうルートを持つていた人たちもおると思うんですけども、そういうのをやはり大いに積極的に活用する必要があると思うんですが、その点はどうですか。

○国務大臣(柿澤弘治君) 我が国は、一昨年の十一月に日朝国交正常化交渉が断絶して以来、公式の接触のルートは断たれているわけですが、さまざまな形で先方とも接触をする努力はいたしておりますが、現在北朝鮮側は米朝交渉というものを

重視しております。我が国との話し合いを再開する機運には残念ながらないというのが事実でございます。政府としては、今後とも核疑惑の解消を先方が誠意を持って努力してくれるなら、心を開いて北朝鮮とは話し合いをしていきたいというふうに考えております。

それから、これは政府の立場でコメントすべきことではございませんけれども、最近自民党の有志の議員の方、社会党の有志の議員の方がいらっしゃるといふことも伺っております。その意味では、我が国の国民の希望を先方に伝えていただければ、これは大変いい機会ではないかと思っております。

○笠原潤一君 よく言われるんですが、日本と韓国は一衣帯水と言われたんです、まあ中国もそうなんですが。北朝鮮だって同じ一衣帯水の仲ですから、不幸にして長い間国交断絶になって今日に至っているんですが、もしもものごとがあった場合は恐らく世界の破滅に通ずると思うんですよ。ですからこそ、議員外交であるとか民間外交というのはそのためにあるんです。

政府間レベルでできなければ、そういうのはやっぱり政府がある意味ではバックアップしてやるのも私は一つの方法だと思うんですよ。それは日中国交だってそうです。かつてはいろいろなこともそういう形でやってきたんですから、そういう誠意と努力がもっとあつてしかるべきだと私は思うんですが、この点はいかがでしょう。

○国務大臣(柿澤弘治君) 今申しましたように、政府としてなかなかコメントしにくい状況でございます。ただ、そうしたルート、窓口は多様である方が望ましい。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、核開発疑惑、IAEAの査察拒否というものがかなり現在国際社会全体の重大な関心事になっているだけに、その動きを妨げるようなことがあつてはならないという点だけは配慮しなければならぬことではないかと思ひます。

○笠原潤一君 それはよくわかるんですが、しか

しもうこれは一触即発で、もし起こったときにはこれは世界の不幸になるんですから、私はその点はずっと積極的に取り組む必要があると。起きてしまつてからでは遅いわけですよ。かつての戦争時代と違いますからね、核というのはもう完全に人類を破滅するんですから。私はそういう点で大変今心配しています。小手先じゃなくて本質的にそれを実行するのがやっぱり一番大事だと、こう思っております。

それからもう一つは、もし仮に北朝鮮で有事が起きた場合に、今、中国からも大量の難民が日本へ流入してきますね。暴力団とも組んでおつて、そして一部はわかつたんだけどほとんどわかつたなかた、何といいますが、福岡の何か倉庫の中に隠れていたというようなこともありまして、中国からも随分たくさん密入国者があると思つておられるんです。もしもこれ有事の場合、北朝鮮から工作員が大量に、組織的に、日本にある在日朝鮮人組織とそういう連携をする可能性もあると思うんですよ。そういう点は非常に心配していますが、これは公安調査庁はどんなふうにお考えになっておられますか。

○説明員(松浦博君) ただいまお尋ねのことは、現時点におきましては仮定の問題でございますので軽々に予測は申し上げられませんけれども、過去におきましては密入国した北朝鮮工作員の活動に朝鮮総連関係者が関与していた事件が幾つか報告されております。

○笠原潤一君 非常にこの問題も懸念される問題でありますから、今お尋ねしたわけですが、一応、北朝鮮の問題は大体その程度といたしまして、もう一つは日米問題です。今、予備交渉の最中でありまして、最近新聞の見出しを見ておりますと大変うまくいきかけておるように私は拝察いたします。

細川総理大臣はこの二月十一日にわざわざ建国記念日をほうっておいてアメリカへ行かれたわけですが、この是非は別として、まあアメリカの大統領でもよその大統領でも外国の元首たる者はそ

の国の建国記念とかそういうときには大概国内にいるものでしょう。恐らく出ていかれたのでありますけれども、細川さんはこの日に行かれたんです、それはいろいろな日程の都合もあったかも知れませんが、しかしそれはそれといたしまして、あの時点では決裂したわけですね。そして大人の関係とおっしゃった。自來ずつと日米間には非常に陰鬱な状況で、例えばカンターさんがおいでになつてモトローラをこうやって振りかざしてやられたというふうなこともありますが、これもちよつと私も問題だと思つておられるんですが、先ほど、大臣の所信表明の中でいろいろ触れておられました私もよくわかるんですよ。

アメリカという国は基本的にはおもしろい国で、先ほどあなたがおっしゃつたように、上院で幾つかの決議がされる。上下両院でいろんながある。さらにアメリカというのは御承知のように有名なロピイストの国でもあるわけですね。したがって、必ずしも新聞の報道どおりではないと思う。私は、今、予備交渉で非常にうまくいにかけておるので、これはやっぱり積極的に達成することが一番大事だろう、こう思いますよ。

それで、今の状況としては、まあ大臣もおっしゃつたようなふうにくんじやなかならうかと私も思つていますが、今後の日米関係についての見通しとしてはどうですか。

○国務大臣(柿澤弘治君) 日米の包括経済協議につきましては、御承知のとおり、分野別の協議、またマクロの問題、それから規制緩和その他、いろいろな項目を含んでいるわけでございます。

その中で、分野別の協議の目標について、いわゆる数値目標はいいか悪いかわからないような神学論争で二月は決裂してしまつたわけですが、今回はもうそういう神学論争は避けようということでお互いの理解が完全に一致したとはまだ言えません、しかしその差が狭まつたということでございます。その枠の中で分野別協議が今行われつつありますが、その意味では道半ばという感じでございますが、何とかまとめていけるように努力をした

い。また、マクロの政策についても、やはり内需主導型の経済運営というのをやっていかなきゃいけない、こう思っております。

○笠原潤一君 幾つかの問題をお尋ねしたいんですけれども、時間もありませんから、最後に一つ。

実は米の問題でガット・ウルグアイ・ラウンドで羽田外務大臣が最後に行かれまして、そして結果的にはああいうことになった。我が国は国会で六回も決議しておきながら結果はミニマムアクセスを受け入れたわけですよ。それはそれとして、先般また羽田外務大臣がマラケシュへ行つて一応その最終的な話し合いをしてきた、こういうことでありまして、これから今度日本国で批准に入るわけですね。この批准ですが、非常にこれは私は疑問に思っているんですよ。必ずしもこれが批准されない可能性だって私はあると思う。そのときは一体どう政府としては対処されるのか。

かつてアメリカで、今は国際連合ですが、国際連盟をウィルソン大統領がつくったんですよ。彼は意気揚々と帰ってきたけれども、アメリカの国会で否認されてしまったんですね。実際の話が。国際連盟を提唱したウィルソンさんが、自分の国で批准を否決されたけれども、別に問題は起きなかったわけであって、国際連盟は堂々と生きていったわけです。これに限らず幾つかの問題で批准されないのがよくあるんですよ、アメリカの国会というところは。

ですから、我が国でこの問題が、どういう形でガット・ウルグアイ・ラウンドの条約が出てくるのかわかりませんけれども、個別で出てくるのか、米だけは米だけで出てくるのか、あるいはその他はその他で出てくるか知りませんが、仮定の問題ですけれども、この米に関しては批准されない場合が想定されるときはどうするのか。

○政府委員(丹波重吉) 先生、御説明申し上げるまでもないことだと思いますけれども、日本ほど戦後のいわば自由貿易体制が裨益してこれほど繁栄した国はある意味ではないわけではございまして、今回のWTOの設立というのは、そういう仕組み

というものを人類全体としてもう一歩進めようという考え方でできておる協定でございまして、私たちはひたすら国会に批准をお願い申し上げます立場でございまして、不承認などということはぜひこの段階でございましていただかないように、本当に努力いたしますので御理解をいただいで批准させていただきたい、そういうふうに思います。

○笠原潤一君 私は、米の問題はこの前も言っているんだけれども、日本の国会で六回も決議したんだけれども、じゃ、実は米のことを一体だれが一番よく知っていたのかということなんです。柿澤大臣、あなたもよく海外、アメリカへ行かれますが、米というのはアメリカではカリフォルニアだけでしかできないんですよ。なぜかというとな、私が今さら申し上げるまでもなくそこは非常に天候が温暖なんです。雨が降らない。したがって、カリフォルニアのサリナス一帯の米というのはフリーバグムとかシヤスタから水を引く張つてやっているんですよ。だから計画生産ができるんですよ。あそこは台風もなければ何にもありませんから非常にうまく米ができます。かつて日本が米を買ってこれると思つて南部の方もつくろうと思つたんだけれども、あちらの方はハリケーンが来ますから、それは倒伏してしまつたら大変なことをやらなければなりませんから、米の取り入れ作業なんてできっこありませんから、南部の方はほとんど米はできなくなつて加州一州なんです。それもカリフォルニアでわずか二百万トンか三百万トンぐらいいかできないんですよ。

したがって、アメリカの国会でフォー・エグザンブルで米の問題が例えれば日本のインバランスとか貿易障壁の話で出てくるけれども、本気になつて米の開放を推進しようと言つた議員はおりますか、実際に。私はその辺を非常に疑問に思っているんですよ。

そういう点からいって、なぜ日本が六回も国会決議をしながら、そしてアメリカでもっと本当に日本の立場を、アメリカの国会とかそういうところ

ろで日本がどれほど取り組んでいったか非常に私は今でも疑問に思っているんです。その点についてどうですか。

○政府委員(原口幸市君) 農業の問題は、関税以外の国境措置は基本的には認めないという物に関するガットの既存の貿易ルールの中に農業をどのように取り込んでいくかということが大きなイシューでございまして、それが恐らく今回のウルグアイ・ラウンド交渉の一番大きなイシューになつていく。したがって、日本は非常に大きな経済力を持つている国であるということ、それから米の扱い自体がそうした農業交渉の目玉という争点の一種のシンボリックな問題になっているというところがあつたと私は思っております。

○笠原潤一君 いや、実はそこがシンボリックだというのはおかしいのであつて、今、日本は約四兆円の食糧を輸入しています。約四百億ドルないし五百億ドルぐらいい。大豆、トウモロコシ、小麦も圧倒的にアメリカから全部入れて、本当に日本の主要食糧というのはみんなアメリカから入れてきているんですよ。米というのはミニマムアクセスで最終的に受け入れてもせいぜい八十万トンです。この四兆円もの食糧の輸入をしているにもかかわらず、日本の米が本当にそれこそ例外措置がなぜ認められなかったかということ私は非常に不満に思っているんですよ。

今度のウルグアイ・ラウンドで、アメリカの場合、例外措置としてはアメリカの海運、これ入っていないでしよう。それからフランスなんかどうですか、オーデオビジュアル、これが例外になつていますよ、特例措置になつていっているわけですよ。オーデオビジュアルといつたらこれ最初、アメリカでつくつたものじゃないですか、考えてみたら、それがフランスの特権として特例措置になつていいます。本来ネーティブなものじゃないわけですよ。海運だって日本はすごい海運国だけれども、アメリカはこの海運だけ特例措置で認められてい

るんですよ。これはちよつと私も非常に疑問に思っているんですよ。しかし、皆さん方の努力は

大いに買っていますけれども、そこら辺の問題がありまして、日本の外交の姿勢についてそこら辺がちよつと取り組み方が甘いとやうとしかれるかも知れませんが、どうもそこら辺の問題が私つきりしないと思つてます。その点はいかがですか。

○政府委員(原口幸市君) 先ほど申しましたように、この農業交渉の成否がウルグアイ・ラウンド交渉全体を左右するというようなウエイトの大きなものであつたということを第一に指摘させていただきたいと思ひます。

それから、確かに先生御指摘のとおり、ECにおけるオーデオビジュアル、あるいはアメリカの海運という問題がございましてけれども、これはいづれもサービス交渉分野における争点でございまして、サービス交渉自身はこれまで既存のガット、物の貿易に関するような取り決めがあつてその中に取り込んでいくということではなくてこれから新しくルールをつくらうという状況でございまして、米というのはミニマムアクセスに差があつたということはいえるのではないかと考えております。

○笠原潤一君 ちよつとそこら辺が私どもも非常に不審に思つていまして、けれども、何と云いますか、フランスのオーデオと米国の海運、さらに物づくエバー条項がたつきあんまりまして、アメリカのこのエバー条項を見ていると、こんなものがアメリカは特例措置で認められなきやならぬのかというのが随分たくさんあるんですよ。それに対して日本は押しまくられてしまつて、全部向こうの一方的な何か押し切りのやうなふうに見られますがね。その点ちよつと、私は非常に不審に思つていますが。

○政府委員(原口幸市君) 今、先生エバー条項の問題を御指摘になりましたが、アメリカの農業調整法に基づくエバー品目のことと存じますが、米国が昨年提出いたしました農産品に関する国別表によりますれば米国のこのエバー品目も関税化されるということになっております

し、さらに農業協定第四条には、現行ガット上のウエーバーに基づく非関税措置を含めて関税化の対象となつた措置については関税化を撤回できないこととなっております。さらに、WTO設立協定の一九九四年のガットの規定の中で一九九四年のガットのもとで引き継がれる予定のウエーバーのリストが引用されておりますけれども、同リストには米国の農業調整法第二十二条に対して与えられてきたウエーバーは含まれておりません。

したがって、このような交渉の経緯によりまして、米国のウエーバーはWTOの設立協定において一九九四年のガットのもとで引き継がれることとされておらず、右ウエーバーはWTOのもとにおいてはもはや効力を有していないというふうに私たちは理解しております。

○笠原潤一君 幾つかの質問ありましたが、中国問題もやりたいんですが、人権問題もあるんですけども、これは時間がありませんから。

最後に国際化の問題ですが、ODAの問題もありますけれども、私どもの岐阜県の場合、実は海外派遣職員を十人から十三人にふやしました。そして、県から外務派遣も今全国最大四人になっておりますが、今回また一人入れて五人も外務省へ派遣させていただいて国際化に貢献をさせていただいておられますが、今後、各地方自治体の海外職員の派遣ですね、これにどういうふうに取り組まれるおつもりかということ、同時に、日本はともPRが下手なんです。アメリカの場合はアメリカンセンターがあつて随分日本の中で活躍していますけれども、またイギリスのブリティッシュカウンシルがあつて非常に日本人がたくさん利用できますが、海外にもつと図書館とかジャパンセンターというのをつくつて、もつと日本の立場をどんどん説明しながら利用できるようなシステムをつくることも大事だと思いますが、この点、大臣どうですか。

○国務大臣(柿澤弘治君) 先生御指摘のように、やはり日本をよりよく知ってもらうという努力は

これから一層続けていかなければならないと思っております。その意味でもあちらこちらからそうした文化センターをつくつてほしい、また日本語の教師を送つてほしいという要望がたくさん出ておりますが、今のシーリングとかいろいろな枠の手算の中でなかなか思うように対応できないというのが残念でございます。これから努力をいたしたいと思ひます。

○笠原潤一君 どうもありがとうございます。

○松前達郎君 先ほどから北朝鮮の問題が随分出ております。恐らくIAEAは核査察の問題の結論として、その結果軍事目的でないという保証ができないというたしか声明をききましたんじやないかと思ふんですね。そうなりますと、この問題というのは非常に緊迫の度を増していく問題になってくるだろうと思ひます。先ほどからいろいろと論議がされてきたその心配がだんだんと近づいてくるような気がするんですけれども。

外務省、柳井局長をアメリカに派遣されましたね、急遽。これは特に核問題とは関係ないのかどうか。例えば米国と日本の間に二国間でも北朝鮮に対する何らかの対応を今後していこうということと柳井さんを派遣したのか。あるいはそうじゃないのか。これまず最初にちよつとだけ伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(柿澤弘治君) まず最初のIAEAの声明というお話がございましたが、IAEAのアリックス事務局長が国連のブトロス・ガリ事務総長に書簡を送りました。その中に、五メガワットの実験炉の燃料棒の引き出しがIAEAの査察のもとでいいますか、監視のもとで行われなかったために、過去における軍事転用の有無が検証できないことになったということを確認に述べているわけでございます。これは、IAEAはそういう事態になったときに国連に報告する義務があるそうでございます。その義務に基づいて報告をしたということでございます。また柳井局長をワシントンへ送つたことも事実でございますが、これはまあ本来は不公表で話し

合いたいということだったんですけれども、公表されてしまいました。日本、韓国、アメリカで相談をするということでございます。

〔委員長退席、理事野沢大三君着席〕

これは制裁の是非という問題よりも、国連の事務総長に報告されましたので、これから安保理でどういう形で対応していくかというようにことを日米韓で相談をしたいということでございます。

○松前達郎君 この問題はそれから先はもう質問いたしませんので。

それでは所信に対する質疑に入らせていただきます。と思いますが、柿澤外務大臣はこれまでしばしば、冷戦後の今日の国際情勢のもとで我が国が果たすべき役割として世界の平和と繁栄の構築に貢献するんだ、こういったことが重要なんだということを述べておられるわけですが、これは私も同感なんです。

ただ問題はこういう貢献をするのか、これはいろいろと意見があるところだと思ひますけれども、我が国は独自の貢献できる独特のものを持っているだろう、得意とする分野の貢献ができるんではないだろうか、これは私はそういうふうについているんですが、科学技術、私もそれに携わってきた一員ですけども、科学技術の問題ですとか、あるいは環境保全の問題ですとか、そういった面で貢献するののも一つの貢献のうちに入ろうと。また別の観点からしますと、これは我が国自身の政治、行政、経済、そういったものの変革、しかも外圧に依存しない自発的な変革というものがかかれた世界で大きな貢献につながっていくのじゃないかと。これもまた一つの面だと思ひます。

こういった点も踏まえまして、大臣の国際貢献に対する基本的な御見解があると思ひますから、それをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(柿澤弘治君) 松前先生御指摘の点、私も全く同感でございます。我が国として国際社会に貢献できる一つの方法

は、やはりここまで築き上げてまいりました日本の経済力を世界のためにどのように役立てるかというところでございます。その意味では、日本のODAが開発途上国の生活水準の向上、また産業の発展に役立っていることは、これも世界への大きな貢献であらうかと思ひます。

〔理事野沢大三君退席、委員長着席〕

また、今御指摘がありました国内市場の開放等を進めまして、日本が国際社会の中で、やはり日本の発展が国際社会の利益だということにより、利益を共有できる体制をつくっていくということもこれも大事なことであらうと思ひます。

また、環境問題は、私自身環境政務次官も務めたことがございますし、日本として一九六〇年代から七〇年代の厳しい環境問題を乗り越えてきたこの経験は世界でもユニークなものであり、世界の環境問題の解決に大きく貢献できる分野であらうかと思ひます。

また、科学技術の分野でも日本独特のさまざまな分野での技術を確立してきておりますので、これもそういう面ではできなことだと思ひます。

さらに、世界平和については、一つは予防外交といえますが、政治的な対話を通じての平和の醸成、これも今まで日本としてはどちらかというと慎重にといえますが、やや控え目な立場をとってきましたけれども、カンボジアの和平も、実現したのは必ずしもPKOとか自衛隊の方々の御努力だけではなくて、シアヌーク殿下を立てながら三派の間の和平への努力に日本も後からサポートしてきた、そうしたある意味ではソフトの面の努力もあつたことを忘れてはならないと思ひます。

そうした面を組み合わせ、多様な国際的な貢献ができるというふうを考えております。

○松前達郎君 全般的にお話しになったわけなんですけど、とりわけその中で今ソフトという言葉が言われたわけですね。我々アジアの一員としてアジア・環太平洋地域の平和と安定といいますが、実は本院の調査会でもそれを問題にしているわけですが、これに一体日本がどういうふうに着与すべ

きかという問題です。これについてはちよつとアジアというものを視点に置いてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(柿澤弘治君) 先生御承知のとおり、「歴史の終焉」という本が出て、イデオロギー対立の時代は終わったというのは定説になったと思います。しかし同時に、ハンティントン教授の「文明の衝突」という論文が出て、今後の国際紛争の種は文明と文明の衝突だという考え方もあるわけでございます。

しかし、文明が出会うということは、衝突の原因になると同時にある意味では新しい文化、文明を生んでいく一つのオポチュニティーといえます。チャンスにもなるんだらうと思います。その意味では、明治以来東洋文明に属しながら西洋の文化を吸収し、導入し、ユニークな日本文化をつくってきた我々の百年の経験というのは今後の人類文明といえますか、そういうものを創造する上で大変大きな意味があると思っておりますし、アジアという視点からそういう意味で日本は貢献している部分があるのではないかと思います。

政治に関連して申しますと、例えば人権民主化というのが世界の共通の価値になっているわけでございますが、ともすれば欧米がそれを非常にせっかちに実現しようとするのに対して、日本は最終的なゴールは同じであつてもそれを實現するプロセスにおいてはやっぱりアジア的な方法があるというふうに考えておりますし、その点、最近ではアメリカでも中国に対する人権外交等も今までのような一本調子のもではなくもつと柔軟なものになってきている、この辺についても日本はいろんな意味で積極的な貢献ができるのではないかと考えております。

○松前達郎君 いろいろなやり方はあると思うんですけれども、その貢献の基本となるのは外国からの信頼を得るかどうかという問題、これが基本にあると思うんです。それから、やはり理解も求めなきゃいけない。相互信頼といいますが、これが基本にないと幾らどんなことをやってもそう大

きな貢献の成果は出てこないんじゃないか、こういうふうに思うんです。特に、人権問題も今申されまじけれども、もう既に戦後五十年になるわけです。

かつて、一九八五年でしたか、ドイツのワイツゼッカー大統領、今度六月で引退になるんですが、この大統領が連邦議会で演説を行ったんです。これは有名な演説として今でも評価をされている演説があるんですけれども、これ御存じですか。もちろん御存じだと思ひますが、記憶されていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治君) はい、大変有名な演説でございますので、私も承知しております。○松前達郎君 この演説の中でワイツゼッカーさんが言っておられるのは、戦争の悲惨な出来事の反省がその主流になっているんです。

その中で、過去からの問題というもののについて、これを消し去ることはできないんだ、過去を変えたり起こらなかったことにすることはできない、そして、過去に目を閉ざす者は結局のところ現在でも盲目になってしまうんだという、そういう趣旨です。しかも非人間的な行為がかつてアウシュビッツとかそういうところであつたわけですが、こういう行爲を心に刻もうとしない者はまたそういう危険に陥りやすいものであります。こういうふうなことを述べておられるんですね。これはドイツの敗戦四十周年で、これはお祝いにするのか反省にするのかいろいろ議論があつたように思ひけれども、述べられたことなんです。

来年、日本が今度ちょうど五十年という歴史を迎えるわけなんです、その五十年の歴史のときを迎えるに当たって、我が国として一体どういうことを考え、何をすべきなんだらうか、あるいはそつとそのままにして通過させてしまふのか、これは教科書問題もいろいろありますね、南京の問題とかいろいろありますが、そつとしておく方がいいのか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(柿澤弘治君) 今、松前先生お話し

ように、過去を忘れず、そして未来に生かしていくということが我々にとつても大事なことであらうかと思ひます。

その意味では、終戦五十年の機会に、さまざまな機会を通じて過去の日本の歴史、また植民地支配、そして侵略的行爲と言われておりますが、そうしたことで苦しみを与えた国民の皆さんに日本としての反省の意を伝えながら、真の信頼関係とていうのをつくる機会にしていきたいと思つております。政府としてもいろいろなことを考えておるところでございます。

○松前達郎君 いろんなことを考えているというのは一体どういうことを、幾つかもう既にターゲットが決まっているんじゃないかと思うんですが、そういうことをきちつとしてからODAにしろ何にしろそれを基本にして展開をしていかなければならないのじゃないかと私は思つていられるんですが、行事その他何かターゲットはありますか。

○国務大臣(柿澤弘治君) これは外務省だけでできることではございませんで、関係各省と御相談をしながら、実は平成七年度予算にどういふものを盛り込んでいただくか、お願いや相談をしているところでございます。

ただ、大事なことは、やはりアジア・太平洋地域、またこの戦争にかかわつた国々の人たちと一緒に過去を考え、そして青年の交流を深めることによつてその体験を将来に生かしていくということとを、いろいろな形の行事を通じて努力をしていきたいというのが基本的な考え方であらうと思ひます。

○松前達郎君 大変立派な御意見なんです、ぜひともそういう方向に向けて努力をしていただければと、これは私からの希望です。

さて、次にオゾン層の問題なんですが、モントリオール議定書改正に関する問題について、ちよつと専門的になるかもしれませんが、質問させていただきますかと思ひます。

今回の改正を見ますと、規制強化につながつて

わけではないんですが、オゾン層の破壊というのが当初の予測以上に大きいから、それに対して新たにその対象物質を追加していくという、そういう内容だと私は理解しているんですが、現在オゾン層の破壊というのは進行が確認されているのかどうか、これについてどういふデータがあるのか、そこちよつとお願ひしたいんですが。

○政府委員(高野幸二郎君) 私どもが承知しております観測データ等について申し上げます。具体的に申し上げますと、データを有しておりますのは、世界気象機関WMO、それからアメリカ航空宇宙局いわゆるNASA等でございますが、そういうところによりまして地上及び衛星からの観測によりまして、熱帯域を除きまして全地球的にオゾン層が減少しつつある、かつ高緯度ほどその傾向が強い、また、そのオゾン層の減少は最近十年間の方がその前の十年間に比べて急速であるというふうなデータを承知しております。

さらに申し上げますと、南極域の上空におきましては、一九八〇年代に入りましていわゆるオゾンホールが拡大が見られるようになっておりました。八九年から九三年にかけて五年間、連続いたしまして最大級のオゾンホールがあらわれてい

る。かつ、そのオゾンホールの形成というものが季節的に年々早くなつてい

る。最初のころは、これは南極の春でございますが、九月、十月ごろだつたのが、ここ五年、年々それが少しづつ早くなつてい

以上でございます。

○松前達郎君 今おっしゃるような観測結果から、こういった新しい物質のさらに強化しての追加があったと思うんですね。

これは気象衛星ニムバスという衛星の観測だと思ふんですけども、オゾンホールそのものは南極が一番はつきり出てくるわけですね。これは南極には低気圧の渦がありますから、当然南極が一番対象となる。それで、しかも南半球は陸地が少ないですね、ですから渦がでやすい。いわゆる人間の活動という北半球の方が多いいですね。恐らくフロンガスの放出もそちらの方が多いんだけれども北半球にはできにくい。これは山があつたりなんかするから渦がでない。

ですから、そういった結論をまとめますと、どうも犯人はフロンガスばかりじゃないと、そういう結論がどうも今、学者の間では出ているわけですね。

例えば、オゾンホール出現の限定的条件というのがもう決まってきたまして、冬の南極の極渦の中に限定されるということと、それから出現領域は六十日から九十日にわたって気温がマイナス八十度以下にならなければならぬ、そういうところに限られる。しかも、その期間の後半に太陽が差し込まないといけない、こういうふうな幾つかの条件が大体わかってきているわけですね。周期性もあるということもある程度言われていますし、そういうことからいいますと、必ずしも犯人がすべてフロンガスであるというわけにもいかない、フロン系だけでは足りない。こういうふうな結論がどうも出てきているようでありまして、地球環境システム全体の中で見て、太陽の活動とか、そういうものにも関係あるんじゃないか、こういったことなると、オゾンホールができるのが少なくともフロロだけ犯人でないということだけは、どうも確認されているようだ。しかし、フロンガスそのものがO₃を分解するということはわかっていまして、これを少なくするというのはいいことかも知れません。

ちよつと私も不思議なんです、幾つかのデータの中の限られたものだけを強調しながら取り上げて、そしてそれがこういった結論になってくるような気がするんです。それは外務省の責任じゃありませんけれども、そういったことが往々にしてあるような気がするんですが、フロンガスがすべてじゃないというのを我々認識しながら、もうこの議定書に他の原因となるべきものを、これ三つですか、追加するのは、物質として、

となる場合の、いわば当然の態度を念のために明らかにしたということでございます。それから、もう一つの宣言の方は、今委員御指摘のとおり、赤道諸国による対地静止衛星軌道に対する主権の行使に関する主張はこれは認めることができないという宣言を日本は行っておりまして、ただ、これは日本だけではなくて、赤道諸国以外の他の締約国と一緒に日本はやつたわけでございます。

○政府委員(高野幸二郎君) そのとおりでございます。

その宣言の趣旨は、ちよつと長くなって恐縮でございますが、実は今回の意旨及び条約の署名に際しまして、コロンビア及びケニア、この両国が以下のような趣旨の宣言を行っております。すなわち、対地静止衛星軌道は赤道諸国の国民、国際社会及び特に開発途上国に利益をもたらすことが意図されており、また赤道諸国は対地静止衛星軌道との関係において特別な地理的位置にあるという宣言を行っております。

さてもう一つ、今度は国際電気通信連合意旨に関する問題なんです、ITUジュネーブ全権委員会における意旨及び条約の署名が行われたんですが、そのときに我が国は二つの宣言を行ったというふうな何っているんです。一つは、他国の留保が我が国の利益を害する場合等には必要措置をとる、これが一つです。それからもう一つは、赤道諸国による対地静止衛星軌道に対する主権の行使に関する主張は認めることができない、こういった二つのことを宣言されているようでありまして、これを説明していただきたい。

この宣言は、もしその意図するところがこの対地静止衛星軌道の部分に対するこれら国による主権の行使を意味するということである場合は、これは我が国といたしましてその主張は国際法上根拠がないということと認められないということでございます。また、他の赤道諸国以外の国と日本は一緒になりますので、この両国の宣言が主権の行使を意味するものである限りはITU全権委員会としてその宣言を承認することができないという宣言を行ったものであります。

○政府委員(高野幸二郎君) まず、前者の方の宣言でございます。今委員御指摘のとおり、最初の方の宣言は、他国の留保が我が国の利益を害する場合等には必要措置をとるという宣言を行っております。この意味は、これはこれまでもITUの全権委員会におきまして国際電気通信条約の作成及び署名の際に各国によつてしばしば行われてきているものでございまして、我が国がこれを今行いますことによつて多数国間条約の締結国

一言で言いますれば、そういうことによつて日本を含む赤道諸国以外の国の法的立場を明らかにしたと、それによつて本件に関する無用の誤解を避けることを期待したということでございます。なお、最後に一言つけ加えさせていただきますと、この赤道諸国以外の国は、現在のナイロビ条約でございますが、その署名の際にも同様の宣言を行っております。随分複雑な表現になつておりますけれども、赤道上空三万六千キロです、静止衛星は、その赤道諸国が、上空権という

んですか、自分の国の上空に関する主権というものを主張することができないということですね、一言で言う。

○政府委員(高野幸二郎君) 全くさうでございます。

念のために申し上げますと、委員御承知のとおり宇宙条約の第二条で、宇宙、あるいは主権の対象地域ではないという趣旨の規定になっておりますので、まさにそういうことでございます。

○松前達郎君 終わります。

○大脇雅子君 日本と北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国は歴史的、文化的、地理的にも密接な関係を保ってきた国であります。また国交が正常化していない現段階において、我が国は今後その立場を踏まえて独自の外交を確立するチャンスだと考えます。

核査察問題は現在まだ完全に決裂したわけではありませんが、北朝鮮の政治的意図は、米朝高官会議を通して国際社会の中で朝鮮民主主義人民共和国を公式に認知させようという意図にあるということが言われているわけですね。

六月二日の朝日新聞の記事によりますと、国連が制裁を見送った場合、日米韓で独自制裁の行動を起こす可能性がある旨、外務大臣が衆議院の予算委員会答弁されたということがありますが、かかる行動はあり得るのでしょうか。

○国務大臣(神澤弘治君) 羽田総理それから私も、国会の場で再三にわたつて、国連制裁がある場合をすべき段階ではない、話し合いによつて解決を図るというのが我が国の基本的な姿勢であるということとを申し上げておりました。そういったことを今この場で申し上げることはできないと思ひます。

この朝日新聞の記事をきちつと読んでいただきますとわかるんですが、これは連立与党の合意の書き方、内容はどうかという質問がありまして、まあ二段階に分けて考えているのではないでしようかという合意の解釈をちよつと私申

上げたわけなんです、それがこういう形で見出しが出ているのはちょっと私の真意に反しますので、その点だけは釈明をさせていただきますと思います。

○大脇雅子 すると、国連が何らかの措置を見送った場合、日米韓で独自制裁をするということとは現在考えていないということなんですか。

○国務大臣(柿澤弘治) 現在は議論する段階ではないというふうに考えております。

○大脇雅子 先ほど松前委員の御質問に対して、アメリカに柳井局長を派遣されたのは制裁よりも国連の安全保障でどう対応するかということだと言われましたが、我が国はどう対応するんですか。

○国務大臣(柿澤弘治) これはまさに今、これからアメリカ側の意見も聞きながら対応を考える段階でございますので、ここで日本政府の方針というものを申し上げることは控えていただきたいと思います。

○大脇雅子 なぜアメリカの意見を聞いて日本の外交姿勢を考えなければいけないのでしょうか。日本は独立国なんですから、日本のスタンスを明確にしたいのだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治) これはアメリカや韓国とそれぞれ意見を持ち合うということであって、そういう意味でも、何もアメリカの意見を聞くというわけではございません。その点は誤解を与えたとすれば言葉は訂正させていただきます。

それから日本の姿勢は、先ほど来申し上げておりますように、この問題については話し合いによって解決をしてほしいということでございます。そういう姿勢を申し述べることにしようかと思っております。

○大脇雅子 具体的に話し合いの姿勢というものをもう少し説明してください。

○国務大臣(柿澤弘治) 先ほど松前先生の御質問に対してお答えをいたしましたように、現在の

段階は、IAEAの事務局長は、五メガワット実験炉の燃料棒についてはIAEAの十分な監視のもとでなく引き出されてしまったために、過去に軍事転用があったかどうかを検証することが不可能になったという、かなり厳しいものでございます。

しかしながら、その段階でなおかつ検証の方法がないものかどうか、また北朝鮮に対して国際社会としての一致した見解を伝え、そしてほかの方法で何らかの形でそうした検証ができないものか、その辺の最後のぎりぎりの議論をしなければならぬと思っております。

○大脇雅子 国際の平和と安全を危うくするおそれというものの認定というのは国連安全保障理事会のみが行い、それ以外の国が勝手にそれを認定するということは国連無視でありますし、国際法違反な気がします。日本はいくまで、まず国連の協議と決定ということを行って行うという態度には変わりありませんか。

○国務大臣(柿澤弘治) 変わりありません。

○大脇雅子 安全保障理事会が制裁を決めた場合には、日本は後方支援を含めた軍事的措置及び協力は憲法の枠内では一切できないと思いますが、そうでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治) どのような措置が、措置というよりもどのような決定が安保理で行われるか、これから議論がされる段階でございますので、その内容に立ち入って是非を論ずることはこの際は差し控えたいと思っております。

○大脇雅子 私がお尋ねをしておりますのは、憲法の枠内では軍事的な措置及びその協力は一切できないということを確認しているのではありませんか。

○国務大臣(柿澤弘治) あくまでも憲法の枠内でございます。

○大脇雅子 憲法の枠内はわかりましたが、私のストレスは軍事的措置及び協力というところにあるのでありまして、そこはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治) ちょっと議論が余りにも先走っているような感じがするんですけれども、まだその前にいろいろやる必要があるのではないかと考えております。そういう意味では、軍事的措置の是非を論ずること自体がやはり北朝鮮に対しては間違ったシグナルを送ることになりますので、この点は公の席での議論は避けていきたいと思っております。

○大脇雅子 柿澤外務大臣のお答えは、安保問題での政府統一見解によればどうして答えられないのかおかしな気がします。

安保問題での政府統一見解によりますと、「集団(的)安全保障は、平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力して、このような行為を行ったものに対して適切な措置をとる」、「国連憲章第七章のうちの軍事的措置に関する部分であるが、いずれにせよ、政府としては、前述の通り憲法の枠内で対処して参る」ということで、軍事的な措置ということとは、先回羽田総理も軍事的措置は含まないというような趣旨を明言されていると思うんですが、その点は柿澤外務大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治) 憲法の解釈から見ても、軍事的な措置に参加することは難しからうということを経理はおっしゃったのだと思います。

○大脇雅子 柿澤外務大臣はいかがかとお尋ねをしているのでございます。

○国務大臣(柿澤弘治) 私も総理と同じ考えでございます。

○大脇雅子 私は、中国やロシアが反対している例えば経済制裁を日米韓で行っても、海上で行ってもそれは効果がない。北朝鮮は、そういう行爲に日本が加わるということは敵対行為とみなすと言っているわけでありまして、経済制裁を行った場合に、被害者は常に民衆でありまして、私は経済制裁というのは行うべきではない、もつと積極的に対話の外交を行うべきだということを持つものでございます。

経済制裁をアメリカが、国連がでもないんです、国連が経済制裁を行った場合に、アメリカが軍事力をもって海上封鎖を行った場合、日本の憲法の範囲内では自衛隊は一切出せないと思うわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治) 先ほど来申し上げておりますように、憲法の範囲内でどこまでできるかということとは、国連がどのようなことを決めるかによって判断すべきこととございまして、その点では、今のうちにこれができることができないというふうな仕分けはなかなか容易ではないと思っております。

○大脇雅子 新聞報道によりますと、政府はさまざまな場面を想定して、どのようなことが法的に対応できるかということは検討していると言われているわけですが、私が伺っているのは原則論でありまして、国連が経済制裁を行った場合、そしてアメリカが軍事力をもって海上封鎖をした場合、日本は自衛隊は出せないというのが憲法の解釈ですが、それを否定なさるわけですか。

○国務大臣(柿澤弘治) 軍事力というものをどう解釈するかでございますが、国連の警察的な活動、例えば国連軍ができたときには日本も参加できるといってお考えが社会党の中にもあるやに伺っておりますし、その点はこのような対応のものになるかによってその辺の解釈が変わってくるだろうと思っております。

○大脇雅子 私は、自衛隊が出せるか出せないかとお聞きしたんです。

○国務大臣(柿澤弘治) 先ほど来何度も申し上げておりますように、その態様によって異なると思っております。

○大脇雅子 出せるか出せないかはその態様と言われても、私の方ははっきり理解できないのでありまして、出せる場合もあるということですか。もしそうだとすれば、どういう場合を想定しておられるんですか。

○国務大臣(柿澤弘治) 具体的な想定はいたしておりません。

○大脇雅子君 それでは、例えば巡回とか臨検行為みたいな行為というのはどうですか。

○国務大臣(柿澤弘治君) これも、自衛隊によって行われるのか海上保安庁によって行われるのか、領海の中とか外、いろいろな状態があるかと思ひます。

○大脇雅子君 自衛隊が行うことは許されないのではありませんか。自衛隊の趣旨には反するのでありませんか。

○国務大臣(柿澤弘治君) ちょっと解釈の問題もありますので、条約局長に。

○政府委員(丹波實君) ちょっと事実関係を整理させていただきますと思うのでございますけれども、先生がおっしゃっておられる海上における活動は、通常海上封鎖という言葉がよく使われておりますけれども、これはいわゆる戦時の封鎖で使われる言葉でございまして、通常、国連の経済措置を効果あらしめるための海上における国連加盟国の活動は、海上封鎖という言葉にはなじまない活動でございまして。

それではどういふ活動を安保理が考えているかと申し上げますと、過去の最近の例ですと、イラクの事件のケース、それから旧ユーゴの事態、それから最近のハイチの事態、三つの例がありますけれども、それはまず、貿易のエンバボーといひますか貿易の禁止という決議がありまして、この貿易の禁止を効果あらしめるために、各国に対して海上における船舶、基本的には商船でございまして、その積荷の検査と目的地の確認という行動を要請するというところでございまして。基本的に商船に対する検査と確認という行動でございまして、そもそも相手は商船でございまして、商船が大砲を抱えて走っているということとはまず考えられませんが、そういう意味で、向こうからまず考えられませんが、そういう意味で、こちらからいわれる先生が念頭に置いておられるであろうところの、日本の憲法九条との関係でも議論があるいはあり得るかもしれない武力の行使と

いうことを行わなければならないケースというのはそう想定されなければならないかと。

しかしながら、つけ加えさせていただきますけれども、これらの三つのケースにつきまして、日本は参加したことはございまして、今いろいろ情報を集めて具体的にどういふ活動なのか調べておりますし、かつ今後の、北朝鮮との関連で申しますと、果たしてどういふ海上における活動が求められるのかわからない状況で日本が参加できないかというのを論ずるのはちょっと早いんじゃないかという趣旨を大臣が先ほどから御説明申し上げておられる次第でございまして。

○大脇雅子君 憲法の範囲内で厳重に対処をしていただきたいというふうに思ひます。集団的な自衛権に関する解釈は柿澤外務大臣も五月十八日の予算委員会でも撤回をされているわけですから、その点よろしく御検討をして対処していただきたいと思ひます。

経済制裁に参加した場合、あるいはこのままこういった核威嚇に対する緊張が高まった場合に、我が国がアメリカとともにいよいよ今現在言われておりますような共同行動みたいな形の参加というふうな形になりますと、七月に予定しておりますASEANのフォーラムにも信頼醸成を損ないまして悪影響が出るのではないかとことを私は非常に危惧をするものであります。とりわけ南北朝鮮統一は民族の悲願でありまして、非核共同宣言というものは二国で締結されておりますので、我々には有事をつくらない、対話を基軸に据えた外交を今全力をもって展開をする時期であるというふうに思ひます。

先ほど御質問ありましたけれども、これから日本独自のそういった平和的な手段を基軸にした外交でどんなことを行われるのか、世界そしてアジアの人に見る外交を積極的に展開していただきたいと思ひます。どんな外交を進められるのか、大臣、御返答いただきたいと思ひます。

○国務大臣(柿澤弘治君) 我が国としても、先ほど来申し上げておりますように、話し合いによる

解決を模索していろいろと努力をしてまいりました。その中にはアメリカとの接触、中国との接触、ロシアとの接触、韓国との話し合いというように間接的なものもございましたし、直接に北朝鮮の出先と接触をしたいということで努力をしたこともございます。

ただ、先生も御承知のとおり、現在北朝鮮側は米朝の交渉というものを優先したいということとで、そちらに努力を集中したいとしておりまして、私どものいろいろな形のそうした接触には乗ってきいていないというのが事実でございまして。にもかかわらず、私たちとしては決して門戸を閉ざすことなく、機会があればいつでも話し合えるように、いろいろな形の努力はさせていただいてるところでございまして。

○大脇雅子君 とにかく、相手が開かない、こちらはいつでも開いているといつても、それはかなり受け身の対応ではないかというふうに思ひます。各層のいわばさまざまなルートを通じて積極的な紛争を未然に防止する予防外交といひますか、そういったものをアジアにおいて日本が先駆けて行うというチャンス逃さないように、積極的に御展開をお願いしたいと心から願うものであります。

○国務大臣(柿澤弘治君) 政府としても努力をいたしますが、先ほどお話がありました議員外交という面でも、いろいろと御尽力をいただければありがたいと思ひます。

○大脇雅子君 最後に、少し論点が違いますが、ILO百五十六号条約の批准問題がありますが、その国内法整備の障害となつていられるものはどのあたりにあるのか、具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(高野幸二郎君) 委員御承知のとおり、本件条約八条におきまして、家族的責任をもつて雇用の終了としてはならないという規定がございまして。そのところを国内的にどうやって担保していくかということが最大の問題でございまして、

で、私どももいたしまして、現在批准に向けてその点を中心に関係方面との協議、詰めをとり行っているところでございます。

○大脇雅子君 どうもありがとうございます。

○立木洋君 私も、北朝鮮に対する対応の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

これまでいろいろ大臣のお話や説明など国会での答弁をお聞きしてありますと、どう対応するかという問題についてまだ何らの話し合いも行っていないということなんですが、アメリカと日本の間で、北朝鮮に対する対応の問題について、いかなる意味でも非公式においても話し合いをしたことかどうなのか、まずそのことを最初にお聞きしたい。

○政府委員(川島裕君) 実は核査察の問題はもう一年以上ずっと続いておりまして、それでもうちよつとどうもいくかなと思つてたらまたうまいかなというふうなのがかなり繰り返されたプロセスでございましてけれども、それぞれの節目で日米間でよく意見交換を行つております。それからその際にまた非常にしばしば中国ともやりとりをやつておりますが、要はどうやって北朝鮮に査察を受け入れてもらつて、そうすれば北朝鮮が国際社会の中に積極的に入つてこれると、そういうやりとりを具体的にどう取り進めるかというの、非常にしばしば過去行つてきておる次第です。

○立木洋君 制裁の問題についてもいろいろ言及して話し合ったんじゃないでしょうか。

○政府委員(川島裕君) 制裁のやりとりということに入つたことはございまして。いつも査察を受けた場合には、例えば米朝関係をどういふふうの前に動かすことが可能かと、それから韓国の場合には、むしろ本来は北に対する経済支援を非常にしたいという雰囲気なわけでございまして。ただ、核査察の問題が片づかないままそれをやるのはできないという状況でございまして、むしろ査察の問題と、それが解決されれば非常に展望が開け

る、それをどうするかとか、そういうやりとりでございました。

○立木洋君 五月十六日のワシントン発の時事電によりますと、日米両政府は最近、北朝鮮の核問題で外交的手段による解決が失敗した場合に備えて、日米両政府の実務者レベルの緊急対応計画会議が設置されて、本格的協議が開始されたことと報道されているんですね。それで、制裁の内容としては、北朝鮮への送金の停止の問題、それから海上給油の問題、それから臨検の問題、これらの問題が考えられるということで、本格的な検討に入っています。そして、外務省の鹿取安保課長、防衛庁の伊藤防衛政策課長、アメリカ側からはジアラ日本部長が出席していると名前まで明確に出ているんですが、この事実はないんでしょうか。

○国務大臣(柿澤弘治君) 一般的な意見交換であつたかと思っております。

○立木洋君 一般的な意見交換というじゃないんですよね。制裁の内容に踏み込んだ、そういう可能性についての検討が本格的に開始されたんだと。開始された日には五月の四日ですよ。その時期にはこの鹿取安保課長も伊藤防衛政策課長も日本にはいなくてアメリカに行ってますよ。そういうふうに見ると、幾らその問題については話し合いをしてないと言ったって、それはだめなんですよ。現に制裁の問題を含めてアメリカとの間で話し合いが進められているというふうには私は明確に指摘しておきたいと思ふんです。

だから、そういう問題は、やはりオープンにしないといけないですよ。結局、そういう問題は先々の問題だからそういう先走った問題についてはなんて、先ほどの同僚議員に対する言い方なんというの、私はやっぱり失礼だと思うんですよ。ちゃんと答えぬといかぬ。

そこで、私が聞きたいのは、アメリカがいわゆる北朝鮮に対して、いわゆる核疑惑の問題に対してどういう対応をしているのか。これは北朝鮮だけの問題でなくて、アメリカ自身が核拡散を防ぐという問題に関して基本的な構想を確立したんで

すね、昨年。これはクリントン政権になってから、アメリカの戦力構造の徹底見直しという問題の中に明確にされているわけですけども、この拡散對抗構想という内容については大臣御承知でしょうか、アメリカの。まず大臣が知っているか知っていないかということをお聞きしたい。拡散對抗構想、今までお話を聞いたことがあるか、見たことがあるか、知らなければ知らないで結構なんです。

非軍事的な措置では不十分だから軍事的な措置で対応するというふうにしたのがこの拡散對抗構想なんですよ。極めて重大な問題なんです。これは、去年、アスピン長官がこの問題について詳しく何回か説明していますよ、NATOの国防相会議に出る前の演説とか、それから科学アカデミーにおける十二月七日のアスピン長官の演説とか。

のだからということまで述べているわけです。これらの問題は、今直ちにアメリカがやるということじゃないんです。しかし、こういう構想をアメリカが持っているということですね。これに基づいて、アメリカの議会調査局の報告「一九九四年の朝鮮危機——軍事地理、軍事均衡、軍事選択」、一九九四年四月十一日に出された報告によりますと、この朝鮮に対する選択肢が八つあるんですね。第一には、うまくいって米軍が南朝鮮から撤退する。撤退です。第二が、軍事的現状を維持する。第三番目が、抑止と防衛態勢の改善を図るということです。四つ目以降から、前進防衛の実施、五つ目が北朝鮮の封鎖、六つ目が敵の核施設の破壊、七つ目が先制攻撃の実施、最後が核兵器の使用ですよ。これは国連において、いわゆる原発の施設に対する攻撃はやっぱり控えるべきだ、やってはならない、重大なことになるからというふうなことで何回か決議された内容もあるわけですね。

○立木洋君 この問題について、簡単にどういう基本的な構想、これまでの核兵器が拡散しないように対処してきたアメリカの基本的な何が変わったんですか、これは。簡単に言ってください。

第二には、核兵器を新たに持とうとするのはアメリカに対する脅威だと。アスピン長官の発言を引用しますと、彼らは、つまり核兵器を開発しようとする彼らですね、彼らはまだ核兵器を持つていないかもしれないし、もし持ったとしてもそれを使わないかもしれないが、米軍が脅威にさらされることを想定しなければならなくなるだろう、脅威は現実である。いいですか、つまり、疑惑であつても、核兵器が持たれているかどうかかわからない、また使わないかもしれないけれどもアメリカの脅威だと。つまり大変な過剰反応ですよ。それに武力で攻撃すると言ふんです、反応すると言ふんです。これが二つ目です。だから、先ほどあなたが言われた、一発か二発かそれが想定されても、持っているかどうかまだわからない、だけれどやっぱり制裁の問題を考えているんですよ。

そうしますと、このような大変な事態を想定されて、既にアメリカ自身がそういう計画を持って、日本に対してもそういうことが説明されて、それにもかかわらず、そういう問題については一切明らかにしないで、そしてアメリカとはまだ制裁などの問題については一切話し合いをしていませんというの、私はいただけない、これは重大な問題があるわけですから。

○立木洋君 この構想の問題についてはアスピン国防長官が日本に来て説明したんじゃないですか。説明したのかしないのか、一点だけで結構です。

三つ目の点、これについて新しい兵器の開発が必要だ。核兵器が開発されているかどうかそれをスパイする設備とかそういう機材を開発せぬといかぬ。それからまた、どういうところにあるうとも核兵器の開発を未然に破壊するそういう新たな武器を持たなければならぬ。これが三つ目の特徴です。

最後に、これは何か。核兵器の使用を認めている。アスピン長官は、こう言っているんですよ。この新しい核の脅威は新しい核の対応を必要としている、それは以前の対応のものとは全く異なつたも

○政府委員(林囑君) アスピン国防長官が説明されたかどうかは承知しておりますが、我々は昨年アメリカからこの話は聞いております。

最後に、これは何か。核兵器の使用を認めている。アスピン長官は、こう言っているんですよ。この新しい核の脅威は新しい核の対応を必要としている、それは以前の対応のものとは全く異なつたも

○立木洋君 こんな重大なことに承知していませんじゃ、私なんかだつてわかるんだから、いろいろ状況を聞いて調べたら、開いたんですよ、この会議を開いた。そして、この問題については大変な抵抗があつたんですよ、西

ヨーロッパの諸国の中から。この問題についてはどういふことが出されているかというところ、これは大変な過剰反応になるし、こういうふうなことは逆効果になる、これは政治的な危機をもたらしというふうなさまざまな意見が出されているんです。

そして、ことしの一月にNATOの首脳会議で出された共同宣言の中には、正式な戦略として採用してほしいというところをアメリカが繰り返し提案したにもかかわらず、核拡散対抗構想などという文字は一言も入らなかった。ましてや今日の事態の中では、こういう核開発の疑惑の問題が現実的な脅威になるといふそういう表現すら入らなかったという事態になっている。つまり、核兵器が開発される疑いに対してまでもこんな大変な過剰反応をするような軍事的な対抗措置をとるといふような方針を西側諸国でさえ認めなかった。

それを日本政府は説明を聞いておきながら、またましてその問題について、大体外務大臣にそういうことが報告されていないということ自身がやっぱり問題なんですよ、報告されていないのが事実とするならば、そして、具体的にどこかわからない形でどんどんと話を詰めていく、今度柳井さんが行ったら、そういう問題がさらに具体的な話し合いが進むことになるでしょう。これは大変なことですよ。

そういうふうな事態になったらアジアの平和、安全、日本の平和、安全どころか、これは重大な事態になる。だから、我々はこの問題に対しては、北朝鮮自身が核兵器を持つべきではない、その問題については十分な話し合いで査察を受けるようなことは当然やらなければならないということとを私たちも考えています。

同時に、こういう過剰反応で対応するんではなくて、やっぱり徹底した話し合いをやる。何か、最後通告だ、最後通告だ、とどんどんとやっつけて、軍事的な措置をとる状況を一刻も早くつくり出すようにするやうな方については、きつぱりと日本は拒否する態度を私はとるべきだと思うんです。

す。

このような拡散対抗構想について明確に日本政府は拒否をするという態度を私はとるべきだと思いますが、大臣の御所見を聞いておきたい。

○国務大臣(柿澤弘治君) ます、五月の初めの会合についてでございますけれども、今私もメモを読みましたが、これは日米安保の事務レベルの会合ということで定期的に行われているものであるということでございます。そういう意味では、北朝鮮の核開発疑惑に対応して、特定して計画をされた会合ではないということとをまず申し上げておかなければならないと思います。

それから、核拡散対抗策については、NATOですら採用されなかったものを日本がやすやすと性がないとは思っておりません。その意味で、その内容について十分承知しておりますので、この確かなコメントはできませんけれども、その点は日本政府も御信頼をいただきたいと思います。

また、もう一つだけ申し上げますが、何でも軍事的な対抗に持ち込もうとするアメリカの考え方とおっしゃいますけれども、この十五カ月の間、辛抱強く北朝鮮に対してIAEAのメンバーとして正常な査察を受けるようにという話し合いを続け、それが実行されれば米朝会談もやるといふことを言っているのはアメリカ側でございます。今回も三回目の米朝会談をやるといふ約束をしたわけでございますが、しかしながら、北朝鮮側がそれに対して、IAEAの要請を無視して燃料棒の抜き出しをしまったというところでございまして、むしろ私は、アメリカは忍耐強く努力をしている。アメリカの国内では、クリントン政権が北朝鮮の態度に振り回されているのではないかと、う批判さえ出ている厳しい状況であるということ、これは一方の判断でなくて、その辺も見ていかなければならないのではないかと思っております。

○立木洋君 核兵器一発か二発か、まだ持っています。

るか持っていないかわからぬですね。それから第一、核実験をやらなくて核兵器が開発される道理がないんですよ。核実験どこでやっているんですか、北朝鮮、やっているんですよ。

私は、北朝鮮のいろいろな問題についてすべて肯定的に見ているわけじゃありません。しかし問題は、核兵器の開発の疑惑があるという事態に対しては、これほど厳しい対処が行われるのに、一万発以上持っているアメリカの核兵器に対してはどういう態度をとっているんですか、日本は、それは野放しじゃないですか。そして、それによってやっばりいろいろな威嚇が行われているという状態についてだって一言も言わない。核兵器の廃絶の問題が問題に提起されながら、そういう問題についてさえ堂々と日本の政府として主張すべきことが行われていない。

この問題については結局、核不拡散体制、核独占体制をあくまでも維持していくために自分たちが膨大な核兵器を持っているというふうなことに、自分たちは膨大な核兵器を持ちながら、他国に対してはいわゆる疑惑であってさへ一方的にそれを認定して、それについての制裁を加えるというふうなことを行うような態度は、これはどのように考えたって道理がない。

だから私たちは、北朝鮮に対してもアメリカに對しても、世界のすべてから核兵器を完全に一掃するといふ国際協定を結ぶという努力をしていくならば、核兵器の新たな開発、つまり核拡散を防止しなければならぬということが大局的に問題を解決する立場になるんだということを強調したいんです。

先ほど大臣が日本政府を信頼してくださいと言われましたけれども、あなたも批判したように、日本政府にはカメレオンみたいなことがあったんですから、今まで何回も。いろいろと変わるというふうな事態があったわけですから、この問題については実際の行為によって示されないとだめだと。ましてや日米間において北朝鮮に対する対応

の問題で話し合いを行っているが、いまだに国民の前では、話し合いは一切やっていないというふうな言い方をします。そして、事実を突きつけられるとその問題については言を左右にするというふうな問題については私は承服できないので、この問題については、核兵器の廃絶の方向に努力していくべきだという点についての明確な大臣の最後の御答弁をいただいております。

○国務大臣(柿澤弘治君) 広島、長崎という大変痛ましい経験を持つ、世界でも唯一の、そういう意味では核兵器の被爆国である我が国が核のない世界を目指して努力をしていくことは立木先生御指摘のとおりでございますし、これは国民的な悲願であろうかと思えます。

それに対してどのような形でアプローチをしていくかという点については、現実的な対応として考え方に若干の相違、若干ではないかもしれませんが、ある程度の相違があるかもしれませんけれども、究極の目標は同じであると考えております。

○委員長(井上章平君) 他に御発言もなければ、四件の質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。――別に御意見もないようでありまして、これより直ちに採決に入ります。まず、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求める件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(井上章平君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求める件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(井上章平君) 全会一致と認めます。よって、

次に、國際電気通信連合憲章、國際電気通信連
合条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関
する選択議定書の締結について承認を求めるの件
の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕
○委員長(井上肇平君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、千九百九十三年の国際コカ協定の締結について承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(井上章平君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、以上四件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(井上羣平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時七分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、南北朝鮮の統一と非核化、日朝間の国交正

常化実現に関する請願(第八〇七号)(第八三五号)(第八四三号)

第八〇七号 平成六年四月十八日受理

南北朝鮮の統一と非核化、日朝間の国交正常化実現に関する請願（六通）

今世界は東西の冷戦構造が崩壊し、新たな軍縮平和、協調の時代を迎えようとしている。こうした中で、取り分け朝鮮半島をめぐる諸問題の解決は日本の将来にとっても極めて関係の深い問題である。ついでには、アジアの平和と友好、世界の平和

一、南北朝鮮が自主的、平和的、中立的連邦制国家として統一されること。

二、朝鮮半島の平和と非核化を実現すること。
三、日朝間の国交正常化を実現すること。

第八三五号 平成六年四月十九日受理

南北朝鮮の統一と非核化、日朝間の国交正常化案
現に關する請願

請願者 大分県別府市亀川浜田町一、〇二二
二ノ二四 樫山敬一 外九千九百

九十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第八四三号 平成六年四月二十日受理
南北朝鮮の統一と非核化、日朝間の国交正常化案
現に関する請願
請願者 大分県大野郡三重町上赤二区 和

田久一 外一万四千九百九十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求

めるの件

一、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

一、國際電気通信連合憲章、國際電気通信連合
 条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に
 関する選択議定書の締結について承認を求め
 るの件

一、千九百九十三年の國際コピア協定の締結に
 ついて承認を求めるの件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正

A 第一条4

議定書第一条4中「又は附屬書B」を、「附屬書B、附屬書C又は附屬書E」に改める。

B 第一条9

議定書第一条9を削る。

C 第二条5

議定書第二条5中「第二条のEまで」の下に「及び第二条のH」を加える。

D 第二条5の二
議定書第二条5の次に5の二として次のように加える。
5の二 議定書第五条1の規定の適用を受けな

い締約国は、一又は二以上の規制期間において、第二条のFに定める消費量の算定値の一部又は全部を議定書第五条1の規定の適用を受けない他の締約国に移転することができ

る。ただし、自国の消費量の算定値の一部又は全部を移転する締約国の附属書AのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が千九百八十九年において一人当たり〇・二五キ

プログラムを超えていないこと及び関係締約国

の消費量の算定値の合計が第二条のFに定める消費量の算定値の限度を超えないことを条件とする。関係締約国は、この消費量の算定値の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示して、事務局に通報する。

議定書第二条8(a)及び11中「第二条のE」を「第二条のH」に改める。

F 第二条9(a)(i)

議定書第二条9(a)(i)中「又は附屬書B」を「附

属書B、附属書C又は附属書E」に改める。

G 第二条のF ハイドロクロロフル
オロカーボン

議定書第二条のEの次に次の一条を加える。

第二條のF ハイドロクロロフルオロ
カーボン

1 締約国は、千九百九十六年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期

(a) 附属書AのグループIに属する規制物質間の消費量の算定値が次の(a)と(b)との和を超えないことを確保する。

(b) の千九百八十九年における消費量の算定値
の三、一パーセント
附属書CのグループIに属する規制物質
の千九百八十九年における消費量の算定値

2 締約国は、二千四年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Cのグループ1に属する規制物質の消費量の算定値が1に定める和の六十五パー

セントを超えないことを確保する。

3 締約国は、二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の

消費量の算定値が1に定める和の三十五パーセントを超えないことを確保する。

4 締約国は、二千十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ご

との附属書CのグループIに属する規制物質

の消費量の算定値が1に定める和の十パーセントを超えないことを確保する。

5 締約国は、二千二十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が1に定める和の〇・五パーセントを超えないことを確保する。

6 締約国は、二千三十年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。

7 締約国は、千九百九十六年一月一日以降次のことを確保するよう努める。
(a) 附属書CのグループIに属する規制物質は、より環境に適切な他の代替物質又は代替技術が利用可能でない場合に限りて使用すること。

(b) 附属書CのグループIに属する規制物質は、人命又は人の健康を保護するための極めて限られた場合を除くほか、附属書A、附属書B及び附属書Cに掲げる規制物質が現在使用されている用途以外の用途に使用しないこと。

(c) 附属書CのグループIに属する規制物質は、オゾンの破壊を最小限にするように、かつ、他の環境、安全及び経済上の考慮にも適合するように使用するため選択すること。

H 第二条のG ハイドロクロモフルオロカーボン
議定書第二条のFの次に次の一条を加える。

第二条のG ハイドロクロモフルオロカーボン

締約国は、千九百九十六年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定値が零を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期

間ごとの当該物質の生産量の算定値が零を超えないことを確保する。この条の規定は、不可欠なものとして合意された用途を満たすために必要であると締約国が認めた生産量及び消費量については、適用しない。

I 第二条のH 臭化メチル
議定書第二条のGの次に次の一条を加える。

第二条のH 臭化メチル
締約国は、千九百九十五年一月一日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Eに掲げる規制物質の消費量の算定値が千九百九十年における当該物質の消費量の算定値を超えないことを確保する。当該物質を生産する締約国は、これらの期間ごとの当該物質の生産量の算定値が千九百九十年の生産量の算定値を超えないことを確保する。ただし、当該締約国の生産量の算定値は、第五条1の規定の適用を受ける締約国の基礎的な国内需要を満たすため、千九百九十年の生産量の算定値の十パーセントを限度として当該算定値を超えることができる。この条に規定する消費量及び生産量の算定値には、締約国が検疫、及び出荷前の処理のために使用する量を含めない。

J 第三条
議定書第三条中「又は附属書Bを、附属書B、附属書C又は附属書E」に改める。

K 第四条1の三
議定書第四条1の二の次に1の三として次のように加える。

1の三 締約国は、この議定書の締約国でない国から附属書CのグループIに属する規制物質を輸入することをこの1の三の規定の効力発生の日から一年以内に禁止するものとす

L 第四条2の三
議定書第四条2の二の次に2の三として次のように加える。

2の三 締約国は、この2の三の規定の効力発生の日の後一年を経過した日以降この議定書

の締約国でない国に対し附属書CのグループIに属する規制物質を輸出することを禁止するものとする。

M 第四条3の三
議定書第四条3の二の次に3の三として次のように加える。

3の三 締約国は、この3の三の規定の効力発生の日から三年以内に、条約第十条に定める手続に従って、附属書CのグループIに属する規制物質を含んでいる製品の表を附属書として作成するものとする。当該附属書に対し当該手続に従って異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止するものとす

N 第四条4の三
議定書第四条4の二の次に4の三として次のように加える。

4の三 締約国は、この4の三の規定の効力発生の日から五年以内に、この議定書の締約国でない国から附属書CのグループIに属する規制物質を用いて生産された製品（規制物質を含まないものに限り）を輸入することを禁止し又は制限することの実行可能性について決定するものとする。締約国は、実行可能であると決定した場合には、条約第十条に定める手続に従って、当該製品の表を附属書として作成する。当該附属書に対し当該手続に従って異議の申立てを行わなかつた締約国は、この議定書の締約国でない国から当該製品を輸入することを当該附属書の効力発生の日から一年以内に禁止し又は制限するものとする。

O 第四条5から7まで
議定書第四条5から7までの規定中「規制物質」を「附属書A及び附属書Bに掲げる規制物質並びに附属書CのグループIに属する規制物質」に改める。

P 第四条8
議定書第四条8中「1、1の二、3、3の二、4及び4の二の輸入並びにこの議定書の締約国でない国への2及び2の二の輸出」を「輸入及びこれらの国への輸出であつて、1から4の三までに規定するものに改め、「第二条のEまで」の次に「第二条のG」を加える。

Q 第四条10
議定書第四条10として次のように加える。

10 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、この条に定める措置を締約国とこの議定書の締約国でない国との間の附属書CのグループIに属する規制物質及び附属書Eに掲げる規制物質の貿易に適用するためにこの議定書を改正するかしないかを検討する。

R 第五条1
議定書第五条1に次のただし書を加える。

ただし、千九百九十年六月二十九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択された調整又は改正に対するその後の調整又は改正は、8に規定する検討が行われた後に、かつ、当該検討の結論に従つて、この1の規定の適用を受ける締約国に適用する。

S 第五条1の二
議定書第五条1の次に1の二として次のように加える。

1の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定する検討、第六条の規定に従つて行われる評価及び他の関連情報を考慮し、第二条9に定める手続に従つて、1の規定の適用を受ける締約国に適用する次の事項を決定する。

(a) 第二条のF1から6までの規定に関しは、附属書CのグループIに属する規制物質の消費量について、基準となる年、基準となる算定値、規制の計画及び算定値が零を超えないことを確保する期間の開始日

(b) 第二条のGの規定に関しては、附属書CのグループIに属する規制物質の生産量及

び消費量の算定値が零を超えないことを確保する期間の開始日

(c) 第二条のHの規定に関しては、附属書Eに掲げる規制物質の消費量及び生産量について、基準となる年、基準となる算定値及び規制の計画

T 第五条4

議定書第五条4中「第二条のE」を「第二条のH」に改める。

U 第五条5

議定書第五条5中「定める規制措置」の下に「及び1の二の規定に従って決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置」を加える。

V 第五条6

議定書第五条6中「義務」の下に「又は1の二の規定に従って決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る義務」を加える。

W 第六条

議定書第六条中「第二条のEまでに定める規制措置並びに附属書CのグループIに属する過渡的物質の生産量、輸入量及び輸出量に関する状況」を「第二条のHまでに定める規制措置」に改める。

X 第七条2及び3

議定書第七条2及び3を次のように改める。

2 締約国は、次に掲げる年における附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国の生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、当該統計資料が得られない場合には、その最良の推定値を、当該規制物質に関する規定がそれぞれ自国について効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。

附属書B及び附属書Cに掲げる規制物質については、千九百八十九年

附属書Eに掲げる規制物質については、千九百九十一年

3 締約国は、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質に関する規定が

それぞれ自国について効力を生じた年及びその後の各年につき、附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国の年間生産量(第一条5に定義されるもの)及び次の量に関する統計資料を事務局に提出する。

原料として使用された量

締約国により承認された技術によつて破壊された量

締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出量

統計資料は、当該統計資料に係る年の末から遅くとも九箇月以内に送付する。

Y 第七条3の二

議定書第七条3の次に3の二として次のように加える。

3の二 締約国は、附属書AのグループII及び附属書CのグループIに属する規制物質であつて、再利用されたものについて、当該規制物質ごとの自国の年間の輸入量及び輸出量の統計資料を事務局に提出する。

Z 第七条4

議定書第七条4中「3」を「3の二」に改める。

A 第九条1(a)

議定書第九条1(a)中「及び過渡的物質」を削る。

B 第十条1

議定書第十条1中「第二条のEまでに定める規制措置」の下に「及び第五条1の二の規定に従つて決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置」を加える。

C 第十一条4(g)

議定書第十一条4(g)中「及び過渡的物質に関する状況」を削る。

D 第十七条

議定書第十七条中「第二条のE」を「第一条の

H」に改める。

E E 附属書

1 附属書C
議定書の附属書Cを次のように改める。

附属書C 規制物質		異性体の数	オゾン破壊係数(注1)
グループ	物質		
グループI	CHFCI ₃ (HCFC-21)(注2)	一	〇・〇四
	CHF ₂ CI(HCFC-22)(注2)	一	〇・〇五五
	CH ₂ FCI(HCFC-31)	一	〇・〇一一
	C ₂ HFCI ₂ (HCFC-121)	二	〇・〇一一
	C ₂ HF ₂ CI ₂ (HCFC-122)	三	〇・〇一一
	C ₂ HF ₂ CI ₂ (HCFC-123)	三	〇・〇一一
	CHCl ₂ CF ₃ (HCFC-123)(注2)	三	〇・〇一一
	C ₂ HF ₂ CI(HCFC-124)	二	〇・〇一一
	CHFClCF ₃ (HCFC-124)(注2)	一	〇・〇二二
	C ₂ H ₂ FCI ₂ (HCFC-131)	三	〇・〇〇七
	C ₂ H ₂ F ₂ CI ₂ (HCFC-132)	四	〇・〇〇八
	C ₂ H ₂ F ₂ CI(HCFC-133)	三	〇・〇二一
	C ₂ H ₂ FCI ₂ (HCFC-141)	三	〇・〇〇五
	CH ₂ CFCl ₂ (HCFC-141b)(注2)	一	〇・一一
	C ₂ H ₂ F ₂ CI(HCFC-142)	三	〇・〇〇八
	CH ₂ CF ₂ CI(HCFC-142b)(注2)	一	〇・〇六五
	C ₂ H ₂ FCI(HCFC-151)	二	〇・〇〇三
	C ₂ HFCl ₂ (HCFC-221)	五	〇・〇一一
	C ₂ HF ₂ Cl ₂ (HCFC-222)	九	〇・〇一一
	C ₂ HF ₂ Cl ₂ (HCFC-223)	二	〇・〇一一
グループII	C ₂ HF ₂ Cl ₂ (HCFC-224)	二	〇・〇一一
	C ₂ HF ₂ Cl ₂ (HCFC-225)	九	〇・〇一一
	CF ₃ CF ₂ CHCl ₂ (HCFC-225a)(注2)	一	〇・〇二五
	CF ₃ CF ₂ CHClF(HCFC-225b)(注2)	一	〇・〇三三
	C ₂ HF ₂ Cl(HCFC-226)	五	〇・〇二二
	C ₂ H ₂ FCI ₂ (HCFC-231)	九	〇・〇一一
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-232)	一六	〇・〇〇八
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-233)	一八	〇・〇〇七
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-234)	一六	〇・〇〇一
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl(HCFC-235)	九	〇・〇〇三
グループIII	C ₂ H ₂ FCI(HCFC-241)	二	〇・〇〇四
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-242)	一八	〇・〇〇五
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-242)	一八	〇・〇〇五

グループⅡ	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-243)	一八	〇・〇〇七	〇・一二
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl (HCFC-244)	一二	〇・〇〇九	〇・一四
	C ₂ H ₂ FCl ₃ (HCFC-251)	一二	〇・〇〇一	〇・〇一
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-252)	一六	〇・〇〇五	〇・〇四
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl (HCFC-253)	一二	〇・〇〇三	〇・〇三
	C ₂ H ₂ FCl ₃ (HCFC-261)	九	〇・〇〇二	〇・〇二
	C ₂ H ₂ F ₂ Cl (HCFC-262)	九	〇・〇〇二	〇・〇二
	C ₂ H ₂ FCl ₃ (HCFC-271)	五	〇・〇〇一	〇・〇三
	CHFBr ₂	一	一・〇〇〇	
	CHF ₂ Br (HBFC-22Br)	一	〇・七四	
	CH ₂ FBr	一	〇・七三	
	C ₂ HFBr ₃	二	〇・三	〇・八
	C ₂ HF ₂ Br ₂	三	〇・五	一・八
	C ₂ HFBr ₃	三	〇・四	一・六
	C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・七	一・二
C ₂ H ₂ F ₂ Br ₂	三	〇・一	一・一	
C ₂ H ₂ F ₂ Br	四	〇・二	一・五	
C ₂ H ₂ FBr ₃	三	〇・七	一・六	
C ₂ H ₂ FBr ₃	三	〇・一	一・七	
C ₂ H ₂ F ₂ Br	三	〇・二	一・一	
C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・七	一・一	
C ₂ HFBr ₃	五	〇・三	一・五	
C ₂ HFBr ₃	九	〇・二	一・九	
C ₂ HFBr ₃	二	〇・三	一・八	
C ₂ HFBr ₃	二	〇・五	二・二	
C ₂ HFBr ₃	二	〇・九	二・〇	
C ₂ HFBr ₃	九	〇・七	三・三	
C ₂ HFBr ₃	五	〇・一	二・九	
C ₂ HFBr ₃	六	〇・二	二・一	
C ₂ H ₂ FBr ₃	八	〇・二	五・六	
C ₂ H ₂ FBr ₃	六	〇・三	七・五	
C ₂ H ₂ FBr ₃	八	〇・九	一四	
C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・八	一・九	
C ₂ H ₂ FBr ₃	八	〇・一	三・一	
C ₂ H ₂ FBr ₃	八	〇・一	二・五	
C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・三	四・四	
C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・三	一・三	
C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・一	一・〇	
C ₂ H ₂ FBr ₃	六	〇・一	一・〇	
C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・一	一・〇	
C ₂ H ₂ FBr ₃	二	〇・一	一・〇	

注1 この議定書の適用上、オゾン破壊係数が数値の範囲で表示されている場合には、当該範囲内における最高値を使用する。単独の数値で表示されているオゾン破壊係数は、研究室における測定に基づく計算により決定されたものである。数値の範囲で表示されているオゾン破壊係数は、推定値に基づくものであり、確実性は劣る。数値の範囲は、異性体群に係るものである。上限値は最高のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値であり、下限値は最低のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値である。

注2 商業上使用される可能性の最も高い物質をこの議定書の適用上使用されるオゾン破壊係数と共に示したものである。

2 附属書E

議定書に次の附属書を加える。

附属書E 規制物質

グループ	物質	オゾン破壊係数
グループⅠ	CH ₃ Br 臭化メチル	〇・七

第二条 千九百九十年の改正との関係

いづれの国又は地域的な経済統合のための機関も、千九百九十年六月二十九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択された改正の批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を既に寄託している場合又は同時に寄託する場合を除くほか、この改正の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託することができない。

第三条 効力発生

1 この改正は、議定書の締約国である二十以上の国又は地域的な経済統合のための機関によりこの改正の批准書、受諾書又は承認書が寄託されていることを条件として、千九百九十四年一月一日に効力を生ずる。同日までに当該条件が満たされなかった場合には、この改正は、当該条件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数え

てはならない。

3 1の規定に基づきこの改正が効力を生じた後は、この改正は、1の締約国以外の議定書の締約国については、その批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について承認を求めるの件

国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際電気通信連合憲章

前文

一 国際電気通信連合の基本的文書であるこの憲章及びこれを補足する国際電気通信連合条約(以下「条約」という。)の締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、か

つ、平和並びにすべての国の経済的及び社会的発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的関係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的をもって、次のとおり協定した。

第一章 基本規定

第一条 連合の目的

- 一 連合の目的は、次のとおりとする。
 - (a) すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のためすべての連合員の間に於ける国際協力を維持し及び増進すること。
 - (b) 電気通信の分野において開発途上国に対する技術援助を促進し及び提供すること並びにその実施に必要な物的資源及び資金の移動を促進すること。
 - (c) 電気通信業務の能率を増進し、その有用性を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため、技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。
 - (d) 新たな電気通信技術の便益を全人類に供与するよう努めること。
 - (e) 平和的関係を円滑にするため、電気通信業務の利用を促進すること。
 - (f) これらの目的に対する連合員の努力を調和させること。
 - (g) 経済社会の情報化が世界的に進展していることにかんがみ、地域的及び世界的な他の政府間機関並びに電気通信に係る非政府機関と協力して、電気通信の問題に対する一層広範な取組方法の採用を国際的に促進すること。

一〇 二 このため、連合は、特に次のことを行う。

- 一一 (a) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を避けるため、無線周波数スペクトル帯の分配、無線周波数の割り振り及び周波数割当ての登録（対地静止衛星軌道上の関連する軌道位置の登録を含む。）を行うこと。
- 一二 (b) 各国の無線通信の局の間の有害な混信を除去するため並びに無線周波数スペクトルの使用及び無線通信業務に係る対地静止衛星軌道の使用を改善するための努力を調整すること。
- 一三 (c) 満足すべき業務の質を保ちつつ、電気通信の世界標準化を促進すること。
- 一四 (d) 連合が有するすべての手段（必要な場合には、連合が国際連合の適当な計画に参加すること及び自己の資源を使用することを含む。）により、開発途上国に対する技術援助を確保するための国際協力を促進し、並びに開発途上国における電気通信設備及び電気通信網の創設、拡充及び整備を促進すること。
- 一五 (e) 電気通信手段、特に宇宙技術を使用する電気通信手段が有する可能性を十分に利用することができるよう、これらの手段の発達を調和させるための努力を調整すること。
- 一六 (f) 電気通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員の間の協力を促進すること。

一七 (g) 電気通信業務の協力によって人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。

- 一八 (h) 電気通信に関し、研究を行い、規則を定め、決議を採択し、勧告及び希望を作成し、並びに情報の収集及び公表を行うこと。
 - 一九 (i) 国際的な金融機関及び開発機関と共に、社会的な事業計画、特に、電気通信業務を各国において最も孤立した地域にまで提供することを目的とするものを進展させるための優先的かつ有利な信用枠の形成を促進することに従事すること。
- ### 第二条 連合の構成
- 二〇 国際電気通信連合は、普遍性の原則を考慮し、かつ、連合への普遍的な参加が望ましいことを考慮して、次の国で構成する。
 - (a) この憲章及び条約の効力発生前にいずれかの国際電気通信条約の締約国として連合員である国
 - (b) 国際連合加盟国であるその他の国で、第五十三条の規定に従ってこの憲章及び条約に加入したもの
 - (c) 国際連合加盟国でないその他の国で、連合員となることを申請し、かつ、その申請が連合員の三分の二によって承認された後、第五十三条の規定に従ってこの憲章及び条約に加入したもの。連合員としての加盟の申請が全権委員会から全権委員会までの間に於いて提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものとみなす。

第三条 連合員の権利及び義務

- 二四 一 連合員は、この憲章及び条約に定める権利を有し、義務を負う。
 - 二五 二 連合の会議、会合及び協議への参加に関し、
 - (a) 連合員は、会議に参加する権利を有し、理事会に対する被選挙資格を有し、及び連合の役員又は無線通信規則委員会の委員の選挙に対する候補者を指名する権利を有する。
 - (b) 連合員は、また、第一六九号及び第二一〇号の規定が適用される場合を除くほか、すべての全権委員会、すべての世界会議、すべての無線通信総会、すべての研究委員会の会合及び、当該連合員が理事会の構成員であるときは、理事会のすべての会期において、一の票を投ずる権利を有する。地域会議においては、関係地域の連合員のみが投票の権利を有する。
 - (c) 連合員は、また、第一六九号及び第二一〇号の規定が適用される場合を除くほか、通信によって行う協議において、一の票を投ずる権利を有する。地域会議に関する協議については、関係地域の連合員のみが投票の権利を有する。
- ### 第四条 連合の文書
- 二九 一 連合の文書は、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則とする。
 - 三〇 二 この憲章は、連合の基本的文書とし、条約によって補足される。
 - 三一 三 この憲章及び条約は、電気通信の利用を規律し及びすべての連合員を拘束する次に掲げる業務規則によつ

て、更に補足される。

國際電気通信規則

無線通信規則

三二 4 この憲章の規定と条約又は業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、この憲章の規定が優先する。条約の規定と業務規則の規定との間に矛盾がある場合には、条約の規定が優先する。

第五条 定義

三三 文脈に矛盾を生じない限り、
三四 (a) この憲章において使用し、かつ、この憲章の不可分の一部を成す附属書で定義する用語は、当該附属書において与えられる意味を有する。

三五 (b) この憲章の附属書で定義する用語以外の用語であつて、条約において使用し、かつ、条約の不可分の一部を成す附属書で定義するものは、当該附属書において与えられる意味を有する。
三六 (c) 業務規則で定義するその他の用語は、当該業務規則において与えられる意味を有する。

三六 第六条 適合の文書の実施
三七 1 適合員は、自己が設置し又は運用するすべての電気通信の局で、國際業務を行うもの又は他國の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれのあるものについて、この憲章、条約及び業務規則に従う義務を負う。ただし、第四十八条の規定によつてこれらの義務を免除される業務に関する場合は、この限りでない。

三八 2 適合員は、また、自己が電気通信に関する設置及び運用を許可した事業体で、國際業務を行うもの又は他國の無線通信業務に有害な混信を生

じさせるおそれのある局を運用するものにこの憲章、条約及び業務規則を遵守させるため、必要な措置をとる義務を負う。

第七条 適合の組織

三九 適合は、次のものから成る。
四〇 (a) 全権委員会(適合の最高機関)
四一 理事会(全権委員會議の代理者として行動する。)

世界國際電気通信會議

四二 無線通信部門(世界無線通信會議、地域無線通信會議、無線通信總會及び無線通信規則委員會を含む。)

四三 (e) 電気通信標準化部門(世界電気通信標準化會議を含む。)

四四 (f) 電気通信開發部門(世界電気通信開發會議及び地域電気通信開發會議を含む。)

事務總局

四六 第八條 全権委員會會議
四七 1 全権委員會會議は、適合員を代表する代表団で構成する。同會議は、四年ごとに招集する。

四八 2 全権委員會會議は、次のことを行う。
四九 (a) 第一条に定める適合の目的を達成するための一般方針を決定すること。

五〇 (b) 前回の全権委員會會議の後の適合の活動並びに適合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関して理事會が作成した報告を審査の上、適当と認めるすべての決定を採択すること。

五一 (c) 次回の全権委員會會議までの期間における適合の活動に関連するすべての事項を検討の上、当該期間について、適合の予算の基準を定め、及び第五〇号に規定する報告

に基づいて行われた決定を考慮して適合の經費の限度額を定めること。

五二 (d) 適合の職員編成に関するすべての一般的な指示を作成し、また、必要な場合には、適合のすべての職員の基本俸給、俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。
五三 (e) 適合の會計計算書を審査し、必要な場合には、最終的に承認すること。

五四 理事會を構成する適合員を選出すること。

五五 (g) 適合の役員として、事務總局長、事務總局次長及び各部門の局長を選出すること。

五六 (h) 無線通信規則委員會の委員を選出すること。

五七 (i) 必要な場合には、第五十五条の規定及び条約の関連規定にそれぞれ従つて、この憲章及び条約の改正案を検討し及び採択すること。

五八 (j) 適合と他の國際機關との間の協定を必要に応じて締結し又は改正し、並びに理事會が適合を代表してこれらの國際機關と締結した暫定的協定を審査し、及びこれに関して適当と認める措置をとること。

五九 (k) その他必要と認めるすべての電気通信の問題を処理すること。

第九条 選挙及び関係事項に関する原則

六〇 1 全権委員會會議は、第五十四号から第五十六号までに規定する選挙を行うに当たり、次のことを確保する。

六一 (a) 理事會の議席が世界のすべての地域に衡平に配分されることの必要性に妥當な考慮を払い、理事會

の構成員を選出すること。

六二 (b) 事務總局長、事務總局次長、各局長及び無線通信規則委員會の委員は、それぞれ、異なる適合員の國民とするものとし、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間に於ける衡平な地理的配分について妥當な考慮を払うこと。

六三 全権委員會會議は、役員に関しては、更に、第一五四号に定める原則によつても妥當な考慮を払うべきである。

(c) 適合員が指名する候補者のうちから無線通信規則委員會の委員を個人の資格で選出すること。各適合員は、自國民である候補者を一人に限り指名することができ、

六四 2 第六一号から第六三号までに規定する選挙の手続は、全権委員會會議が定める。就任、空席及び再選資格に関する規定については、条約で定める。

六五 第十條 理事會
1 (1) 理事會は、第六一号の規定に従つて全権委員會會議が選出した適合員で構成する。

六六 (2) 理事會の各構成員は、理事會に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によつて補佐されることができ、

六七 2 理事會は、その内部規則を定める。

六八 3 全権委員會會議から全権委員會會議までの間においては、理事會は、適合の指導的機關として、全権委員會會議が委任した権限の範囲内で、同會議の代理者として行動する。

六九 4 (1) 理事會は、適合員がこの憲章、条約、業務規則、全権委員會會議の決定並びに必要な場合には適合の他の會議及び適合の決定を実施す

ることを容易にするための適当なすべての措置をとるものとし、また、全権委員会議が課するその他のすべての任務を行う。

(2) 理事会は、連合の政策の方向及び戦略が、電気通信を取り巻く環境の絶えざる変化に完全に適合するようにするため、全権委員会議の一般的指示に従って電気通信政策の広範な問題を検討する。

(3) 理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保し、並びに事務総局及び三部門に対する効果的な会計上の監督を行う。

(4) 理事会は、連合の目的に従い、連合が有するすべての手段（連合による国際連合の適当な計画への参加を含む。）により、開発途上国における電気通信の発展に貢献する。

第十一条 事務総局

1 (1) 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、一人の事務総局長によって補佐される。

(2) 事務総局長は、調整委員会の協力を得て、連合の戦略的な政策及び計画を立案し、並びにその活動を調整する。

(3) 事務総局長は、連合の資源の経済的な活用のために必要なすべての措置をとり、連合の活動の事務上及び会計上の事項の全体につき理事会に対して責任を負う。

(4) 事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。

2 事務総局長は、事務総局長に対して責任を負う。事務総局長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、事務総局長から委任される特定の任務を行う。事務総局長が不在のときは、事務総局長が事務総局長の職務を行う。

務を行う。事務総局長が不在のときは、事務総局長が事務総局長の職務を行う。

第二章 無線通信部門

第十二条 任務及び組織

1 (1) 無線通信部門は、次に定めるところにより、第一条に定める無線通信に関する連合の目的を達成することを任務とする。

第四十四条の規定に従うことを条件として、対地静止衛星軌道を使用する無線通信業務を含むすべての無線通信業務が無線周波数スペクトルを合理的、公平、効果的かつ経済的に使用することを確保すること。

周波数の範囲を開かず研究を行い、無線通信に関する勧告を採択すること。

七九

(2) 無線通信部門及び電気通信標準化部門の双方に關係がある問題に關しては、両部門の正確な權限に關して、条約の關連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しなければならない。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門の間においては、緊密な調整を確保しなければならない。

無線通信部門の運営は、次のものによつて行ふ。

(a) 世界無線通信會議及び地域無線通信會議

(b) 無線通信規則委員會

(c) 無線通信總會（世界無線通信會議と連携する。）

(d) 研究委員會

(e) 無線通信局（選出された局長が統括する。）

3 無線通信部門の構成員は、次のとおりとする。

おりとする。

(a) すべての連合員の主管庁（権利として構成員となる。）

(b) 条約の關連規定により承認された団体又は機關

第十三条 無線通信會議及び無線通信總會

1 世界無線通信會議は、無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他世界的性質を有する問題（同會議の權限内のものであり、かつ、その議事日程に關するものに限る。）を取り扱うことができる。同會議のその他の任務は、条約で定める。

2 世界無線通信會議は、通常二年ごとに招集する。ただし、条約の關連規定に従い、同會議を二年ごとに招集しないこと又は追加的に招集することが出来る。

3 無線通信總會は、同様に通常二年ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信會議と連携する。無線通信總會は、世界無線通信會議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同會議のすべての要請に應ずる。同總會の任務は、条約で定める。

九二

4 世界無線通信會議、無線通信總會及び地域無線通信會議の決定は、いかなる場合にも、この意旨及び条約の規定に適合するものでなければならぬ。無線通信總會及び地域無線通信會議の決定は、また、いかなる場合にも、無線通信規則の規定に適合するものでなければならぬ。世界無線通信會議、無線通信總會及び地域無線通信會議は、決議及び決定

を採択する場合には、予見可能な會計上の影響を考慮しなければならず、また、全権委員會議の定めた最高限度額を超える支出をもたらすおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

第十四条 無線通信規則委員會

1 無線通信規則委員會は、無線通信の分野において十分な能力を有し、かつ、周波数の割当て及び使用について実務上の経験を有する選出された委員で構成する。各委員は、世界の特定の地域の地理的、経済的及び人口の事情に精通していなければならない。委員は、独立して、また、非常勤で、連合のために自己の職務を行う。

九三

2 無線通信規則委員會の任務は、次のとおりとする。

(a) 無線通信規則及び權限のある無線通信會議の決定に適合した手続規則（技術基準を含む。）を承認すること。この手続規則は、無線通信局長及び無線通信局が連合員の行う周波数割当てを登録するため無線通信規則を適用するに当たって使用する。主管庁は、この手続規則に対して意見を付することができ、意見の相違が継続する場合には、その問題は、次の世界無線通信會議に提出する。

九四

(b) 第九五号の手続規則の適用によつて解決することができないその他の問題を検討すること。

(c) 第七八号に規定する周波数の割当て及び使用に關して、無線通信規則に定める手続に従い、權限のある會議が定め、又はこの會議の

九六

九七

準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て理事会が定めるすべての追加の任務を行うこと。

九八

九九

3 (1) 無線通信規則委員会の委員は、その所属国又は一地域を代表する者としてではなく、国際的な公的責任を有する者として、同委員会における職務を行う。同委員会の各委員は、特に、自国の主管庁に直接関係する決定に参加することを差し控えなければならない。

(2) 無線通信規則委員会の委員は、連合のために自己の職務を行うことに關し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私の機関若しくは人からも指示を求め又は受けてはならない。委員は、第九八号に定める委員としての地位と両立しないおそれのあるいかなる措置をとることも、また、そのようなおそれのあるいかなる決定に關与することも差し控えなければならない。

(3) 連合員は、無線通信規則委員会の委員の職務の専ら国際的な性質を尊重しなければならない。また、これらの委員に対し、同委員会における職務の遂行について影響を及ぼそうとすることを差し控えなければならない。

4 無線通信規則委員会の運営方法は、条約で定める。

第十五条 無線通信研究委員会

無線通信研究委員会の任務は、条約で定める。

第十六条 無線通信局

無線通信局長の任務は、条約で定める。

第三章 電気通信標準化部門

第十七条 任務及び組織

一〇四

1 (1) 電気通信標準化部門は、電気通信を世界的規模で標準化するため、技術、運用及び料金の問題についての研究を行うこと並びにこれらの問題に關する勧告を採択することにより、第一条に定める電気通信の標準化に關する連合の目的を十分に達成することを任務とする。

一〇五

(2) 電気通信標準化部門及び無線通信部門の双方に關係がある問題に關しては、両部門の正確な権限について、条約の關連規定に従い、緊密な協力により、常に再検討しなければならない。無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開閉部門の間においては、緊密な調整を確保しなければならない。

一〇六

2

電気通信標準化部門の運営は、次のものによって行う。

一〇七

(a)

世界電気通信標準化會議

一〇八

(b)

電気通信標準化研究委員會

一〇九

(c)

電気通信標準化局（選出された局長が統括する。）

一一〇

3

電気通信標準化部門の構成員は、次のとおりとする。

一一一

(a)

すべての連合員の主管庁（権利として構成員となる。）

一一二

(b)

条約の關連規定により承認された団体又は機關

第十八条 世界電気通信標準化會議

一一三

1

世界電気通信標準化會議の任務は、条約で定める。

一一四

2

世界電気通信標準化會議は、四年ごとに招集する。ただし、条約の關連規定に従い、同會議を追加的に開

催することができる。

3 世界電気通信標準化會議の決定は、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならぬ。同會議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な會計上の影響を考慮しなければならない。また、全權委員會會議の定めた最高限度額を超える支出をもたらしおそれのある決議及び決定の採択を避けるべきである。

一一六

電気通信標準化研究委員會の任務は、条約で定める。

一一七

第二十條 電気通信標準化局

電気通信標準化局長の任務は、条約で定める。

第四章 電気通信開閉部門

第二十一條 任務及び組織

一一八

1

(1)

電気通信開閉部門は、第一条に定める連合の目的を達成することを任務とする。同部門は、また、技術協力及び技術援助のための活動を行い、組織し及び調整することにより電気通信の開発を促進し及び向上させるため、國際連合の專門機關としての及び國際連合の開発のための体制その他の資金供与のための制度の下で事業を実施するための執行機關としての連合の二重の責任を、特定の権限の範圍内で、遂行することを任務とする。

一一九

(2)

無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開閉部門の活動で、開発に係る事項に關するものについては、この憲章の關連規定に従い、緊密な協力の対象とする。

一二〇

2

第一一八号及び第一一九号の規定

の範圍内において、電気通信開閉部門の具体的な任務は、次のとおりとする。

一二一

(a) 経済的及び社会的發展のための國內計画における電気通信の重要な役割について決定権者の関心を高めること並びに政策及び体制に關する可能な選択肢について情報及び助言を提供すること。

一二二

(b) 他の關係機關の活動を考慮して、人的資源の開発、計画の立案、經營管理、資源の移動及び研究開発の能力を強化することにより、電気通信網及び電気通信業務（特に開發途上國におけるもの）の開発、拡充及び運用を奨励すること。

一二三

(c) 地域的な電気通信機關並びに世界的及び地域的な開發金融機關との協力により、電気通信開閉部門の開発計画に含まれている事業の良好な実施を確保するため当該事業の進捗状況を注視しつつ、電気通信の發展を促進すること。

一二四

(d) 電気通信の分野において開發途上國に対して援助を与えるため、優先的かつ有利な信用枠の形成を奨励すること並びに國際的及び地域的な金融機關及び開發機關と協力することによって、資源の移動を促進すること。

一二五

(e) 先進國における電気通信網の發展及び変容を考慮して、開發途上國への適当な技術の移転を促進する計画を推進し及び調整すること。

一二六

(f) 開發途上國における電気通信の開発への産業の参加を奨励し、並びに適当な技術の選択及び移転に關する助言を与えること。

一二七 (g) 技術、経済、財政、経営管理、規制及び政策に関する事項について、必要に応じ、助言を与え又は研究を行い若しくは支援すること。その研究は、電気通信の分野における特定の事業に関するものを含む。 一二八 (h) 電気通信業務の提供を目的として国際的及び地域的な電気通信網を開発することについての調整を円滑にするため、そのような電気通信網に関する総合的な計画の立案に当たり、その他の部門、事務総局その他の関係機関と協力すること。	一三八 2 電気通信開発会議は、次のものから成る。 一三九 (a) 世界電気通信開発会議 一四〇 (b) 地域電気通信開発会議 一四一 3 全権委員会議から全権委員会議までの間において、世界電気通信開発会議並びに、資力及び優先度に応じて、地域電気通信開発会議を開催する。	一四七 2 世界国際電気通信会議の決定は、いかなる場合も、この憲章及び条約の規定に適合するものとする。同会議は、決議及び決定を採択する場合に、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならず、また、全権委員会議の定めた最高限度額を超える支出をもたらし得る決議及び決定の採択を避けるべきである。 第二十六條 調整委員会 一四八 1 調整委員会は、事務総局長、事務総局次長及び三部門の局長で構成する。同委員会は、事務総局長が議長となり、事務総局長が不在のときは、事務総局次長が議長となる。	一五一 (2) 連合員は、連合の役員及び職員の仕事の専ら国際的な性質を尊重しなければならない。また、これらの者に対し、その職務の遂行について影響を及ぼそうとすることを差し控えなければならない。 一五二 (3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかんを問わず、電気通信に関係があるいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的関係を有してはならない。もつとも、「金銭的関係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。 一五三 (4) 連合員は、連合の能率的な運営を確保するため、自国民が事務総局長、事務総局次長又は局長に選出された場合には、全権委員会議から全権委員会議までの間にその者を召還することをできる限り差し控えなければならない。 一五四 2 職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を有する職員の勤務を連合のために確保することの必要性に最大の考慮を払わなければならない。また、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても妥当な考慮を払わなければならない。 第二十八條 連合の会計 一五五 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。 一五六 (a) 理事会 一五七 (b) 事務総局及び連合の各部門 一五八 (c) 全権委員会議及び世界国際電気
一二九 (i) 第一二一号から第一二八号までに定める任務の遂行に当たり、後開発途上国のニーズに特別の注意を払うこと。 一三〇 3 電気通信開発部門の運営は、次のものによって行う。 一三一 (a) 世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議 一三二 (b) 電気通信開発研究委員会 一三三 (c) 電気通信開発局（選出された局長が統括する。） 一三四 4 電気通信開発部門の構成員は、次のとおりとする。 一三五 (a) すべての連合員の主管庁（権利として構成員となる。） 一三六 (b) 条約の関連規定により承認された団体又は機関 第二十二條 電気通信開発会議	一四二 4 電気通信開発会議は、最終文書を作成しないものとする。同会議の結論は、決議、決定、勧告又は報告の形式によるものとし、いかなる場合にも、この憲章、条約及び業務規則の規定に適合するものでなければならぬ。同会議は、決議及び決定を採択する場合には、予見可能な会計上の影響を考慮しなければならず、また、全権委員会議の定めた最高限度額を超える支出をもたらし得る決議及び決定の採択を避けるべきである。 一四三 5 電気通信開発会議の任務は、条約で定める。 第二十三條 電気通信開発研究委員会 一四四 電気通信開発研究委員会の任務は、条約で定める。 第二十四條 電気通信開発局 一四五 電気通信開発局長の任務は、条約で定める。 第五章 連合の運営に関するその他の規定 第二十五條 世界国際電気通信会議 一四六 1 世界国際電気通信会議は、国際電気通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他世界的性質を有する問題（同会議の	一四八 1 調整委員会は、事務総局長、事務総局次長及び三部門の局長で構成する。同委員会は、事務総局長が議長となり、事務総局長が不在のときは、事務総局次長が議長となる。 一四九 2 調整委員会は、事務総局長に助言を与え、並びに事務、会計、情報システム及び技術協力に関する事項で特定の部門又は事務総局の専属的な権限内にはないすべてのもの並びに對外関係及び広報の分野のすべての事項について事務総局長に実務上の援助を与える内部の運営組織としての任務を行う。同委員会がこれらの事項を検討する場合には、この憲章及び条約の規定、理事会の決定並びに連合全体の利益を十分に考慮する。 第二十七條 連合の役員及び職員 一五〇 1 (1) 連合の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府又は連合外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。連合の役員及び職員は、国際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も差し控えなければ	一五二 (3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかんを問わず、電気通信に関係があるいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的関係を有してはならない。もつとも、「金銭的関係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。 一五三 (4) 連合員は、連合の能率的な運営を確保するため、自国民が事務総局長、事務総局次長又は局長に選出された場合には、全権委員会議から全権委員会議までの間にその者を召還することをできる限り差し控えなければならない。 一五四 2 職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を有する職員の勤務を連合のために確保することの必要性に最大の考慮を払わなければならない。また、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても妥当な考慮を払わなければならない。 第二十八條 連合の会計 一五五 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。 一五六 (a) 理事会 一五七 (b) 事務総局及び連合の各部門 一五八 (c) 全権委員会議及び世界国際電気
一三七 1 電気通信開発会議は、電気通信の開発に関係がある問題、事業及び計画を検討するため並びに電気通信開発局に対して指針を与えるための討議の場とする。	一四六 1 世界国際電気通信会議は、国際電気通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正を行い、及びその他世界的性質を有する問題（同会議の	一五〇 1 (1) 連合の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府又は連合外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。連合の役員及び職員は、国際公務員としての地位と両立しないいかなる行動も差し控えなければ	一五二 (3) 連合の役員及び職員は、その職務外において、方法のいかんを問わず、電気通信に関係があるいかなる企業にも参加してはならず、また、これと金銭的関係を有してはならない。もつとも、「金銭的関係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職年金の支払の継続を妨げるものと解してはならない。 一五三 (4) 連合員は、連合の能率的な運営を確保するため、自国民が事務総局長、事務総局次長又は局長に選出された場合には、全権委員会議から全権委員会議までの間にその者を召還することをできる限り差し控えなければならない。 一五四 2 職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、能力及び誠実性を有する職員の勤務を連合のために確保することの必要性に最大の考慮を払わなければならない。また、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性についても妥当な考慮を払わなければならない。 第二十八條 連合の会計 一五五 1 連合の経費は、次のものに関する費用から成る。 一五六 (a) 理事会 一五七 (b) 事務総局及び連合の各部門 一五八 (c) 全権委員会議及び世界国際電気

一五九 2 通信會議 連合の經費には、連合員並びに條約の關連規定に従つて連合の活動に参加することを承認された団体及び機關の分担金をもつて充てる。分担金額は、各連合員及び承認された団体又は機關が條約の關連規定に従つて選定した分担等級の單位數に應じて決定される。	1 連合員は、連合の經費を負担するための分担等級を任意に選定する。	2 分担等級の選定は、條約に定める分担等級表に従つて、全權委員會會議の終了後六箇月以内に行う。	3 全權委員會會議が條約に定める分担等級表の改正を採択した場合に、事務總局長は、その改正の効力發生の日を各連合員に通報する。各連合員は、その通報の日の後六箇月以内に、改正され効力を有する分担等級表に従つて選定した分担等級を事務總局長に通知する。
一六〇 3 (1) 連合員は、連合の經費を負担するための分担等級を任意に選定する。	2 分担等級の選定は、條約に定める分担等級表に従つて、全權委員會會議の終了後六箇月以内に行う。	3 全權委員會會議が條約に定める分担等級表の改正を採択した場合に、事務總局長は、その改正の効力發生の日を各連合員に通報する。各連合員は、その通報の日の後六箇月以内に、改正され効力を有する分担等級表に従つて選定した分担等級を事務總局長に通知する。	4 各連合員が第一六一号又は第一六二号の規定に従つて選定した分担等級は、第一六一号又は第一六二号に規定する六箇月の期間の満了後一年の期間が経過した後の一月一日から適用する。
一六一 2 通信會議 連合の經費には、連合員並びに條約の關連規定に従つて連合の活動に参加することを承認された団体及び機關の分担金をもつて充てる。分担金額は、各連合員及び承認された団体又は機關が條約の關連規定に従つて選定した分担等級の單位數に應じて決定される。	1 連合員は、連合の經費を負担するための分担等級を任意に選定する。	2 分担等級の選定は、條約に定める分担等級表に従つて、全權委員會會議の終了後六箇月以内に行う。	3 全權委員會會議が條約に定める分担等級表の改正を採択した場合に、事務總局長は、その改正の効力發生の日を各連合員に通報する。各連合員は、その通報の日の後六箇月以内に、改正され効力を有する分担等級表に従つて選定した分担等級を事務總局長に通知する。
一六二 3 全權委員會會議が條約に定める分担等級表の改正を採択した場合に、事務總局長は、その改正の効力發生の日を各連合員に通報する。各連合員は、その通報の日の後六箇月以内に、改正され効力を有する分担等級表に従つて選定した分担等級を事務總局長に通知する。	4 各連合員が第一六一号又は第一六二号の規定に従つて選定した分担等級は、第一六一号又は第一六二号に規定する六箇月の期間の満了後一年の期間が経過した後の一月一日から適用する。	5 連合員が選定した分担等級は、第一六一号から第一六三号までの規定の適用によつてのみ、減少させることができる。ただし、國際的な救援計画の發動を必要とする自然災害の	6 連合員は、同様に、第一六三号に定める日から開始する分担金の新たな期間において、分担金に関する自己の相対的な地位が従前のものに比べて著しく不利になつてゐる場合には、理事會の承認を得て、第一六一号の規定に従つて選定した分担等級よりも下位の分担等級を選定することができる。
一六三 (4) 各連合員が第一六一号又は第一六二号の規定に従つて選定した分担等級は、第一六一号又は第一六二号に規定する六箇月の期間の満了後一年の期間が経過した後の一月一日から適用する。	5 連合員が選定した分担等級は、第一六一号から第一六三号までの規定の適用によつてのみ、減少させることができる。ただし、國際的な救援計画の發動を必要とする自然災害の	6 連合員は、同様に、第一六三号に定める日から開始する分担金の新たな期間において、分担金に関する自己の相対的な地位が従前のものに比べて著しく不利になつてゐる場合には、理事會の承認を得て、第一六一号の規定に従つて選定した分担等級よりも下位の分担等級を選定することができる。	7 第四三号の地域無線通信會議の經費は、關係地域のすべての連合員及び必要な場合には当該會議に参加したその他の地域の連合員がその分担等級に従つて負担する。
一六四 4 第一六一号及び第一六二号にそれぞれ定める期限内に決定を通知しない連合員は、従前の分担等級を維持する。	5 連合員が選定した分担等級は、第一六一号から第一六三号までの規定の適用によつてのみ、減少させることができる。ただし、國際的な救援計画の發動を必要とする自然災害の	6 連合員は、同様に、第一六三号に定める日から開始する分担金の新たな期間において、分担金に関する自己の相対的な地位が従前のものに比べて著しく不利になつてゐる場合には、理事會の承認を得て、第一六一号の規定に従つて選定した分担等級よりも下位の分担等級を選定することができる。	8 連合員並びに第一五九号に規定する団体及び機關は、理事會が決定した二年予算に基づいて、かつ、理事會が採択することができ、調整額を考慮に入れて計算した毎年の分担金額を前払する。
一六五 5 連合員が選定した分担等級は、第一六一号から第一六三号までの規定の適用によつてのみ、減少させることができる。ただし、國際的な救援計画の發動を必要とする自然災害の	6 連合員は、同様に、第一六三号に定める日から開始する分担金の新たな期間において、分担金に関する自己の相対的な地位が従前のものに比べて著しく不利になつてゐる場合には、理事會の承認を得て、第一六一号の規定に従つて選定した分担等級よりも下位の分担等級を選定することができる。	7 第四三号の地域無線通信會議の經費は、關係地域のすべての連合員及び必要な場合には当該會議に参加したその他の地域の連合員がその分担等級に従つて負担する。	8 連合員並びに第一五九号に規定する団体及び機關は、理事會が決定した二年予算に基づいて、かつ、理事會が採択することができ、調整額を考慮に入れて計算した毎年の分担金額を前払する。

するため、使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置をとることを約束する。

二 かつ、連合員は、国内法令の適用又は自国が締結国である国際条約の実施を確保するため、国際通信に關し、権限のある当局に通報する権利を留保する。

第三十八條 電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護

一八六 1 連合員は、国際電気通信の迅速なかつ不斷の交換を確保するために必要な通信路及び設備を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる。

一八七 2 第一八六号の通信路及び設備は、できる限り、実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によつて運用し、良好に使用することができ、状態に維持し、並びに科学及び技術の進歩に合せて進歩していくようにしなければならない。

一八八 3 連合員は、その管轄の範囲内において、第一八六号の通信路及び設備を保護する。

一八九 4 すべての連合員は、特別の取極による別段の定めがある場合を除くほか、その管理の範囲内にある国際電気通信回線の部分の維持を確保するために有用な措置をとる。

一九〇 連合員は、第六條の規定の適用を容易にするため、この憲章、条約及び業務規則に対する違反に關し、相互に通報することを約束する。

第四十條 人命の安全に關する電気通信の優先

一九一 國際電気通信業務は、海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に關するすべての電気通信並びに世界保健機關の伝染病に關する特別に緊急な電気通信に對し、絶對的優先順位を与えなければならない。

第四十一條 官用電気通信の優先順位

一九二 前條及び第四十六條の規定に從うことを條件として、官用電気通信（附屬書第一〇一四号参照）は、当事者が特に請求したときは、可能な範圍で、他の電気通信に對して優先順位を有する。

第四十二條 特別取極

一九三 連合員は、連合員全体には關係しない電気通信の問題について特別取極を締結する権能を、自己のため並びに認められた事業体及び正当に許可されたその他の事業体のために留保する。ただし、特別取極は、その実施によつて、他の連合員の無線通信業務に生じさせる有害な混信に關して及び一般に、他の連合員のその他の電気通信業務の運用に生じさせる得る技術的な支障に關しては、この憲章、条約及び業務規則に抵触してはならない。

第四十三條 地域的會議、地域的取極及び地域的機關

一九四 連合員は、地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域的會議を開催し、地域的取極を締結し、及び地域的機關を設置する権利を留保する。地域的取極は、この憲章又は條約に抵触してはならない。

第七章 無線通信に關する特別規定

第四十四條 無線周波数スペクトル及び對地静止衛星軌道の使用

一九五 1 連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、連合員は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

一九六 2 連合員は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、周波数及び對地静止衛星軌道が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各國又はその集團が公平に使用することができるよう、に、開發途上國の特別な必要性及び特定の國の地理的事情を考慮して、無線通信規則に從つて合理的、効果的かつ經濟的に使用しなければならないことに留意する。

第四十五條 有害な混信

一九七 1 すべての局は、その目的のいかんを問はず、他の連合員、認められた事業体その他の正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に從つて無線通信業務を行う事業体の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

一九八 2 連合員は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に第一九七号の規定を遵守させることを約束する。

一九九 3 連合員は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第一九七号の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐた

め、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

第四十六條 遭難の呼出し及び通報

二〇〇 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いづれから發せられたかを問はず、絶對的優先順位において受信し、同様にこの通報に應答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。

第四十七條 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号

二〇一 連合員は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の發送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を發射する自國の管轄の下にある局を通知し及び識別するために協力することを約束する。

第四十八條 國防機關の設備

二〇二 1 連合員は、軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

二〇三 2 もっとも、第二〇二号の設備は、遭難の場合において行つ救助に關する規定、有害な混信を防ぐためにとる措置に關する規定並びに使用する發射の型式及び周波数に關する業務規則の規定を、当該設備が行う業務の性質に從つて、できる限り遵守しなければならない。

二〇四 3 第二〇二号の設備は、また、公衆通信業務その他業務規則によつて規律される業務に参加するときは、原則として、これらの業務に適用される規定に從わなければならない。

第八章 國際連合その他の國際機關及び非連合員との關係

第四十九條 國際連合との關係

係

二〇五 国際連合と国際電気通信連合との関係は、これらの機関の間で締結された協定で定める。

第五十条 その他の国際機関との関係

二〇六 連合は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、利害関係を有し又は関連する活動を行う国際機関と協力する。

第五十一条 非連合員との関係

二〇七 すべての連合員は、連合員でない国と電気通信を交換することを認める条件を定める権能を、自己のため及び認められた事業体のために留保する。連合員でない国から発する電気通信が連合員によって受信されたときは、その通信は、伝送されなければならない。また、当該通信が連合員の通信路を経由する限り、この憲章、条約及び業務規則の義務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

第九章 最終規定

第五十二条 批准、受諾又は承認

二〇八 1 この憲章及び条約は、署名連合員により、自国の憲法上の規定に従って、単一の文書の形式で、同時に批准され、受諾され又は承認されなければならない。この文書は、できる限り速やかに事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、各文書の寄託を連合員に通報する。

二〇九 2 (1) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名連合員は、第二〇八号の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託していない場合にも、第二

五号から第二八号までの規定により連合員に与えられる権利を有する。

二一〇 (2) この憲章及び条約の効力発生の日から起算して二年の期間の満了後は、第二〇八号の規定に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託していない署名連合員は、これらの文書のうちいずれかのものを寄託しない限り、連合のいかなる会議、理事会のいかなる会期、連合の各部門のいかなる会合又はこの憲章及び条約に従い通信によって行われるいかなる協議においても、投票する資格を有しない。

二一一 3 第五十八号の規定に従ってこの憲章及び条約が効力を生じた後は、批准書、受諾書又は承認書は、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

二一二 1 この憲章及び条約に署名しなかった連合員又は第二条の(b)若しくは(c)の適用を受けるその他の国は、当該その他の国については同条の規定に従うことを条件として、いつでもこの憲章及び条約に加入することができ、加入は、この憲章及び条約の双方を対象とする単一の文書の形式で同時に行う。

二一三 2 加入書は、事務総局長に寄託する。事務総局長は、加入書を受領したときは直ちにこれを連合員に通報し、その認証謄本を連合員に送付する。

二一四 3 第五十八号の規定に従ってこの憲章及び条約が効力を生じた後は、加入書は、別段の表示がない限り、事務総局長に寄託した日に効力を生ずる。

る。

第五十四条 業務規則

二一五 1 第四条に規定する業務規則は、拘束力を有する国際的な文書であり、また、この憲章及び条約の規定に適合するものでなければならない。

二一六 2 前二条の規定に従って行うこの憲章及び条約の批准、受諾若しくは承認又はこれらの文書への加入は、権限のある世界会議がこの憲章及び条約の署名の日前に採択した業務規則に拘束されることについての同意を含む。この同意は、業務規則又はその改正の署名の際に付した留保が批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に維持されている限度において、当該留保を害するものではない。

二一七 3 第二一六号に規定する日の後に採択された業務規則の一部改正又は全部改正に署名したすべての連合員は、自国の国内法令の認める範囲内で、その改正を暫定的に適用する。その暫定的適用は、その業務規則の改正に定める日に開始するものとし、その改正の署名の際に留保を付した場合には、当該留保に従う。

二一八 4 第二一七号に規定する暫定的適用は、次のいずれかのときまで継続する。

二一九 (a) 連合員が、業務規則の改正に拘束されることについて同意する旨を事務総局長に通知し、かつ、必要な場合には、その改正の署名の際に付した留保を維持する限度を示すとき。

二二〇 (b) 連合員が、業務規則の改正に拘束されることについて同意しない旨を事務総局長に通知し、事務総

局長がその通知を受領した後六十日が経過するとき。

二二二 5 暫定的適用の開始の日として業務規則の改正で定められた日から起算して三十六箇月の期間の満了前に、事務総局長が、その改正に署名した連合員から第二一九号又は第二二〇号に規定する通知を受領しない場合には、当該連合員は、当該改正の署名の際に留保を付したときには当該留保に従うことを条件として、当該改正に拘束されることについて同意したものとみなす。

二二三 6 第二一六号に規定する日の後に採択された業務規則の一部改正又は全部改正に署名しなかった連合員は、その改正に拘束されることについて同意する旨を速やかに事務総局長に通知するよう努める。第二二一号に規定する期間の満了前に、事務総局長が、当該連合員からいかなる通知も受領しない場合には、当該連合員は、当該改正に拘束されることについて同意したものとみなす。

二二四 7 事務総局長は、この条の規定により受領した通知を速やかに連合員に通報する。

第五十五条 この憲章の改正

二二五 1 連合員は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての連合員への送付及びすべての連合員による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該

二二五 提案をすべての連合員に送付する。

二二六 2 もっとも、第二二四号の規定に従って提出された改正案に対する修正案については、連合員又は全権委員会議におけるその代表団は、これをいつでも提出することができる。

二二七 3 全権委員会議の全会議においてこの憲章の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合には、全権委員会議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならない。

二二八 4 この憲章の改正案に対する修正案及び改正案全体（修正されたものであるかないかを問わない）は、採択されるためには、本会議において、全権委員会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の少なくとも三分の二によって承認されなければならない。

二二九 5 第二二四号から第二二七号までに特に規定する場合を除くほか、条約に定める会議に関する一般規定並びに会議及び他の会合の内部規則を適用する。

二三〇 6 全権委員会議が採択したこの憲章のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員会議が定めた日に、この憲章及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。当該改正文書の一部のみの批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入は、認めない。

二三一 7 事務総局長は、改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託をすべての連合員に通報する。

二三二 8 改正文書の効力発生の後に行われ

る第五十二条及び第五十三条の規定による批准、受諾、承認又は加入は、改正された憲章に対して行われるものとする。

二三三 9 事務総局長は、改正文書の効力発生の後、国際連合憲章第二百二条の規定により、当該改正文書を国際連合同事務局に登録する。第二四一号の規定は、改正文書について準用する。

二三四 1 連合員は、この憲章、条約又は業務規則の解釈又は適用に関する問題の紛争を、交渉によって、外交上の経路によって、国際紛争の解決のために締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続によって又は合意により定めることのできるその他の方法によって解決することができる。

二三五 2 第二二三号に定めるいずれの解決方法も採用されなかったときは、紛争当事者である連合員は、条約で定める手続に従って、紛争を仲裁に付することができる。

二三六 3 この憲章、条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選択議定書は、当該選択議定書の締約国である連合員の間に適用する。

二三七 第五十七条 この憲章及び条約の廃棄

1 この憲章及び条約を批准し、受諾し、承認し又はこれらに加入した連合員は、これらを廃棄する権利を有する。この憲章及び条約を廃棄する場合においては、事務総局長に於てた通告により、単一の文書の形式で、同時に廃棄する。事務総局長は、その通告を受領したときは、これを他の連合員に通報する。

二三八 1 この憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。

二三八 2 効力発生及び関係事項

二三八 1 この憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託した連合員の間に効力を生ずる。

二三九 2 この憲章及び条約は、第二三八号に定める効力発生の日に、この憲章及び条約の締結国の間においては、ナイロビ国際電気通信条約（千九百八十二年）を廃止し、これに代わる。

二四〇 3 連合の事務総局長は、国際連合憲章第二百二条の規定により、この憲章及び条約を国際連合同事務局に登録する。

二四一 4 英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語で作成されたこの憲章及び条約の原本は、連合に寄託保存する。事務総局長は、各署名連合員に対し、要請された言語により、認証謄本一通を送付する。

二四二 5 この憲章及び条約の各言語による条約文の間に矛盾がある場合には、フランス文による。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この国際電気通信連合憲章の原本及び国際電気通信連合条約の原本に署名した。

千九百九十二年十二月二十二日にジュネーブで作成した。

附屬書 国際電気通信連合の憲章、条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

連合の文書の適用上、次の用語は、

次に定義する意味を有する。

一〇〇二 主管庁 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び業務規則の義務を履行するためにとるべき措置について責任を有する政府の機関

一〇〇三 有害な混信 無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行なう無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反覆的に中断し若しくは妨害する混信

一〇〇四 公衆通信 局が公衆の用に供されている事実により、局が伝送するために受信しなければならない電気通信

一〇〇五 代表団 同一の連合員が派遣する代表及び、場合により、代表者、顧問、随員又は通訳の全体

各連合員は、任意にその代表団を構成するものとし、特に、条約の関連規定により承認された団体又は機関に属する者を、特に代表、顧問又は随員の資格で、代表団に含めることができる。

一〇〇六 代表 全権委員会議に対して連合員の政府が派遣する者又は連合の会議若しくは会合において連合員の政府若しくは主管庁を代表する者

一〇〇七 事業体 個人、団体、企業又は政府の施設で、国際電気通信業務を行うための電気通信設備又は国際電気通信業務に有害な混信を生じさせるおそれのある電気通信設備を運用するもの

一〇〇八 認められた事業体 第一〇〇七号に定義する事業体のうち公衆通信業務又は放送業務を運用する事業体で、その主たる事務所の所在地がある連合員によって、又は自己の領域において電気通信業務に関する設置及び運

用を当該事業体に許可した連合員によつて、第六条に定める義務を課されたもの。

一〇〇九 無線通信 電波による電気通信

一〇一〇 放送業務 一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行う無線通信業務。放送業務は、音響のための発射、テレビジョンのための発射その他の形態の発射を含むことができる。

一〇一一 国際電気通信業務 異なった国に存在し又は属するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信の提供

一〇一二 電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文、影、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

一〇一三 電報 受取人に配達するため電信によつて伝送することを意図した文言。この用語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む。

一〇一四 官用電気通信 次のいずれかのものから発する電気通信又はその返信
元首

政府の長又は政府の一員である者
陸軍、海軍又は空軍の司令長官
外交官又は領事官

国際連合事務総長又は国際連合の主要機関の長
国際司法裁判所

一〇一五 私報 官用電報又は業務用電報以外の電報

一〇一六 電信 伝送された情報を受信と同時に画像記録の形式で記録するための電気通信の形式。伝送された情報は、場合により、他の形式で提供すること又は将来の使用のために記録することができる。

注 画像記録とは、情報の媒体で

一〇一七 電話 主として言語の形式で情報を交換するための電気通信の形式

国際電気通信連合条約

第一章 連合の運営

第一節

一 全権委員會議は、国際電気通信連合憲章（以下「憲章」という。）第八条の関連規定により招集する。

二 (1) 全権委員會議の正確な場所及び期日は、実行可能なときは前回の全権委員會議が定め、これが不可能なときは連合員の過半数の同意を得て理事會が定める。

三 (1) 次回の全権委員會議の正確な場所及び期日は、これらのいずれかは、次のいずれかの場合には、変更することができる。
(a) 連合員の少なくとも四分の一が事務総局長に対して個別に請求する場合

四 (b) 理事會が提案する場合
五 (2) 第四号又は第五号のいずれの場合の変更も、連合員の過半数の同意を要する。

六 理事會 選挙及び関係事項

七 1 理事會の構成員として選出された連合員は、第一〇号から第一二二号までに定めるところにより欠員が生じたものとされる場合を除くほか、新たな理事會が選出される日までその

八 任務を行う。これらの連合員は、再選されることができる。

九 (1) 全権委員會議から全権委員會議までの間において理事會に欠員が生じた場合には、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかったもののうち最大の投票数を得たものが、権利として理事會の構成員となる。

(2) 何らかの理由により第八号に定める手続に従って理事會の欠員を満たすことができない場合には、理事會の議長は、関係地域の他の連合員に対し、一箇月の期間内に立候補するよう要請する。この期間が経過した後、理事會の議長は、連合員に対し、理事會の新たな構成員を選出するよう要請する。その選出は、通信による秘密投票によつて行うものとし、第八号に規定する投票数を得ることを必要とする。その新たな構成員は、次回の権限のある全権委員會議が新たな理事會の選挙を行うまでその地位にとどまる。

一〇 3 次のいずれかの場合には、理事會に欠員が生じたものとみなす。
(a) 理事會の構成員が理事會の連続する二の通常会期に代表者を出席させなかった場合

一一 (b) 連合員が理事會の構成員としての地位を放棄した場合

一二 役員

一三 1 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、その選挙の際に全権委員會議が定める日に就任する。事務総局長、事務総局次長及び各局長は、通常、次回の全権委員會議が定める日までその職にとどまるものとし、一

一四 回に限り再選されることができる。

一五 2 事務総局長の職が空席となった場合には、事務総局次長がその後任者となり、次回の全権委員會議が定める日までその職にとどまる。このようにして事務総局長が事務総局長の後任者となる場合には、事務総局長の職は、同時に空席となるものとみなし、第一五号の規定が適用される。

一六 3 事務総局次長の職が次回の全権委員會議の開会予定日前八十日を超えて空席となる場合には、理事會は、任期の残りの期間について、その後任者を任命する。

一七 4 事務総局長及び事務総局次長の職が同時に空席となった場合には、各局長のうちその職にある期間の最も長い者が九十日を超えない期間事務総局長の職務を行う。理事會は、事務総局長を任命し、また、事務総局長及び事務総局次長の職が次回の全権委員會議の開会予定日前八十日を超えて空席となる場合には、事務総局長を任命する。このようにして理事會が任命した者は、前任者の任期の残りの期間その職にとどまる。

一八 5 不測の事情により局長の職が空席となった場合には、事務総局長は、その空席が生じた日の後の最初の通常会期において理事會が新たな局長を任命するまでの間、空席となった局長の職務の遂行を確保するために必要な措置をとる。このようにして任命された局長は、次回の全権委員會議が定める日までその職にとどまる。

一九 6 理事會は、憲章第二十七条の関連

2 (1) 理事会は、連合の所在地において、毎年一回通常会期として会合

五二 (2) 理事会は、通常会期中、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。 五三 (3) 通常会期から通常会期までの間において、理事会の構成員の過半数の請求があったときは又は第一八号に定めるところにより議長が発議したときは、議長は、原則として連合の所在地において、理事会を招集することができる。 五四 3 理事会は、会期中の理事会は、例外として、特別の問題を通信によって解決することを決定することができる。 五五 4 理事会は、各通常会期の初めに、地域間の交替の原則を考慮して、理事会の構成員の代表者のうちからその議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、次の通常会期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることができない。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。 五六 5 理事会の構成員により理事会に参加するために任命される者は、できる限り、当該構成員の電気通信主管庁の職員である者又は当該電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わって直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験がある適任者でなければならぬ。 五七 6 理事会の各構成員の代表者が理事会の会期においてその職務を行うために要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。 五八 7 理事会の各構成員の代表者は、連合の各部門のすべての会合にオブ							する。 (2) 理事会は、通常会期中、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。 (3) 通常会期から通常会期までの間において、理事会の構成員の過半数の請求があったときは又は第一八号に定めるところにより議長が発議したときは、議長は、原則として連合の所在地において、理事会を招集することができる。 3 理事会は、会期中の理事会は、例外として、特別の問題を通信によって解決することを決定することができる。 4 理事会は、各通常会期の初めに、地域間の交替の原則を考慮して、理事会の構成員の代表者のうちからその議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、次の通常会期の開会までその職にとどまるものとし、再選されることができない。議長が不在のときは、副議長がこれに代わる。 5 理事会の構成員により理事会に参加するために任命される者は、できる限り、当該構成員の電気通信主管庁の職員である者又は当該電気通信主管庁に対し若しくはこれに代わって直接に責任を負う者とする。この者は、電気通信業務の経験がある適任者でなければならぬ。 6 理事会の各構成員の代表者が理事会の会期においてその職務を行うために要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。 7 理事会の各構成員の代表者は、連合の各部門のすべての会合にオブ
六六 (b) 一般職の職員の基準俸給表を、連合の所在地について国際連合及び専門機関の適用する俸給表に一致させるように調整す	六五 (a) 専門職以上の職（選挙によつて任命される職を除く。）の職員の基準俸給表を、共通制度中のこれらに相当する職の職員について国際連合の定める基準俸給表に一致させるように調整すること。	六四 (2) 必要な場合には、次のことを行うこと。 六三 (1) 俸給、手当及び年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮して、連合の職員規則及び財政規則並びに必要と認めるその他の規則を承認し及び改正すること。	六二 11 理事会は、全権委員会から全権委員会までの間において、連合の総合的な運営及び管理を監督するものとし、特に次のことを行う。 六一 10 理事会は、連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関し事務総局長が全権委員会からの一般的指示に従って作成した報告を毎年審査し、この報告に関して適当と認める措置をとる。	六〇 9 事務総局長、事務総局次長及び各局長は、権利として理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、理事会は、その構成員の代表者のみに限定した会合を行うことができる。	五九 8 事務総局長は、理事会の事務局長としての職務を行う。	ザバーとして出席する権利を有する。	
七三 (7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会決定及び憲章第五一号	七二 (6) 必要な場合には、連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛金を同基金の規則及び細則に応じて調整し、並びに同基金における例に倣って、連合の職員保険基金の受給者に支払う物価騰貴手当を調整すること。	七一 (5) 全権委員会議の一般的指示及び憲章第二十七条の関連規定を考慮して、連合の職、職員及び人的資源開発計画についての数年間にわたる総合計画を検討し及び決定し、並びに連合の職員編成（定員及び構成を含む。）に関する指針を与えること。	七〇 (4) 事務総局及び連合の各部門の局の組織に関する主要な改革であつて、憲章及びこの条約に適合するものについての提案が調整委員会による検討の後に事務総局長により付託された場合には、その提案について決定を行うこと。	六九 (3) 連合の職員の衡平な地理的配分を確保するために必要な決定を行い、及び当該決定の実施について監督すること。	六八 (d) 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行われるすべての修正に応じて調整すること。	六七 (c) 専門職以上の職（選挙によつて任命される職を含む。）の勤務地手当を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに依つて調整すること。	ること。
七八 (12) 憲章、この条約及び業務規則に定める範囲内で、連合の良好な運営に必要な認めるその他のすべての措置をとること。	七七 (11) 会議が採択した決定であつて会計上の影響を伴うものの実施について決定を行うこと。	七六 (10) 第二八号の規定に係る必要な決定を行うこと。	七五 (9) 連合の会議の招集に必要な措置をとること並びに世界会議については連合員の過半数、地域会議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て、これらの会議を準備し及び組織するために事務総局及び連合の各部門が行う技術的な援助その他の援助に関し、事務総局及び連合の各部門に適当な指示を与えること。	七四 (8) 事務総局長が作成する連合の会計計算書を毎年検査するために必要なすべての措置をとり、必要な場合には、次の全権委員会議に提出するため、この会計計算書を承認すること。	七三 (7) 憲章第五〇号の規定に係る全権委員会決定及び憲章第五一号	の規定に従つて同会議が定める経費の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。	の規定に従つて同会議が定める経費の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。

七九	(13) 憲章、この条約、業務規則及びこれらの附屬書に規定されておらず、かつ、次の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て、必要なすべての措置をとること。	八六	(c) 調整委員会と協議を行い、その意見を考慮した後、電気通信を取り巻く環境の変化を示す年次報告であつて、第六一号に規定する連合の将来の政策及び戦略に関する勧告並びにその会計上の影響に対する評価を含むものを作成し、理事会に提出すること。	九四	(k) 関係局長と合意の上、各部門の会議及び会合のため、必要な事務上及び会計上の措置をとること。	一〇〇	(q) 調整委員会と協議を行い、かつ、できる限りの節減を行った後、全権委員会が定める限度額の範囲内で、連合の経費を支弁するための二年予算の案を作成し、理事会に提出すること。その予算案は、三部門のそれぞれの経費に基づき予算（事務総局長が与える予算上の指示に従つて作成されるもの）を一括する総合的なものとし、二の模式から成る。一の模式は、分担単位当たりの増額を伴わない予算額を示し、他の模式は、全権委員会が定めた限度内の増額を伴う予算額（予備勘定のための繰入れを行った後のもの）を示す。予算に関する決議は、理事会の承認を得た後、すべての連合員に情報として送付する。
八〇	(14) 憲章の第四十九条及び第五十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、理事会は、連合を代表して、同条に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、憲章第八条の関連規定により次回の全権委員会に提出しなければならない。	八八	(e) 連合の各部門の局に関する事務的措置をとり、並びに関係局長による選考及び推薦に基づいて各局の職員を任命すること。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。	九七	(n) 必要な場合には招請政府と協力して、連合の会議の事務局を設置し、及び、必要に応じて関係局長と協力して、必要と認める範囲で第九三号の規定に従つて連合の職員を臨時に配置することにより、連合の会合の開催に必要な役務を提供すること。事務総局長は、請求があるときは、契約によつて、電気通信に関するその他の会合の事務局を設置することができる。	一〇一	(r) 調整委員会の援助の下に、財政規則に従ひ年次会計報告を作成し、理事会にこれを提出すること。審査及び最終的承認を受けるため、総合的な会計報告及び会計計算書を作成し、次回の全権委員会に提出すること。
八一	(15) 会期の後でできる限り速やかに、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を連合員に送付すること。	八九	(f) 国際連合及び専門機関の決定で共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを理事会に報告すること。	九八	(o) 業務書類、公報その他の文書及び記録（事務総局長及び各部門が作成したもの、連合に送付されたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求するもの）を、適当な時期に公表し及び配布するため、必要な措置をとること。会議が公表を請求する業務書類その他の文書に關しては、理事会が、関係会議と協議の上、公表する文書の一覧表を常時整備しておく。	一〇二	(s) 調整委員会の援助の下に、連合の活動に関する年次報告を作成し、理事会の承認を得た後、すべての連合員に送付すること。
八二	(16) 前回の全権委員会後の連合の活動に関する報告及び適当と認める勧告を全権委員会に提出すること。	九〇	(8) 理事会が採択する規則の適用を確保すること。	九八	(o) 業務書類、公報その他の文書及び記録（事務総局長及び各部門が作成したもの、連合に送付されたもの又は会議若しくは理事会が公表を請求するもの）を、適当な時期に公表し及び配布するため、必要な措置をとること。会議が公表を請求する業務書類その他の文書に關しては、理事会が、関係会議と協議の上、公表する文書の一覧表を常時整備しておく。	一〇三	(t) その他連合のすべての事務局職務を行うこと。
八三	1 事務総局長は、次のことを行う。	九二	(i) 事務的な管理の必要上、連合の職員の有効な活用を確保し及び共通制度の勤務条件をこれらの職員に適用するため、これらの職員の監督を行うこと。各局長を直接補佐するために任命される職員は、理事会の一般的な事務上の指示に従いつつ、事務総局長の事務上の権限の下に置かれるものとし、関係局長の直接の指揮の下に執務する。	九九	(p) 収集された情報又は利用することのできる情報（他の国際機関から収集することのできるものを含む。）により、電気通信に関する一般の情報及び資料の雑誌を定期的	一〇四	(u) その他理事会が委任する職務を行うこと。
八四	(a) 連合の資源を総合的に管理すること。事務総局長は、必要な場合には調整委員会と協議した上で、この資源の一部の管理を事務総局長及び各局長に委任することができる。	九三	(j) 連合の全般的な利益のため、関係局長と協議の上、連合の本部に	九九	(p) 収集された情報又は利用することのできる情報（他の国際機関から収集することのできるものを含む。）により、電気通信に関する一般の情報及び資料の雑誌を定期的	一〇五	2 事務総局長又は事務総局長次長は、連合の会議に顧問の資格で出席することができる。事務総局長又はその
八五	(b) 連合の資源の最も効果的かつ経済的な活用を確保するため、調整委員会の意見を考慮して、事務総局長及び連合の各部門の活動を調整	九三	(j) 連合の全般的な利益のため、関係局長と協議の上、連合の本部に	九九	(p) 収集された情報又は利用することのできる情報（他の国際機関から収集することのできるものを含む。）により、電気通信に関する一般の情報及び資料の雑誌を定期的	一〇五	2 事務総局長又は事務総局長次長は、連合の会議に顧問の資格で出席することができる。事務総局長又はその

代理は、連合の他のすべての会合に顧問の資格で参加することができる。

第四節

第六條 調整委員会

一〇六 1 (1) 調整委員会は、憲章第二十六條及びこの条約の関連規定に定めるすべての事項について、事務総局長を補佐し、及び事務総局長に助言を与える。

一〇七 (2) 調整委員会は、連合が憲章の第四十九條及び第五十條に規定するすべての国際機関の會議に代表者を出席させることについて、これらの国際機関との調整を確保する。

一〇八 (3) 調整委員会は、連合の活動の結果を審査し、及び第八六号に規定する報告(理事會に提出するもの)の作成について事務総局長を補佐する。

一〇九 2 調整委員会は、全会一致の合意により結論に達するように努めなければならない。同委員会の議長は、同委員会の過半数の支持を得られない場合において、審議中の問題の解決が緊急を要し、理事會の次の会期まで待つことができないと認めるときは、例外的に自らの責任で決定を行うことができる。この場合において、議長は、この問題について、当該決定を行った理由及び同委員会の他の構成員が書面により表明した意見を付して、理事會の構成員に書面で速やかに報告する。過半数の支持を得られなかった審議中の問題が緊急を要しないが重要である場合には、これを理事會の次の会期で検討するために提出しなければならない。

一一〇 3 議長は、少なくとも毎月一回調整委員会を招集する。同委員会は、また、必要な場合には、二の構成員の請求により、会合することができる。

一一一 4 調整委員会の業務に關して作成される報告は、請求に基づいて理事會の構成員に提供される。

第五節 無線通信部門

第七條 世界無線通信會議

一一二 1 世界無線通信會議は、憲章第九〇号の規定により、特定の無線通信の問題を検討するために招集する。世界無線通信會議は、この条の関連規定に従って採択された議事日程に掲げる事項を取り扱う。

一一三 2 (1) 世界無線通信會議の議事日程には、次のものを含めることができる。

一一四 (a) 憲章第四條に規定する無線通信規則の一部改正又は、例外として、全部改正

一一五 (b) その他世界的性質を有する問題で世界無線通信會議の権限内のもの

一一六 (c) 無線通信規則委員會及び無線通信局の活動についてこれらに与える指示及びこれらの活動の審査に關する事項

一一七 (d) 無線通信總會在研究しなければならない問題及び同總會が将来の無線通信會議との關係において検討しなければならない問題の採択

一一八 (2) 世界無線通信會議の議事日程の主要は、會議の四年前に定めるべきであり、また、その最終的な議事日程は、理事會が、第四七号に定めるところに従い、可能な場合には會議の二年前に、連合員の過

一一九 (3) 半数の同意を得て定める。世界無線通信會議の議事日程には、全權委員會が議事日程に掲げることを決定した問題を含める。

一二〇 3 (1) 世界無線通信會議の議事日程は、次のいずれかの場合には、変更することができる。

一二一 (a) 連合員の少なくとも四分の一が請求する場合。その請求は、事務総局長に対して個別に行うものとし、事務総局長は、承認を得るため、これを理事會に提出する。

一二二 (b) 理事會が提案する場合

一二三 (2) 世界無線通信會議の議事日程の変更の提案は、第四七号に定めるところに従い連合員の過半数の同意を得ない限り、最終的に採択されない。

一二四 4 世界無線通信會議は、また、次のことを行う。

一二五 (1) 前回の世界無線通信會議の後の無線通信部門の活動に關する無線通信局長の報告を審査し及び承認すること。

一二六 (2) 将来の世界無線通信會議の議事日程に掲げるべき事項について理事會に勧告を行い、少なくとも四年に一回招集される同會議の議事日程について意見を表明し、及び同會議の會計上の影響を評価すること。

一二七 (3) 場合に依り、自己の決定に事務総局長及び連合の各部門に対する指示又は要請を含めること。

一二八 5 無線通信總會又は關係する研究委員會の議長及び副議長は、連携する世界無線通信會議に参加することが

できる。

第八條 無線通信總會

一二九 1 無線通信總會は、自己の定めた手続に従って採択した問題又は全權委員會その他の會議、理事會若しくは無線通信規則委員會が付託した問題について、勧告を検討し、必要な場合には、勧告を作成する。

一三〇 2 無線通信總會は、第一二九号の規定に關し、次のことを行う。

一三一 (1) 無線通信研究委員會が第一五七号の規定に従って作成した報告を審査し、及びこの報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決すること。

一三二 (2) 連合の負担を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度並びにそれらの問題の研究を実施することによる會計上の影響を評価し、並びにその研究を完了するための期間を定めること。

一三三 (3) 第一三二号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、研究委員會を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員會を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員會に割り当てること。

一三四 (4) 開發途上國が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。

一三五 (5) 世界無線通信會議の要請に依り、自己の権限内の事項について助言を与えること。

一三六 (6) 将来の無線通信會議の議事日程

に掲げられる可能性がある事項に
関する業務の進捗状況につき、連
携する世界無線通信会議に報告す
ること。

3 無線通信総会においては、同総会
が開催される国の政府が指名した者
又は、同総会が連合の所在地におい
て開催されるときは、同総会で選出
された者が議長となる。議長は、同
総会で選出された副議長によつて補
佐される。

第九條 地域無線通信会議

地域無線通信会議の議事日程には、
地域の性質を有する特定の無線通信の
問題（無線通信規則委員会及び無線通
信局による関係地域に関する活動につ
いて同委員会及び同局に与える指示を
含む。ただし、この指示は、他の地域の
利益に反するものであつてはならな
い。）のみを掲げることができる。同会
議は、その議事日程に掲げる問題に限
り、討議することができる。第一一八
号から第一二三号までの規定は、関係
地域の連合員の間において、地域無線
通信会議について準用する。

第十條 無線通信規則委員会

1 無線通信規則委員会は、全権委員
会議が選出した九人の委員で構成す
る。

2 無線通信規則委員会は、憲章第十
四條に定める任務を行うほか、一又
は二以上の関係主管庁の請求によ
り、有害な混信の事案の調査に関す
る無線通信局長の報告を審査し、必
要な勧告を作成する。

3 無線通信規則委員会の委員は、顧
問の資格で無線通信会議及び無線通
信総会に参加する義務を負う。同委
員会の議長及び副議長又はこれらの

代理として指名された者は、顧問の
資格で全権委員会議に参加する義務
を負う。これらの義務を負う委員は、
いずれの場合にも、自国の代表団の
一員としてこれらの会議に参加して
はならない。

4 無線通信規則委員会の委員が連合
の業務のための職務を行うに際して
要する旅行、滞在及び保険に関する
費用に限り、連合が負担する。

5 無線通信規則委員会の運営方法
は、次のとおりとする。

(1) 委員は、議長及び副議長を互選
する。議長及び副議長は、一年間
その職務を行う。その後は毎年、
副議長が議長に就き、新たに
副議長が選出される。議長及び副
議長が不在のときは、委員は、臨
時に、仮議長を互選する。

(2) 無線通信規則委員会は、通常一
年に四回を限度として、原則とし
て連合の所在地において会合す
る。その会合には、委員の少なく
とも三分の二が出席していなけれ
ばならない。同委員会は、最新の
通信手段により、その任務を行う
ことができる。

(3) 無線通信規則委員会は、全会一
致で決定を行うよう努めなければ
ならない。全会一致が得られない
場合には、決定は、委員の少なく
とも三分の二が投票によつて賛成
の意思を表明した場合に限り、有
効と認められる。各委員は、一の
票を有する。代理による投票は、
認められない。

(4) 無線通信規則委員会は、必要と
認める内部規定を採択することが
できる。この内部規定は、憲章、こ

の条約及び無線通信規則に適合す
るものとし、手続規則の一部とし
て公表する。

第十一條 無線通信研究委員
会

1 無線通信総会は、無線通信研究委
員会を設置する。

2 (1) 無線通信研究委員会は、第七條
の規定に基づいて付託された問題
を研究し、及び勧告案を作成する。
これらの勧告案は、承認を得るた
めに、無線通信総会が採択した手
続に従つて、同総会に提出し又は、
同総会から同総会までの間におい
ては、通信により主管庁に提出す
る。いずれの方法に従つて承認さ
れた勧告も、同等の地位を有する。
(2) 第一四九号に規定する問題の研
究は、第一五八号の規定に従うこ
とを条件として、主として、次に
掲げるものを対象とする。

(a) 地上無線通信及び宇宙無線通
信における無線周波数スペクト
ルの使用（並びに対地静止衛星
軌道の使用）
(b) 無線システムの特性及び運用
上の性能
(c) 無線通信の局の運用
(d) 避難及び安全に関する事項に
おける無線通信の側面

(3) これらの研究は、原則として経
済的な問題を扱わないものとする
が、複数の技術的な解決方法の比
較を前提とする場合には、経済的
な要素を考慮に入れることができ
る。

3 無線通信研究委員会は、また、技
術上、運用上及び手続上の問題に関
する準備研究を行い、この準備研究

は、世界無線通信会議及び地域無線
通信会議による検討に付される。こ
れらの研究委員会は、更に、無線通
信総会が当該準備研究に関して採
択した作業計画又は理事会の指示に
従い、当該準備研究に関する報告を
作成する。

4 各研究委員会は、無線通信総会の
ために、業務の進捗状況、第一四九
号に定める協議の手続に従つて採
択された勧告及び同総会が検討しな
ければならない新たな勧告案又は勧
告の修正案を示す報告を作成する。

5 無線通信部門及び電気通信標準化
部門は、憲章第七九号の規定を考慮
して、両部門が研究を行う問題の配
分を合意により修正するため、第一
五一号から第一五四号まで及び電
気通信標準化部門に関する第一九三
号に定める任務を常に再検討する。両
部門は、緊密に協力して業務を行
うものとし、適当な期間内にかつ効果
的な方法でそのような再検討を行う
こと及び合意を得ることを可能に
する手続を採択する。そのような合
意を得ることができなかった場合に
は、その問題は、決定を行うために、
理事会を通じて全権委員会議に提出
することができる。

6 無線通信研究委員会は、その任務
の遂行に当たり、開発途上国におけ
る地域の及び国際的な規模の電気通
信の創設、拡充及び改善に直接関連
する問題の研究及び勧告の作成に妥
当な注意を払わなければならない。
これらの研究委員会は、電気通信に
関して連合が卓越した地位を維持す
ることの必要性に留意して、無線通
信に関係がある国内機関及び地域の

機関その他の国際機関の業務に妥當な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並びにそれらの機関と協力する。

議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥當な考慮を払う。

一六〇 7 無線通信部門の活動の検討を容易にするため、無線通信に係る他の機関並びに電気通信標準化部門及び電気通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適当な措置がとられるべきである。これらの措置については、無線通信総会が具体的な責務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

(c) 無線通信会議の準備に関して、開発途上国に対して援助を与えること。

一六一 1 無線通信局長は、無線通信部門の業務を組織し及び調整する。無線通信局長の任務は、無線通信規則に規定する任務によって補足される。

(a) 手続規則案を作成し、承認を得るために無線通信規則委員会にこれを提出すること。この手続規則案には、特に、無線通信規則の適用に必要な計算の方法及びデータを含める。

一六二 2 無線通信局長は、特に次のことを行う。

(b) すべての連合員に無線通信規則委員会の手続規則を通知し、同規則に関して主管庁が提出した意見を取りまとめること。

一六三 (1) 無線通信会議に關し、次のことを行うこと。

(c) 無線通信規則の関連規定及び地域的な合意を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

一六四 (a) 無線通信研究委員会及び無線通信局の準備作業を調整し、その準備作業の結果を連合員に通報し、連合員の意見を取りまとめ、並びに総合的な報告を無線通信会議に提出すること。その報告には、規制の性質を有する提案を含めることができる。

(d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

一六五 (b) 無線通信総会及び無線通信研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。無線通信局長は、無線通信会議及び無線通信部門の会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協

(e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

一六六 (2) 無線通信規則委員会に關し、次のことを行うこと。

(f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

一六七 (a) 手続規則案を作成し、承認を得るために無線通信規則委員会にこれを提出すること。この手続規則案には、特に、無線通信規則の適用に必要な計算の方法及びデータを含める。

(g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

一六八 (b) すべての連合員に無線通信規則委員会の手続規則を通知し、同規則に関して主管庁が提出した意見を取りまとめること。

(3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

一六九 (c) 無線通信規則の関連規定及び地域的な合意を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

(4) 更に、次のことを行うこと。

一七〇 (1) 無線通信会議に關し、次のことを行うこと。

(a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

一七一 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

(b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い

一七二 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

(f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

一七三 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

一七四 (3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

一七五 (4) 更に、次のことを行うこと。

一七六 (a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

一七七 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

(b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い

一七八 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

一七九 (f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

一八〇 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

一八一 (3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

一八二 (4) 更に、次のことを行うこと。

(a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

一八三 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

一八四 (b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い

一八五 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

一八六 (f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

一八七 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

一八八 (3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

一八九 (4) 更に、次のことを行うこと。

一九〇 (a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

一九一 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

一九二 (b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い

一九三 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

一九四 (f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

一九五 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

一九六 (3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

一九七 (4) 更に、次のことを行うこと。

一九八 (a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

一九九 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

(b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い

二〇〇 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

二〇一 (f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

二〇二 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

二〇三 (3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

二〇四 (4) 更に、次のことを行うこと。

(a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

二〇五 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

二〇六 (b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い

二〇七 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

二〇八 (f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

二〇九 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

二一〇 (3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

二一一 (4) 更に、次のことを行うこと。

二一二 (a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

二一三 (d) 無線通信規則委員会が承認した手続規則を適用し、同規則に基づき結論を準備し及び公表し、並びに結論の再審査であつて、主管庁が請求し、かつ、同規則の適用によって解決することができないものを同委員会に付託すること。

二一四 (b) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により無線通信部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い

二一五 (e) 周波数割当て（必要な場合には軌道に係る関連する特性を含む。）の秩序ある記録及び登録を無線通信規則の関連規定に従って行うこと並びに国際周波数登録原簿を常時整備しておくこと。周波数スペクトルの實際

二一六 (f) 有害な混信の事実を解決するよう請求する一又は二以上の関係主管庁を援助し、並びに必要な場合には、調査を行い、及び無線通信規則委員会による審査のため報告（関係主管庁に対する勧告案を含む。）を作成すること。

二一七 (g) 無線通信規則委員会の事務局長の職務を行うこと。

二一八 (3) 無線通信研究委員会の業務を調整し、及びその業務を組織すること。

二一九 (4) 更に、次のことを行うこと。

二二〇 (a) 有害な混信を生ずるおそれのある周波数スペクトルの部分におけるできる限り多数の無線通信路の運用及び対地静止衛星軌道の公平、効果的かつ経済的な使用のため、援助を要請する連合員の必要性、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の特殊な地理的事情を考慮して、連合員に対して意見を提出するため

が自己の定めた手続に従って採択した問題又は全権委員会議その他の会議若しくは理事会が付託した問題とする。

一八六 3 世界電気通信標準化会議は、憲章第一〇四号の規定に基づき、次のことを行う。

一八七 (a) 電気通信標準化研究委員会が第一九四号の規定に従って作成した報告を審査し、及びこの報告中の勧告案を承認し、修正し又は否決すること。

一八八 (b) 連合の資源に対する要求を最小限度にとどめることが必要であることを考慮して、研究中の問題及び新たな問題の検討に基づく作業計画を承認し、それらの問題の優先度及び緊急度を決定し、並びにそれらの問題の研究を実施することによる会計上の影響及びその研究を完了するために必要な日程を評価すること。

一九〇 (c) 第一八八号の規定に基づいて承認した作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てること。

一九一 (d) 開発途上国が関心のある問題の研究に参加することを容易にするため、できる限り、そのような問題を一括すること。

(e) 前回の世界電気通信標準化会議の後の電気通信標準化部門の活動に関する電気通信標準化局長の報告を審査し及び承認すること。

第十四条 電気通信標準化研究委員会

研究委員会

一九二 1 (1) 電気通信標準化研究委員会は、前条の規定に基づいて付託された事項について、問題を研究し、及び勧告案を作成する。これらの勧告案は、承認を得るために、世界電気通信標準化会議が採択した手続に従って、同会議に提出し又は、同会議から同会議までの間においては、通信により主管庁に提出する。いずれの方法に従って承認された勧告も、同等の地位を有する。

一九三 (2) 電気通信標準化研究委員会は、電気通信を世界的に標準化するため、第一九五号の規定に従うことを条件として、技術、運用及び料金の問題を研究し、並びにこれらの問題についての勧告案（公衆電気通信網における無線システムの相互接続及びこの相互接続に必要な性能に関するものを含む）を作成する。無線通信に特に関係する技術又は運用の問題で第一五十一号から第一五四号までに掲げられるものについては、無線通信部門が扱う。

一九四 (3) 各研究委員会は、世界電気通信標準化会議のために、業務の進捗状況、第一九二号に定める協議の手続に従って採択された勧告及び同会議が検討しなければならぬ新たな勧告案又は勧告の修正案を示す報告を作成する。

一九五 2 電気通信標準化部門及び無線通信部門は、憲章第一〇五号の規定を考慮して、両部門が研究を行う問題の配分を合意により修正するため、第一九三号及び無線通信部門に関する第一五一号から第一五四号までに定

める任務を常に再検討する。両部門は、緊密に協力して業務を行うものとし、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。そのような合意を得ることができなかった場合には、その問題は、決定を行うために、理事会を通じて全権委員会に提出することができ。

一九六 3 電気通信標準化研究委員会は、その任務の遂行に当たり、開発途上国における地域的及び国際的な規模の電気通信の創設、拡充及び整備に直接関連する問題の研究及び勧告の作成に妥当な注意を払わなければならない。これらの研究委員会は、電気通信の世界的な標準化に関して連合が卓越した地位を維持することの必要性に留意して、国内標準化機関及び地域標準化機関その他の国際標準化機関の業務に妥当な考慮を払いつつ自己の業務を行い、並びにそれらの機関と協力する。

一九七 4 電気通信標準化部門の検討を容易にするため、標準化に関係がある他の機関並びに無線通信部門及び電気通信開発部門との協力及び調整を奨励するための適当な措置がとられるべきである。これらの措置については、世界電気通信標準化会議が具体的な責務、参加の条件及び実施のための規則を定める。

一九八 第十五条 電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の業務を組織し及び調整することを行う。

一九九 2 電気通信標準化局長は、特に次のことを行う。

(a) 電気通信標準化研究委員会の議長と協議の上、世界電気通信標準化会議が承認した作業計画を毎年最新のものとすること。

(b) 世界電気通信標準化会議及び電気通信標準化研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の会議及び会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第一九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

(c) 国際電気通信規則の関連規定又は世界電気通信標準化会議の決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によつて公表するための準備を行うこと。

(d) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信標準化部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用語により公表するために必要な措置をとること。

(e) 世界電気通信標準化会議に提出する報告において、前回の同会議の後の電気通信標準化部門の活動を報告し、並びに二回目の同会議

が招集される場合を除くほか、前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会及び連合員に提出すること。

二〇五

(f) 電気通信標準化部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにするため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。

二〇六

3 電気通信標準化局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、電気通信標準化局の技術職員及び事務職員を選考する。この技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終の決定は、事務総局長が行う。

二〇七

4 電気通信標準化局長は、憲章及びこの条約の範囲内で、電気通信開発部門に対し必要な技術上の支援を行う。

第七節 電気通信開発部門

二〇八

1 電気通信開発会議の任務は、憲章第一一八号の規定に基づき、次のとおりとする。

二〇九

(a) 世界電気通信開発会議は、電気通信の開発に関する問題及び優先順位を決定するために作業計画及び指示を作成し、並びに電気通信開発部門に対して当該作業計画に関する指針を与える。同会議は、必要に応じて、電気通信開発研究委員会を設置することができる。

二一〇

(b) 地域電気通信開発会議は、関係地域の電気通信に係る固有のニーズ及び特性に関し、電気通信開発

局に助言を与えることができる。同会議は、また、世界電気通信開発会議に勧告を提出することができる。

二一一

(c) 電気通信開発会議は、開発途上国の電気通信網及び電気通信業務の拡大及び近代化並びにこれらのために必要な資源の移動に対して特別な考慮を払いつつ、世界的な電気通信及び地域的な電気通信の均衡のとれた発展のための目標及び戦略を定めるべきである。同会議は、政策上、組織上、運用上、規制上、技術上及び財政上の問題並びにこれらに関する問題（新たな財源の探求及びその財源からの資金調達を含む。）の検討を行う場とする。

二一二

(d) 世界電気通信開発会議及び地域電気通信開発会議は、それぞれの権限の範囲内において、提出された報告を検討し、及び電気通信開発部門の活動を評価する。これらの会議は、また、連合のその他の部門の活動に関する電気通信の開発に係る事項を検討することができる。

二一三

2 電気通信開発会議の議事日程案は、電気通信開発局長が作成する。当該議事日程案は、事務総局長が理事会に提出するものとし、第四七号に定めるところに従い、世界電気通信開発会議については連合員の過半数、地域電気通信開発会議については関係地域に属する連合員の過半数の同意を得て承認される。

二一四

1 電気通信開発研究委員会は、開発

途上国が関心を有する電気通信の特定の問題（第二一一号に規定する問題を含む。）を研究する。これらの研究委員会については、利用することができる資源を考慮して、その数及び設置期間を限定する。これらの研究委員会は、特定の任務を有し、開発途上国にとって優先度の高い問題を取り扱い、及びその任務の遂行に専念する。

二一五

2 憲章第二一九号の規定を考慮して、無線通信部門、電気通信標準化部門及び電気通信開発部門は、業務の配分について合意し、努力を調和させ及び調整を改善するため、研究を行う問題を常に再検討する。これらの三部門は、適当な期間内にかつ効果的な方法でそのような再検討を行うこと及び合意を得ることを可能にする手続を採択する。

二一六

1 電気通信開発局長は、電気通信開発部門の業務を組織し及び調整する。

二一七

2 電気通信開発局長は、特に次のことを行う。

二一八

(a) 電気通信開発会議及び電気通信開発研究委員会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信開発局長は、電気通信開発部門の会議及び会合の準備に関するすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた

二一九

(b) 全権委員会議及び電気通信開発会議の関連決議及び関連決定を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

二二〇

(c) 機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信開発部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じて事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の業務用語により公表するため必要な措置をとること。

二二二

(d) 事務総局及び連合の他の部門と協力して、開発途上国の電気通信網の改善を援助するため、これらの国にとって特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を収集し及び公表のために準備し、また、国際連合の主催する国際的計画が提供する可能性についてこれらの国の注意を促すこと。

二二三

(e) 世界電気通信開発会議に提出する報告において、前回の同会議の後の電気通信開発部門の活動を報告し、並びに前回の同会議の後の二年の期間における同部門の活動に関する報告を理事会及び連合員に提出すること。

二二三

(f) 電気通信開発部門が必要とする費用に基づいて予算見積書を作成し、並びに、当該予算見積書が調整委員会によって審査され及び連合の予算に含められるようにする

ため、事務総局長に当該予算見積書を送付すること。

3 電気通信開発局長は、他の役員と協力して職務を行い、及び電気通信の開発を促進するための触媒としての連合の役割を強化することに従事する。同局長は、関係局長と協力して、関係部門の活動についての情報に関する会合を招集するために必要な措置をとる。

4 電気通信開発局長は、関係連合員の請求に基づき、他の局長及び必要な場合には事務総局長の協力を得て、当該関係連合員の国内電気通信の問題について研究し、及び助言を与える。その研究が複数の技術的な解決方法の比較を含む場合には、経済的な要素を考慮に入れることができる。

5 電気通信開発局長は、理事会が承認した予算の範囲内で、電気通信開発局の技術職員及び事務職員を選考する。これらの職員の任命は、事務総局長が同局長と合意の上行う。任免の最終的決定は、事務総局長が行う。

6 電気通信開発局長は、事務総局長と協議の上、電気通信開発諮問委員会を設置し、及びその委員を任命する。同諮問委員会は、電気通信の開発について関心及び能力を有する者が広範かつ公平に含まれるように構成する。同諮問委員会は、その委員の中から議長を選出する。同議長は、同諮問委員会の会合に参加するものとし、同諮問委員会は、電気通信の開発に関する連合の活動において策定される優先順位及び戦略について、同局長に助言を与える。同諮問

委員会は、特に、電気通信の開発に關係がある他の機関との協力及び調整を促進するための措置を勧告する。

第八節 三部門に共通の規定

第十九条 主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加

1 事務総局長及び各局長は、次に掲げる団体及び機関が連合の活動に一層広範に参加するよう奨励する。

(a) 認められた事業体、学術団体又は工業団体及び金融機関又は開発機関であつて関係連合員が承認したもの

(b) その他電気通信の問題に關係を有する団体であつて関係連合員が承認したもの

二二一

(c) 電気通信機関、標準化機関、金融機関又は開発機関であつて地域的なものその他の国際的なもの

二二二

2 各局長は、連合の一又は二以上の部門の業務に参加することを承認された団体及び機関と緊密に協力して職務を行う。

二二三

3 第二二九号に掲げる団体及び機関が憲章及びこの条約の関連規定に基づいていずれかの部門の業務に参加することを請求し、関係連合員がその請求を承認した場合には、当該請求は、当該関係連合員により事務総局長にあてて送付されるものとする。

二二四

4 第二三〇号に掲げる団体の請求が関係連合員によつて提出された場合には、当該請求は、理事会の定めた手続に従つて取り扱う。理事会は、当該請求が当該手続に適合するかしないかを審査する。

二二五

5 第二三一号に掲げる団体又は機関（第二六〇号及び第二六一号に掲げるものを除く。）がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、理事会の定めた手続に従つて取り扱う。

二二六

6 第二六〇号から第二六二号までに掲げる機関がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、当該機関は、第二三七号の一覧表に記載される。

二二七

7 事務総局長は、第二二九号から第二三一号まで及び第二六〇号から第二六二号までに掲げるすべての団体及び機関であつて各部門の業務に参加することを承認されたものの一覧表を各部門について作成し及び常時整備しておく。事務総局長は、これらの一覧表を適当な間隔を置いて公表し並びにすべての連合員及び関係局長に通知する。当該関係局長は、関係団体及び関係機関に対し、それらが行った請求に関してとられた措置について通報する。

二二八

8 第二三七号の一覧表に掲げる団体及び機関は、連合の各部門の「構成員」とも称される。この構成員の各部門の業務への参加の条件は、この条、第二十三条その他の関連規定において定める。憲章第三條の規定は、この構成員については、適用しない。

二二九

9 認められた事業体は、これを認めた連合員が、当該連合員に代わつて当該事業体が行動することを許可する旨を関係局長に通報した場合に、当該連合員に代わつて行動することができる。

二四〇

10 いずれかの部門の業務に参加することを承認された団体又は機関は、事務総局長にあてた通告によつてその参加を中止する権利を有する。必要な場合には、関係連合員も、その参加を中止させることができる。それらの終止は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

二四一

11 事務総局長は、いずれかの部門の業務に参加することを認められなくなった団体又は機関を、理事会が定めた基準及び手続に従つて第二三七号の一覧表から削除する。

第二十條 研究委員会の業務の方法

二四二

1 無線通信総会、世界電気通信標準化会議及び世界電気通信開発会議は、各研究委員会について、一人の議長及び原則として一人の副議長を任命する。議長及び副議長を任命するに当たっては、能力に関する基準、衡平な地理的配分の必要性及び開発途上国の一層効果的な参加を促進する必要性について、特別の考慮を払う。

二四三

2 研究委員会の業務量により必要とされる場合には、第二四二号の総会又は会議は、必要と認める副議長を任命する。ただし、副議長は、原則として、二名を超えてはならない。

二四四

3 研究委員会の議長が、関係部門の総会から総会まで又は会議から会議までの間において、その職務を行うことができないなり、かつ、副議長が一人のみ任命されているときは、当該副議長がその地位に就く。二人以上の副議長が任命されている研究委員会は、次の会合において、こ

二四九 8 各部門の局長は、その部門の業務に参加した主管庁、機関及び団体に對し、研究委員会の最終報告（第二四七号の規定により承認された勧告の一覧表を含む）を送付する。この最終報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも、次回の関係会議の期日の少なくとも一箇月前	二四八 7 必要な場合には、二以上の研究委員会からの専門家の参加を必要とする問題の研究を行うため、合同作業部会を設置することができる。	二四七 6 研究委員会は、会議から会議までの間において取りまとめた勧告案について、連合員からの承認を得るための措置をとることができる。そのような承認を得るために適用する手続は、権限のある総会又は会議が承認した手続とする。このようにして承認された勧告は、会議自体が承認したものと同等の地位を有する。	二四六 5 各部門の局長は、権限のある会議又は総会の決定を考慮して、事務総局長と協議を行い、かつ、憲章及びこの条約で定める調整を行った後、研究委員会の会合に関する一般的計画を作成する。
二五四 3 いずれかの部門が国際機関の会合に参加するよう招請されたときは、	二五三 2 各部門の会議又は会合には、事務総局長、事務総局次長、他の部門の局長又はこれらの者の代理及び無線通信規則委員会の委員が、顧問の資格で出席することができる。これらの会議又は会合は、必要な場合には、事務総局又はそれらの会議若しくは会合に代表者を出席させることを必要と認めなかった他の部門に對し、代表者を顧問の資格で出席させるよう招請することができる。	二五二 1 各局長は、共通の利害関係を有する問題について研究し及び勧告案を作成するため、適当な協議を行い、かつ、憲章、この条約及び権限のある会議又は総会の決定に定める調整を行った後、二又は三の部門の研究委員会の合同の会合を組織することを決定することができる。当該勧告案は、関係部門の権限のある会議又は総会に提出する。	二五〇 1 会議は、連合の他の会議に對し、自己の権限の範囲内の勧告を提出することができる。 二五一 2 第二五〇号の勧告は、第三二〇号に定めるところにより集め、整理し及び通知するため、十分な余裕をもって事務総局長にあてて送付する。 第二二二条 各部門相互の關係及び各部門と国際機関との關係
二六五 (3) 第二五九号から第二六二号まで	二六四 (2) 招請政府に對する回答は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により行うことができる。	二五九 (a) 國際連合 二六〇 (b) 憲章第四十三条に規定する電氣通信に関する地域的機關 二六一 (c) 衛星システムを運用する政府間機關 二六二 (d) 國際連合の専門機關及び國際原子力機關 二六三 4 (1) 連合員の回答は、全權委員會會議の開会の少なくとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表団の構成に關するすべての事項をできる限り示すものでなければならぬ。	二五五 1 全權委員會會議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第一条の規定に従つて定める。 二五六 2 (1) 招請政府は、全權委員會會議の開会日の一年前に、各連合員の政府に招請状を發出する。 二五七 (2) 招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により發出することができる。 二五八 3 事務総局長は、次に掲げる機關に對し、オブザーバーを派遣するよう招請する。
二七五 (3) 招請政府は、参加の承認の請求	二七四 (2) 第二七三号に規定する國際機關で関心を有するものは、招請政府に對し、通知の日付の日から二箇月の期間内に、参加の承認を請求する。	二七二 (2) 連合員は、受領した無線通信會議への招請状について、認められた事業体に通知すべきである。 二七三 3 (1) 招請政府は、理事会と合意の上又は理事会の提案により、第二五九号から第二六二号までに掲げる機關以外の國際機關であつて、顧問の資格で無線通信會議に参加するオブザーバーを派遣することを希望する可能性があるものに通知を發出することができる。	二六六 5 事務総局及び連合の三部門の局長は、顧問の資格で全權委員會會議に代表者を出席させる。 二六七 6 次に掲げる者は、全權委員會會議に参加することを承認される。 二六八 (a) 代表団 二六九 (b) 第二五九号から第二六二号までの規定により招請される機關のオブザーバー 第二四四條 招請政府がある無線通信會議への招請及び参加の承認 二七〇 1 無線通信會議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三条の規定に従つて定める。 二七一 2 (1) 第二五六号から第二六五号までの規定は、無線通信會議について準用する。

二七六	4 無線通信会議が自ら行う。 次に掲げる者は、無線通信会議に参加することを承認される。	二八六	(b) 第十九条の規定により関係部門の業務に参加することを承認された団体及び機関	二九九	1 全権委員会議から全権委員会議までの間における二回目の世界電気通信標準化会議の招集並びに当該会議の正確な場所及び期日の決定又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信総会の取りやめのための手続は、次のとおりとする。	三〇五	(6) 異論が生じた事項は、第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が承認したときは、採択されたものとみなす。
二七七	(a) 代表団	二八七	(c) 憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関	三〇〇	2 (1) 二回目の世界電気通信標準化会議の招集を希望する連合員は、その旨を、当該会議の場所及び期日に関する提案と共に、事務総局長に通知する。	三〇六	3 (1) 二回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信総会の取りやめを希望する連合員は、その旨を事務総局長に通知する。事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電気通信手段によつて直ちにすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。
二七八	(b) 第二五九号から第二六二号までに掲げる機関のオブザーバー	二八八	(d) 衛星システムを運用する政府間機関	三〇一	(2) 事務総局長は、連合員の少なくとも四分の一から一致した請求を受けたときは、これを最も適当な電気通信手段によつて直ちにすべての連合員に通知し、この請求を受諾するかしないかを六週間以内に表明するよう連合員に要請する。	三〇七	(2) 第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が第三〇六号の請求に係る提案に賛成することを表明するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によつて直ちにすべての連合員に通知するものとし、二回目の世界無線通信会議又は二回目の無線通信総会は、取りやめるものとする。
二七九	(c) 第二七三号から第二七五号までの規定により参加することを承認される国際機関のオブザーバー	二八九	(e) その他の地域的機関又は国際機関であつて総会又は会議に係る問題を取り扱うもの	三〇二	(3) 第四七号の規定に従って決定される連合員の過半数が第三〇一号の請求に係る提案の全体に賛成することを表明するとき、すなわち、提案された場所及び期日を同時に受諾するときは、事務総局長は、その旨を最も適当な電気通信手段によつて直ちにすべての連合員に通知する。	三〇八	4 定める手続(第三〇六号に定めるものを除く)は、理事会が二回目の世界電気通信標準化会議の招集又は二回目の世界無線通信会議若しくは二回目の無線通信総会の取りやめを提案する場合について準用する。
二八〇	(d) 認められた事業体であつて、第十九条の規定により無線通信研究委員会に参加することを承認され、かつ、関係連合員によつて正当に許可されるものを代表するオブザーバー	二九〇	3 事務総局長は、更に、次に掲げる機関に対し、オブザーバーを派遣するよう招請する。	三〇三	(4) 受諾された提案が連合の所在地以外において二回目の世界電気通信標準化会議を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、招請政府と合意の上、当該会議の招集に必要な措置をとる。	三〇九	5 世界国際電気通信会議の招集を希望する場合について準用する。
二八一	(e) 連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。ただし、顧問の資格によるものとし、また、連合の役員については、その権限内の問題を会議が取り扱う場合に限り。	二九一	(a) 国際連合	三〇四	(5) 提案の全体(場所及び期日)が第四七号の規定に従って決定される連合員は、取りやめるものとする。		
二八二	(f) 地域無線通信会議に投票権なしで参加する他の地域の連合員のオブザーバー	二九二	(b) 国際連合の専門機関及び国際原子力機関				
	第二十五条 招請政府がある無線通信総会、電気通信標準化会議及び電気通信開発会議への招請及び参加の承認	二九三	4 回答は、総会又は会議の開会の少なくとも一箇月前に事務総局長に到着しなければならない。この回答は、代表団又は代表者の構成に関するすべての事項をできる限り示すものでなければならない。				
	二八三 1 各総会又は各会議の正確な場所及び期日は、招請政府と協議の上、第三十条の規定に従つて定める。	二九四	5 事務総局長及び連合の役員は、顧問の資格で総会又は会議に代表者を出席させる。				
二八四	2 事務総局長は、総会又は会議の開会日の一年前に、関係局長と協議の上、次に掲げるものに招請状を发出する。	二九五	6 次に掲げる者は、総会又は会議に参加することを承認される。				
二八五	(a) 各連合員の主管庁	二九六	(a) 代表団				
		二九七	(b) 第二八七号から第二八九号まで、第二九一号及び第二九二号の規定により招請される機関のオブザーバー				
		二九八	(c) 第二八六号に規定する団体及び機関の代表者				
			第二十六条 連合員の請求又は理事会の提案による世界会議又は無線通信総会の招集又は取りやめに関する				

望する連合員は、その旨を全権委員會議に提案する。同會議の議事日程並びに正確な場所及び期日は、第三条の規定に従って定める。

第二十七條 連合員の請求又は理事會の提案による地域會議の招集に関する手続

三二〇 地域會議の場合には、第三〇号から第三〇五号までに定める手続を、關係地域の連合員の間において準用する。會議の招集が当該地域の連合員の發議によつて行われるときは、事務總局長が当該地域の連合員の四分の一から一致した請求を受けることで足りる。また、第三〇一号から第三〇五号までに定める手続は、理事會が地域會議の招集を提案する場合について準用する。

第二十八條 招請政府がない會議に関する規定

三二一 招請政府がない會議を開催しなければならぬときは、第二十三條から第二十五條までの規定を準用する。事務總局長は、スイス連邦政府と合意の上、連合の所在地において會議を招集し及び組織するため、必要な措置をとる。

第二十九條 會議の場所又は期日の変更

三二二 1 會議の招集に関する第二十六條及び第二十七條の規定は、連合員の請求又は理事會の提案によつて會議の正確な場所又は期日を変更する場合について準用する。ただし、その変更は、第四七号の規定に従つて決定される關係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り、行うこ

とができる。

三二三 2 會議の正確な場所又は期日の変更を提案する連合員は、必要な数の他の連合員の支持を得なければならぬ。

三二四 3 事務總局長は、必要な場合には、場所又は期日の変更から生ずることのある會計上の影響（例えば、当初定められた場所における會議の開催を準備するために要した経費がある場合における影響）を第三〇一号に規定する通知で通報する。

第三十條 會議に対する提案及び報告の提出の期限及び方法

三二五 1 この條の規定は、全権委員會議、世界無線通信會議、地域無線通信會議及び世界國際電氣通信會議について適用する。

三二六 2 事務總局長は、招請狀が發出された後直ちに、連合員に対し、會議の業務に関する提案を會議の開會日の少なくとも四箇月前に事務總局長に送付するよう要請する。

三二七 3 その採用が憲章、この條約又は業務規則の改正をもたらす提案は、改正を必要とする部分を規定番号によつて表示しなければならず、それぞれの場合につき、その理由をできる限り簡潔に示さなければならぬ。

三二八 4 事務總局長は、連合員から提案を受領した場合には、当該提案がいずれの連合員によつて行われたかを明らかにするため、連合が当該連合員のために作成した記号を用いて注を付する。二以上の連合員が一の提案を提出した場合には、できる限り、各連合員の記号を用いて注を付す

る。

三二九 5 事務總局長は、提案を受領すること、これをすべての連合員に通知する。

三三〇 6 事務總局長は、連合員の提案を集めて整理し、及び提案を受領すること、にかつ、いかなる場合にも會議の開會日の少なくとも二箇月前に、これを連合員に通知する。連合の役員及び職員並びにこの條約の関連規定により會議に出席することができオプザーバー及び代表者は、提案を提出する権限を有しない。

三三一 7 事務總局長は、また、連合員、理事會及び連合の各部門から受領した報告並びに會議が作成した勧告を集め、自己の報告と共に、會議の開會の少なくとも四箇月前に連合員に送付する。

三三二 8 事務總局長は、第三一六号に定める期限の後に受領した提案については、実行可能な限り速やかに、すべての連合員に通知する。

三三三 9 この條の規定は、憲章第五十五條及びこの條約第四十二條に定める改正の手続に関する規定の適用に影響を及ぼすものではない。

第三十一條 會議のための委任狀

三三四 1 連合員が全権委員會議、無線通信會議又は世界國際電氣通信會議に派遣する代表団は、第三二五号から第三三一五号までの規定に従つて正当に委任されていなければならない。

三三五 2 (1) 全権委員會議に対する代表団は、元首、政府の長又は外務大臣が署名した文書によつて委任される。

三三六 (2) 第三二四号に規定する會議のうち全権委員會議以外のものに対する

る代表団は、元首、政府の長、外務大臣又は會議において取り扱われる問題に關して権限を有する大臣が署名した文書によつて委任される。

三三七 (3) 第三二五号又は第三二六号に規定する當局の一による確認を最終文書の署名前に受けることを条件として、代表団は、招請政府に対して派遣されている關係連合員の外使節團の長又は、會議がスイス連邦で開催される場合には、國際連合ジュネーブ事務局に対して派遣されている關係連合員の常駐代表團の長によつて、暫定的に委任されることができ。

三三八 3 委任狀は、第三二五号から第三二七号までに規定する権限のある當局の一が署名し、かつ、次の基準の一に適合する場合には、受理される。

三三九 代表団に全権を与えること。

三三〇 代表団に政府を代表する権限を制限を課することなく与えること。

三三一 代表団又はその特定の構成員に最終文書に署名する権限を与えること。

三三二 4 (1) 本會議によつて委任狀が正規のものであると認められた代表団は、憲章の第一六九号及び第二一〇号の規定に従うことを条件として關係連合員の投票権を行使し、及び最終文書に署名する権限を有する。

三三三 (2) 本會議によつて委任狀が正規のものであると認められなかった代表団は、このような状態が是正されない限り、投票権を行使し、又は最終文書に署名する権限を有し

三三四

5 委任状は、できる限り速やかに会議の事務局に寄託しなければならない。委任状の審査は、第三六一号に規定する委任状委員会が行う。同委員会は、その結論に関する報告を本会議が定める期間内に本会議に提出する。代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、及び関係連合員の投票権を行使する権限を有する。

三三五

6 連合員は、原則として、連合の会議に自己の代表団を派遣するよう努めなければならない。もつとも、連合員は、例外的理由によって自己の代表団を派遣することができないときは、他の連合員の代表団に、自己に代わって投票し及び署名する権限を与えることができる。この権限の委任は、第三二五号又は第三二六号に規定する当局の一角署名した文書によって行わなければならない。

三三六

7 投票権を有する代表団は、自己が出席することができない場合における投票権の行使を、投票権を有するその他の代表団に委任することができる。この場合には、投票権の行使を委任する代表団は、十分な余裕をもって、かつ、書面により、会議の議長にその旨を通知しなければならない。

三三七

8 代表団は、一を超える票を代理として投ずることができない。

三三八

9 電報による委任状及び代理権に係る電報による委任状は、受理されない。もつとも、委任状について会議の議長又は事務局が行う照会に対する電報による回答は、受理される。

三三九

10 電気通信標準化会議、電気通信開

三三九

発会議又は無線通信総会に代表団又は代表者を派遣することを意図する連合員又は承認された団体若しくは機関は、その旨を、代表団の構成員又は代表者の氏名及び職務と共に、関係部門の局長に通知する。

三四〇

憲章第五十五条及びこの条約第四十条に定める改正の手續に関する規定が適用される場合を除くほか、この章に定める内部規則を適用する。

三四一

1 席順
会議の会合における代表団の席順は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順による。

三四二

1 (1) 会議の開会に先立ち、代表団の長の会合を開催する。この会合においては、本会議の第一回会合の議事日程を作成し、かつ、交替の原則、地理的配分、必要な能力及び第三四六号の規定を考慮して、会議及びその委員会の組織並びにこれらの議長及び副議長の指名について提案を行う。

三四三

(2) 代表団の長の会合の議長は、第三四四号及び第三四五号の規定により指名される。

三四四

2 (1) 会議は、招請政府が指名する者が開会する。

三四五

(2) 招請政府がない場合には、会議は、代表団の長のうち最年長の者が開会する。

三四六

3 (1) 本会議の第一回会合においては、会議の議長を選挙を行う。議長は、原則として、招請政府が指名する者とする。

三四七

(2) 招請政府がない場合には、第三四二号に規定する代表団の長の会合において代表団の長が行った提案を考慮して、会議の議長を選出する。

三四八

4 本会議の第一回会合においては、また、次のことを行う。

三四九

(a) 会議の副議長の選挙

三五〇

(b) 会議の委員会の設置並びに各委員会の議長及び副議長の選挙

三五一

(c) 第九七号の規定による会議の事務局の任命。事務局は、必要な場合には、招請政府の主管庁が提供する職員により補強することができる。

三五二

3 会議の議長の権限
議長は、本会議の会合の開会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、この内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表するほか、この内部規則によって与えられるその他のすべての権限を行使する。

三五三

2 議長は、会議の業務を統括し、本会議の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行に係る動議及び発言に関して決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は会合の閉会若しくは中止を提案する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本会議の会合の召集の延期を決定することができる。

三五四

3 議長は、討論中の問題に関して、すべての代表団が自由かつ十分に意見を表明する権利を保護する。

三五五

4 議長は、討論が討論中の問題に限定されることを確保するものとし、討論中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

三五六

1 本会議は、会議の討論に付される問題を検討するため、委員会を設置することができる。委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ作業部会を設置することができる。

三五七

2 小委員会及び作業部会は、必要に応じて設置する。

三五八

3 第三五六号及び第三五七号に定めるところにより、次の委員会を設置するものとする。

三五九

4.1 運営委員会
(a) 運営委員会は、通常、会議又は会合の議長（この委員会の議長となる）、会議の副議長並びに委員会の議長及び副議長で構成する。

三六〇

(b) 運営委員会は、業務の円滑な運行に係るすべての活動について調整を行い、並びに一部の代表団の構成が限られていることにかんがみ、会合ができる限り重複しないように、その順序及び回数計画する。

三六一

4.2 委任状委員会
全権委員会、無線通信会議又は世界国際電気通信会議は、これらの会議に対する代表団の委任状を審査することを任務とする委任状委員会を設置する。同委員会は、その結論を本会議が定めた期間内に本会議に報告する。

三六二

4.3 編集委員会
(a) 諸種の委員会は、表明された意見を考慮してできる限り最終的な形式で案文を作成し、その案文を編集委員会に送付する。編集委員

会は、意味を変更することなく形式を完全にする事及び、必要な場合には、従前の文書の修正されない部分と併せて編集することを任務とする。

(b) 編集委員会は、第三六二号の案文を本会議に提出する。本会議は、これを承認し、又は再検討のために関係委員会に差し戻す。

4.4 予算統制委員会

(a) 本会議は、会議の開会に際して、その組織を検討すること、代表に提供する便宜を検討すること並びに会議の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し及び承認することを任務とする。同委員会には、これに参加することを希望する代表団の構成員のほか、事務総局長及び関係局長の代理並びに招聘政府がある場合にはその代表者を含む。

(b) 理事会が承認した会議の予算が使用し尽くされる前に、予算統制委員会は、会議の事務局と協力して、経費の中間報告を本会議に提出する。本会議は、実際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽くされる日を超えて会議を延長することが妥当であるかないかを決定するため、その中間報告を考慮に入れる。

(c) 予算統制委員会は、会議の終わりに、会議の経費の概算額及び会議が行った決定の実施がもたらすことのある経費の見積額をできる限り正確に示す報告を本会議に提出する。

(d) 本会議は、第三六六号の報告を審査し及び承認した後、意見を付

して事務総局長に送付する。事務総局長は、これを理事会の次の通常会期に提出する。

5 委員会の構成

5.1 全権委員会

委員会は、連合員の代表及び第二六九号に掲げるオブザーバーであつて、参加を請求するもの又は本会議が指名するもので構成する。

5.2 無線通信会議及び世界国際電気通信会議

委員会は、連合員の代表並びに第二七八号から第二八〇号までに掲げるオブザーバー及び代表者であつて、参加を請求するもの又は本会議が指名するもので構成する。

5.3 無線通信総会、電気通信標準化会議及び電気通信開発会議

無線通信総会並びに電気通信標準化会議及び電気通信開発会議の委員会は、連合員の代表及び第二五九号から第二六二号までの規定によるオブザーバーのほか、関係する第二三七号の一覧表に掲げる団体又は機関の代表者も参加することができる。

6 小委員会の議長及び副議長

委員会の議長は、委員会が設置する小委員会の議長及び副議長の選任について委員会に提案する。

7 会合の招集

本会議の会合並びに委員会、小委員会及び作業部会の会合は、十分な余裕をもつて、会議の場所を告知する。

8 会議の開会前に提出される提案

会議の開会前に提出される提案は、この内部規則4の規定により設置され

る関係委員会に本会議が割り当てられる。もつとも、本会議は、あらゆる提案を直接に取り扱うことができる。

9 会議中に提出される提案又は修正案

1 会議の開会後提出される提案又は修正案は、会議の議長若しくは関係委員会の議長に交付し、又は会議の文書として印刷して配布するために会議の事務局に交付する。

2 書面によるいかなる提案又は修正案も、関係代表団の長又はその代理の署名がない限り、提出することができない。

3 会議、委員会、小委員会又は作業部会の議長は、討議の進行の促進に役立つ提案をいつでも行うことができる。

4 提案又は修正案は、具体的かつ正確に表現された審議のための案文を含むものでなければならぬ。

5 (1) 会議の議長又は関係のある委員会、小委員会若しくは作業部会の議長は、各場合において、会合中に提出される提案又は修正案を口頭で通知すべきか、又は第三七四号に定める条件に従つて印刷して配布するために書面により提出すべきかを決定する。

(2) 原則として、表決に付さなければならぬ重要な提案の案文は、会議の業務用言語により作成し、討議前に研究することができるよう、十分な余裕をもつて配布しなければならない。

(3) また、会議の議長は、第三七四号に規定する提案又は修正案を受領したときは、場合に依り、これを関係委員会又は本会議に送付す

る。

6 会議中に提案又は修正案を提出した者は、許可を得て、本会議においてこれを朗読し、又はその朗読を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

10 提案又は修正案についての審議、決定又は表決に必要な条件

1 提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一代表団によつて支持されない限り、討議に付することができない。

2 正当に支持された提案又は修正案については、これを討議に付さなければならず、次いで、必要な場合には表決により、決定を行わなければならない。

11 看過され又は延期された提案又は修正案

提案又は修正案が看過され、又はその審議が延期されたときは、当該提案又は修正案を提出した代表団は、これがその後審議されるよう留意する。

12 本会議における討論の方法

12.1 定足数

本会議において表決が有効に行われるためには、会議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならない。

12.2 討議の秩序

(1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。

三八一

三八二

三八三

三八四

三八五

三八六

三八七

三八八

三七三

三七二

三七一

三七〇

三六九

三六八

三六三

三六四

三六五

三六六

三六七

三八七	(2) 発言を行う者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切りかつ必要な間を置いて、緩やかな速度でかつ明瞭に述べなければならぬ。	三九七	12.5 会合の中止又は閉会の動議 代表団は、問題の討論中に、理由を明らかにして、会合の中止又は閉会の動議を提出することができる。この動議が支持された場合には、これに反対を表明する二人の発言者に中止又は閉会の問題についてののみ発言を許した後、この動議を表決に付する。	四〇三	12.9 説明を短い時間に終了するよう要請する。 (1) 議長は、討論中に、登録された発言者の一覧表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をこの一覧表に追加するものとし、また、本会議の同意を得て、この一覧表を締め切ることを宣言することができる。もつとも、議長は、適当と認めるときは、例外として、この一覧表の締め切りの後においても、先に行われた発言に対して答弁する権利を与えることができる。	四〇九	3 無線通信総会、世界電気通信標準化会議又は電気通信開発会議において連合員が主管庁によって代表されていないときは、第二三九号の規定に従うことを条件として、関係連合員の認められた事業体の代表者が、その数を問わず全体での一票のみを投ずる権利を有する。権限の委任に関する第三三五号から第三三八号までの規定は、これらの会議について準用する。
三八八	12.3 議事進行に係る動議及び発言 (1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行に係る動議又は発言を提出し又は行うことができる。議長は、この内部規則に従い、当該動議又は発言について直ちに決定を行う。代表団は、議長の決定に対して異議を申し立てることができる。もつとも、その決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数が反対しない限り、全面的に有効とする。	三九八	12.6 討論の延期の動議 代表団は、問題の討論中に、討論を一定の期間延期する動議を提出することができる。この動議について討論が行われる場合には、その提出者のほか、三人の発言者に限り、その討論に参加することができる。そのうち、一人はこの動議に賛成する者、二人はこれに反対する者とする。その後、この動議を表決に付する。	四〇四	(2) 一覧表に記載された発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討論中の問題に関する討論の終結を宣言する。	四一〇	14.1 過半数の定義 (1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一を超える数とする。
三八九	(2) 議事進行に係る動議を提出する代表団は、その発言において、討論中の問題の内容に関する事項を取り扱ってはならない。議事進行に係る動議及び発言の優先順位	三九九	12.7 討論の終結の動議 代表団は、討論中の問題の討論を終結する動議をいつでも提出することができる。この場合には、その終結に反対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、この動議を表決に付する。議長は、この動議が採択された場合には、直ちに討論中の問題の表決を要求する。	四〇五	12.10 権限の問題 権限の問題が生じたときは、討論中の問題の内容に関する事項について表決を行う前に、これを解決しなければならぬ。	四一一	(2) 棄権は、過半数を構成するために必要な投票数の計算において、考慮に入れない。
三九〇	第三三八号に規定する議事進行に係る動議及び発言に与える優先順位は、次のとおりとする。			四〇六	12.11 動議の撤回及び再提出 動議の提出者は、表決に付される前に当該動議を撤回することができる。このようにして撤回された動議は、修正を加えて又は加えないで、修正案の提出者である代表団又は他の代表団が再提出することができる。	四一二	(3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。
三九一	(a) この内部規則（表決の手続を含む。）の適用に関する議事進行に係る発言	四〇〇	12.8 発言の制限 (1) 本会議は、必要な場合には、特定の問題に関する同一代表団の発言の時間及び回数を制限することができる。			四一三	(4) この内部規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。
三九二	(b) 会合の中止					四一四	14.2 表決への不参加 出席した代表団で、特定の表決に参加しないもの又は参加しない旨を明らかに宣言するものは、第三八五号に定める定足数の決定上、欠席したものとみなされず、また、第四一六号の規定の適用上、棄権したものとみなされない。
三九三	(c) 会合の閉会	四〇一	(2) もつとも、手続の問題に関して、議長は、各発言の時間を最長五分に制限する。	四〇七	13 投票権 1 会議に参加するために連合員によって正当に委任された代表団は、会議のすべての会合において、憲章第三三条の規定に従って一の票を投ずる権利を有する。	四一五	14.3 特別多数 新たな連合員の加盟に関しては、必要とする多数は、憲章第二条に定
三九四	(d) 討論中の問題に関する討論の延期						
三九五	(e) 討論中の問題に関する討論の終結						
三九六	(f) その他のすべての議事進行に係る動議又は発言で、議長がその優先順位を定めるもの	四〇二	(3) 発言者が許された時間を超えて発言するときは、議長は、本会議にその旨を通知し、発言者にその	四〇八	2 連合員の代表団は、第三十一条に		

四一六	四二四	四三二	四三八
14.4 めるところによる。 五十パーセントを超える棄権 棄権の数が投ぜられた票（賛成、 反対、棄権）の数の二分の一を超え るときは、討議中の問題の審議は、 その後の会合に延期するものとし、 当該その後の会合においては、棄権 は、計算に入れない。	(3) 秘密投票の場合には、事務局は、 直ちに、投票の秘密を確保するた めに適当な措置をとる。 (4) 適当な電子方式を使用すること ができる場合であつて、会議が決 定するときは、表決は、電子方式 によって行うことができる。 開始された表決を中断させること の禁止	14.10 (1) 原提案の一部の削除、原提案へ の追加又は原提案の一部の修正の みから成る変更の提案は、修正案 とみなす。 (2) 各表決の後、本会議は、次の提 案を表決に付する必要があるかな いかを決定する。 修正案 (1) 原提案の一部の削除、原提案へ の追加又は原提案の一部の修正の みから成る変更の提案は、修正案 とみなす。	14.12 表決の繰り返し (1) 会議又は会合の委員会、小委員 会又は作業部会に關しては、これ らの委員会、小委員会又は作業部 会において既に表決により決定を 行つた提案、提案の一部又は修正 案は、同一の委員会、小委員会又 は作業部会において、再度表決に 付することができない。この規定 は、選択した表決の手続のいかに にかかわらず適用する。
四一七	四二六	四三二	四三九
14.5 表決の手続 (1) 表決の手続は、次のとおりとす る。	表決が開始されたときは、いずれ の代表団も、表決の方法に關する議 事進行に係る動議を提出する場合を 除くほか、これを中断させることが できない。この動議には、進行中の 表決の変更又は表決に付された問題 の内容の変更をもたす提案を含め ることができない。表決は、表決が 開始された旨の議長の宣言で開始 し、表決の結果に關する議長の発表 で終了する。	14.11 (1) 提案に対する修正案があるとき は、まず、この修正案を表決に付 する。 (2) 提案に対して二以上の修正案が あるときは、まず、原提案から最 も近い修正案を表決に付する。こ の最も近い修正案が過半数を得な い場合には、更に、残余の修正案 のうち原提案から最も近いものを 表決に付し、以下修正案のものが過 半数を得るまで、同様の手続によ つて表決を行う。提案されたす べての修正案が審議され、いずれ も過半数を得なかつた場合には、 修正されない原提案を表決に付す る。	(2) 本会議に關しては、次の二の条 件を満たさない限り、提案、提案 の一部又は修正案を再度表決に付 してはならない。 (a) 投票権を有する連合員の過半 数が請求すること。 (b) 表決の繰り返しの請求が表決 から少なくとも一日後に行われ ること。
四一九	四二七	四三三	四四〇
(b) 次のいずれかの場合には、指 名点呼（出席しかつ投票権を有 する連合員のフランス語による 名称のアルファベット順によ る。） 1 表決の開始前に、出席しか つ投票権を有する少なくとも 二の代表団が指名点呼を請求 した場合（c）の手続による秘 密投票が請求された場合を除 く。）	14.7 投票の説明 議長は、表決が行われた後、代表 団がその投票について説明すること を希望するときは、これに発言を許 す。	14.11 (1) 提案に対する修正案があるとき は、まず、この修正案を表決に付 する。 (2) 提案に対して二以上の修正案が あるときは、まず、原提案から最 も近い修正案を表決に付する。こ の最も近い修正案が過半数を得な い場合には、更に、残余の修正案 のうち原提案から最も近いものを 表決に付し、以下修正案のものが過 半数を得るまで、同様の手続によ つて表決を行う。提案されたす べての修正案が審議され、いずれ も過半数を得なかつた場合には、 修正されない原提案を表決に付す る。	15 委員会及び小委員会に おける討論の方法及び 表決の手続 1 委員会及び小委員会の議長は、こ の内部規則3の規定によつて会議の 議長に与えられる権限と同様の権限 を有する。
四二〇	四二八	四三六	四四二
1 表決の開始前に、出席しか つ投票権を有する少なくとも 二の代表団が指名点呼を請求 した場合（c）の手続による秘 密投票が請求された場合を除 く。）	14.8 提案の分割表決 (1) 提案の提出者が請求するとき、 本会議が適当と認めるとき又は議 長が提出者の承認を得て提議する ときは、提案を分割し、各部分を 個別に表決に付する。次いで、提 案の採択された各部分を一体とし て、表決に付する。	(2) 提案に對して二以上の修正案が あるときは、まず、原提案から最 も近い修正案を表決に付する。こ の最も近い修正案が過半数を得な い場合には、更に、残余の修正案 のうち原提案から最も近いものを 表決に付し、以下修正案のものが過 半数を得るまで、同様の手続によ つて表決を行う。提案されたす べての修正案が審議され、いずれ も過半数を得なかつた場合には、 修正されない原提案を表決に付す る。	2 本会議における討論の方法に關す るこの内部規則12の規定は、定足数 に關するものを除くほか、委員会及 び小委員会における討論について準 用する。
四二二	四二九	四三七	四四四
(c) 表決の開始前に、出席しかつ 投票権を有する少なくとも五の 代表団が秘密投票を請求する場 合には、秘密投票 (2) 議長は、表決の開始前に、表決 の方法に關する請求を検討し、そ の後、適用する表決の手続及び表 決に付される問題を正式に発表す る。次いで、議長は、表決が開始さ れた旨を宣言し、表決が完了した ときは、その結果を発表する。	14.9 同一の問題に關する提案の表決の 順序 (1) 同一の問題に關して二以上の提 案があるときは、これらの提案は、 本会議が別段の決定を行わない限 り、提出の順序に従つて表決に付 する。 (2) 各表決の後、本会議は、次の提 案を表決に付する必要があるかな いかを決定する。 修正案 (1) 原提案の一部の削除、原提案へ の追加又は原提案の一部の修正の みから成る変更の提案は、修正案 とみなす。	(3) 一又は二以上の修正案が採択さ れたときは、次いで、これによつ て修正された提案を表決に付す る。	3 この内部規則14の規定は、委員会 及び小委員会における表決について 準用する。
四二三	四三〇	四三七	四四五
(2) 議長は、表決の開始前に、表決 の方法に關する請求を検討し、そ の後、適用する表決の手続及び表 決に付される問題を正式に発表す る。次いで、議長は、表決が開始さ れた旨を宣言し、表決が完了した ときは、その結果を発表する。	16 留保 1 代表団は、原則として、自己の意 見について他の代表団の賛同を得る ことができなかったときは、できる		

限り、過半数の意見に同調するよう努めなければならない。

四四六

2 もつとも、代表団は、憲章、この条約又は業務規則の改正に係る決定であつて、当該改正に拘束されることについての自国の政府による同意を妨げる性質を有すると認められるものに関しては、暫定的又は確定的に留保を付することができる。そのような留保は、会議に参加しない連合員から最終文書に署名するための権限を第三十一条の規定により委任された代表団が、当該連合員に代わつて付することができる。

17 本会議の議事録

四四七

1 本会議の議事録は、会議の事務局が作成する。事務局は、議事録を、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合においても各会合の後五作業日以内に、代表団に配布することを確保する。

四四八

2 議事録が配布されたときは、代表団は、正当と認める訂正を、できる限り短い期間内に、書面により会議の事務局に提出することができる。もつとも、議事録が承認される会合において、代表団が口頭で訂正を申し入れることを妨げない。

四四九

3 (1) 議事録には、原則として、提案及び結論並びにそれらの主要な論拠のみをできる限り簡潔に記録する。

四五〇

(2) もつとも、代表団は、自己が討論において行った陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、報告者の作業を容易にするため、原則として、発言の初めにその旨を表明しなければならない。

四五一

4 陳述の記載に関しては、第四五〇号に定める権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

18 委員会及び小委員会の概要記録及び報告

四五二

1 (1) 委員会及び小委員会の討論は、会合ごとに、会議の事務局が作成する概要記録に取りまとめるものとし、事務局は、各会合の後五作業日以内に、代表団に配布する。

概要記録には、討議の要点、記録することを適当とする諸種の意見並びに討論から生ずる提案及び結論を特記する。

四五三

(2) もつとも、代表団は、第四五〇号に定める権利を行使することができる。

四五四

(3) 第四五三号の権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

四五五

2 委員会及び小委員会は、必要と認める部分的報告を作成することができるものとし、また、状況によつて妥当であるとされる場合には、その業務の終了に際し、付託された研究から生ずる提案及び結論を簡潔な形式で取りまとめた最終報告を提出することができる。

四五六

19 議事録、概要記録及び報告の承認

1 (1) 議長は、原則として、本会議の各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録（委員会又は小委員会

の場合）に關して意見があるか

いかなる訂正も事務局に通知されず、かつ、いかなる反対も口頭で表明されない場合には、これらの議事録又は概要記録は、承認されたものとみなす。これと異なる場合には、これらの議事録又は概要記録に、必要な訂正を行う。

(2) 部分的報告又は最終報告は、関係委員会又は関係小委員会によつて承認されなければならない。

四五七

(2) 本会議の最終会合の議事録は、本会議の議長が審査し及び承認する。

四五八

2 (1) 本会議の最終会合の議事録は、本会議の議長が審査し及び承認する。

四五九

(2) 委員会又は小委員会の最終会合の概要記録は、委員会又は小委員会の議長が審査し及び承認する。

四六〇

1 修正される章、条及び項の番号は、本会議の第一読会まで存置する。追加する案文には、従前の文書における直前の項の番号に「A」、「B」等を付した番号を暫定的に付する。

四六一

2 第一読会における採択の後、章、条及び項の最終的番号整理を、通常、編集委員会に付託する。ただし、本会議の決定がある場合には、事務総局長に付託することができる。

四六二

21 最終的承認

全権委員会、無線通信会議又は世界国際電気通信会議の最終文書の案文は、本会議の第二読会で承認されたときは、最終的なものとみなす。

四六三

22 署名

第四六二号に規定する会議が承認した最終文書は、連合員のフランス語による名称のアルファベット順に、第三十一条に定める委任状を有する代表の

署名に付する。

23 報道機関及び公衆との関係

1 会議の業務についての正式の発表は、会議の議長の許可がなければ、報道機関に伝達することができない。

四六四

2 報道機関及び公衆は、第三四二号に規定する代表団の長の会合が承認した指針及び事務局局長がとつた実務上の措置に従い、実行可能な範囲で、会議を傍聴することができる。いかなる場合にも、報道機関及び公衆の傍聴により、会合の業務の円滑な運行が妨げられてはならない。

四六五

3 連合の他の会合は、当該会合の参加者が別段の決定を行わない限り、報道機関及び公衆に公開しない。

四六六

24 料金の免除

会議の期間中、代表団の構成員、理事会の構成員の代表者、無線通信規則委員会の委員、会議に出席する事務局及び連合の各部門の上級職員並びに会議に派遣される連合の事務局の職員は、招請政府が他の関係政府及び関係のある認められた事業体と合意した範囲で、郵便、電報、電話及びテレックスの料金の免除を受ける権利を有する。

四六七

第四章 その他の規定

四六八

第三十三條 會計

(1) 連合員が憲章第二十八條の関連規定に従つてその分担等級を選定するための表は、次のとおりとする。

四十単位等級
三十五単位等級
三十単位等級
二十五単位等級
二十単位等級
十五単位等級
十単位等級
五単位等級

- 二十三単位等級
- 二十単位等級
- 十八単位等級
- 十五単位等級
- 十三単位等級
- 十単位等級
- 八単位等級
- 五単位等級
- 四単位等級
- 三単位等級
- 二単位等級
- 二分の三単位等級
- 二分の二単位等級
- 二分の一単位等級
- 四分の一単位等級
- 八分の一単位等級(注)
- 十六分の一単位等級(注)

注 国際連合が定める後発開発途上国その他理事国が決定する連合員のためのもの

- 四六九 (2) いずれの連合員も、第四六八号に掲げる分担等級に代えて、四十を超える分担単位数を選定することができる。
- 四七〇 (3) 事務総局長は、選定する分担等級について各連合員が行った決定をすべての連合員に通報する。
- 四七一 (4) 連合員は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。
- 四七二 2 (1) 新たな連合員は、加入した年については、加入した月の初日から計算した分担金を支払う。
- 四七三 (2) 連合員は、憲章及びこの条約を廃棄した場合には、廃棄が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。
- 四七四 3 債務額に対しては、連合の各会計

年度の初めから利子を付する。利率は、最初の六箇月間は年三パーセント、七箇月目の初めからは年六パーセントとする。

四七五 4 第四七六号から第四八三号までの規定は、第二五九号から第二六二号までに掲げる機関及び第十九条の規定に従って連合の活動に参加することを承認された団体の分担金について適用する。

四七六 5 第二五九号から第二六二号までに掲げる機関及び全権委員会議、連合の部門又は世界国際電気通信会議に参加するその他の国際機関は、第四七九号から第四八一号までの規定に従い、場合に依り、これらの会議又は連合の部門の経費を分担する。ただし、理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合は、この限りでない。

四七七 6 第二三七号の一覧表に掲げる団体又は機関は、第四七九号及び第四八〇号の規定に従って連合の部門の経費を分担する。

四七八 7 第二三七号の一覧表に掲げる団体又は機関は、無線通信会議、世界国際電気通信会議又は自己が構成員でない部門の会議若しくは総会に参加する場合には、第四七九号及び第四八一号の規定に従って、これらの会議又は総会の経費を分担する。

四七九 8 第四七六号から第四八三号までに定める分担金は、第四六八号の表から任意に選定する分担等級を基礎とする。ただし、連合員のために保留する四分の一単位等級、八分の一単位等級及び十六分の一単位等級は、当該任意に選定する分担等級から除く(この適用除外は、電気通信開発

部門については適用しない)。選定した等級は、事務総局長に通知する。関係団体又は関係機関は、既に選定した等級よりも高い分担等級をいつでも選定することができる。

四八〇 9 各関係部門の経費に関する分担単位数当たりの分担金額は、連合員の分担単位数当たりの分担金額の五分の一に定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、第四七四号の規定に従って利子を付する。

四八一 10 会議又は総会の経費に関する分担単位数当たりの分担金額は、当該会議又は総会の予算総額は、連合員が連合の経費の分担金を支払う際の際の分担単位の総数で除して定める。このようにして定められる分担金は、連合の収入とする。この分担金に対しては、請求書の発送後六十日目から第四七四号に定める率で利子を付する。

四八二 11 分担単位数は、憲章第二十八条の関連規定に定める原則の適用によつてのみ、減少させることができる。

四八三 12 いずれかの部門の業務への参加を中止した場合又は終止させられた場合(第二四〇号参照)には、当該終止が効力を生ずる月の末日までの分担金を支払わなければならない。

四八四 13 刊行物の価格は、原則としてその販売により製作及び配布の経費を調達することを考慮の上、事務総局長が決定する。

四八五 14 連合は、必要不可欠な経費を負担すること及びできる限り借入金への依存を避けるために十分な現金の準備を維持することができるように、運転資金を提供する予備勘定を保持

する。理事会は、予想される必要額に基づいて、毎年、予備勘定の金額を定める。支出しなかった又は支出を約束しなかったすべての予算上の金額は、各二年予算の執行の終了時に、予備勘定に繰り入れる。この予備勘定に関するその他の細目については、財政規則に定める。

四八六 15 (1) 事務総局長は、調整委員会と合意の上、現金又は現物による任意拠出を受領することができる。ただし、この任意拠出に適用される条件が、必要に応じ、連合の目的及び計画並びに財政規則に適合することを条件とする。財政規則には、任意拠出の受領及び使用に関する特別規定を含めなければならない。

四八七 (2) 事務総局長は、第四八六号の任意拠出について、会計報告により並びに拠出源、提案された用途及びとられた措置を各任意拠出について簡潔に示した文書により、理事会に報告する。

第三十四条 会議の会計上の責任

四八八 1 連合の会議は、会計上の影響を伴う提案又は決定を採択する前に、当該提案又は決定が理事会で承認することのできる金額を超える支出をもたらし、これを確保するため、連合の予算に関するすべての見通しを考慮する。

四八九 2 会議の決定は、その実施が理事会で承認することのできる金額を超えて経費の直接又は間接の増加を伴う場合には、実施してはならない。

第三十五条 言語

四九〇 1 (1) 連合の会議及び会合において、

四九一

次の場合には、憲章第二十九条の関連規定に定める言語以外の言語を使用することができる。

(a) 事務総局長又は関係局長に対し、一又は二以上の他の言語を討議又は文書に使用することの請求があつた場合。ただし、この請求を行ひ又はこれを支持する連合員がこれらの言語の使用に要する追加の経費を負担する場合に限る。

四九二

(b) 代表団が、自己の費用で、その使用する言語を憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一に通知するため、自ら措置をとる場合

四九三

(2) 第四九一号に定める場合には、事務総局長又は関係局長は、関係連合員から所要の経費を連合員に対して正当に支払ふことの約束を得た上、できる限り、その請求に応ずる。

四九四

(3) 第四九二号に定める場合には、更に、関係代表団は、希望するときは、自己の費用で、憲章第二十九条の関連規定に定める言語の一をその使用する言語に通知することができる。

四九五

2 憲章第二十九条の関連規定に定めるすべての文書は、同条の関連規定に定める言語以外の言語により刊行することができる。ただし、刊行を請求した連合員が所要の翻訳費及び刊行費のすべてを負担することを約束する場合に限る。

第五章 電気通信業務の運用に関する諸種の規定

第三十六条 料金及び料金の免除

四九六

電気通信の料金に関する規定について及び料金の免除を行う諸種の場合については、業務規則で定める。

四九七

第三十七条 計算書の作成及び決済

1 国際計算の決済は、経常取引とみなし、これに關して関係連合員の政府が取極を締結した場合には、関係連合員の通常の国際的義務に従つて行う。このような取極がないとき又は憲章第四十二条に定めるところにより締結した特別取極がないときは、この計算の決済は、業務規則に従つて行う。

四九八

2 連合員の主管庁及び認められた事業体で、国際電気通信業務を行うものは、その借方及び貸方の額について合意しなければならない。

四九九

3 第四九八号の借方及び貸方に関する計算書は、業務規則に従つて作成する。ただし、関係当事者の間で特別の取極を締結している場合は、この限りでない。

五〇〇

第三十八条 貨幣単位

連合員の間で締結した特別の取極がない場合には、国際電気通信業務に関する計算料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣単位は、業務規則に定める国際通貨基金の貨幣単位又は金フランとする。その適用のための規定は、国際電気通信規則の付録第一に定める。

五〇一

第三十九条 相互通信

1 移動業務の無線通信を行う局は、その通常の取扱範囲においては、採用する無線システムのいかなるものを問はず、相互に無線通信を交換しなければならない。

五〇二

2 もっとも、科学の進歩を妨げない

五〇三

ようにするため、第五〇一号の規定は、他のシステムと通信することができない無線システムを使用することを妨げるものではない。ただし、他のシステムと通信することができないことは、当該無線システムの特質によるものでなければならず、専ら相互通信を妨げるために採用する装置の結果であつてはならない。

五〇四

3 第五〇一号の規定にかかわらず、局は、業務の目的に応じ、又は使用するシステムと関係のない他の事情により、制限的な国際電気通信業務の用に供することができる。

五〇五

第四十条 暗語

1 官用電報及び業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。

五〇六

2 暗語による私報は、すべての連合員の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した連合員については、この限りでない。

五〇七

3 連合員は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、憲章第三十五条に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。

五〇八

第六章 仲裁及び改正

第四十一条 仲裁手続（憲章第五十六条参照）

1 仲裁を希望する当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

2 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意に

五〇九

よつて決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかったときは、仲裁は、政府に付託する。

五一〇

3 仲裁を人に付託する場合には、仲裁者は、紛争当事者である国の国民でなく、当該国に住所を有しておらず、かつ、その機関に雇用されてい

五一〇

ない者でなければならない。

五一〇

4 仲裁を政府又はその主管庁に付託する場合には、当該政府又は当該主管庁は、適用について紛争を生じた協定の締約国であつて紛争に關係がない連合員のうちから選定されなければならない。

五一〇

5 両紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ一の仲裁者を指名する。

五一〇

6 二を超える当事者が紛争に關係する場合においては、紛争について共通の利害關係を有する当事者の集合の双方は、第五〇一〇号及び第五〇一〇号に定める手続に従ひ、それぞれ一の仲裁者を指名する。

五一〇

7 このようにして指名された二の仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。最初の二の仲裁者が人であつて政府又は主管庁でない場合には、第三仲裁者は、第五〇九号に定める条件に適合しなければならない。かつ、他の二の仲裁者のいずれとも異なる国籍を有しなければならない。二の仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しない場合には、各仲裁者は、紛争にいかなる利害關係も有しないそれぞれ一の第三仲裁者を提案する。次いで、事

務総局長は、第三仲裁者を指名するためのくじ引を行う。

五二四 紛争当事者は、合意によって指名する単一の仲裁者に紛争を解決させるように合意することができ、紛争当事者は、また、それぞれ一の仲裁者を指定し、これらのうちから単一の仲裁者を指名するためのくじ引を行うことを事務総局長に請求することができる。

五二五 仲裁者は、仲裁を行う場所及び仲裁に適用する手続規則を任意に決定する。

五二六 単一の仲裁者の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁者が二以上の仲裁者に付託された場合には、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的なものであり、かつ、当事者を拘束する。

五二七 各紛争当事者は、自己が仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものを除くほか、紛争当事者の間で均等に割り当てる。

五二八 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての情報を提供する。仲裁者の裁定は、紛争当事者の決定により、将来における参考のために事務総局長に通知する。

五二九 第四十二条 この条約の改正に関する規定

五三〇 連合員は、この条約の改正を提案することができる。その提案は、すべての連合員への送付及びすべての連合員による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員會議の開会の日を遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならぬ。事務総局長は、できる限り

速やかに、かつ、全権委員會議の開会の日を遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての連合員に送付する。

五二〇 二 もつとも、第五一九号の規定に従って提出された改正案に対する修正案については、連合員又は全権委員會議におけるその代表団は、これをいつでも提出することができる。

五二一 全権委員會議は、本會議においてこの条約の改正案又はこれに対する修正案を審議する場合に、全権委員會議に派遣された代表団の二分の一を超える代表団が出席していなければならぬ。

五二二 四 この条約の改正案に対する修正案及び改正案全体（修正されたものであるかないかを問わない）は、採択されるためには、本會議において、全権委員會議に派遣されかつ投票権を有する代表団の二分の一を超える代表団によって承認されなければならない。

五二三 五 第五一九号から第五二二号までに特に規定する場合を除くほか、この条約に定める會議に関する一般規定並びに會議及び他の会合の内部規則を適用する。

五二四 六 全権委員會議が採択したこの条約のすべての改正は、全体として、かつ、単一の改正文書の形式で、当該全権委員會議が定めた日に、この条約及び当該改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書をその日前に寄託した連合員の間に於いて効力を生ずる。当該改正文書の一部のみの批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入は、認めない。

五二五 七 第五二四号の規定にかかわらず、全権委員會議は、この条約のある改

正が意章のある改正を適正に適用するために必要である旨を決定することができる。この場合には、この条約の当該改正は、意章の当該改正の効力発生前には、効力を生じない。

五二六 八 事務総局長は、改正文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託をすべての連合員に通報する。

五二七 九 改正文書の効力発生後に行われる意章の第五十二条及び第五十三条の規定による批准、受諾、承認又は加入は、改正された条約に対して行われるものとする。

五二八 十 事務総局長は、改正文書の効力発生後、國際連合憲章第二百二条の規定により、当該改正文書を國際連合事務局に登録する。憲章第二百四十一号の規定は、改正文書について準用する。

附屬書 國際電気通信連合の条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

一〇〇一 専門家 専門的な能力を有する者であつて、その専門分野に關係する連合の業務に参加するため、次のいずれかのものが派遣する者

(a) 自国の政府又は主管庁
(b) 第十九条の規定により承認された団体又は機關
(c) 國際機關
一〇〇二 オブザーバー この条約の関連規定に基づいて派遣される次に掲げる者

顧問の資格で全権委員會議又はいずれかの部門の會議若しくは會合に参加するため、國際連合、國際連合

の専門機關、國際原子力機關、電気通信に關する地域の機關又は衛星システムを運用する政府間機關が派遣する者

顧問の資格でいずれかの部門の會議又は會合に参加するため、國際機關が派遣する者

地域會議に投票権なしで参加するため、連合員の政府が派遣する者

一〇〇三 移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務
一〇〇四 學術団体又は工業団体 政府の施設又は機關以外の団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用機器の企画若しくは製作に従事するもの
一〇〇五 無線通信 電波による電気通信

注 1 電波とは、人工的導体のない空間を伝搬する電磁波、電波の電磁波をいう。
注 2 第一四九号から第一五四号までの規定の適用上、「無線通信」という語は、人工的導体のない空間を伝搬する三〇〇〇ギガヘルツを超える周波数の電磁波による電気通信も含む。

一〇〇六 業務用電気通信 國際公衆電気通信に關する電気通信で、次の者の間で交換されるもの
主管庁
認められた事業体
理事会の議長、事務総局長、事務局次長、各局長、無線通信規則委員會の委員その他連合の代表者又は連合が認めた職員（その代表者又は職員には、連合の所在地以外において公的職務を行う者を含む。）

一〇〇七 業務用電気通信 國際公衆電気通信に關する電気通信で、次の者の間で交換されるもの
主管庁
認められた事業体
理事会の議長、事務総局長、事務局次長、各局長、無線通信規則委員會の委員その他連合の代表者又は連合が認めた職員（その代表者又は職員には、連合の所在地以外において公的職務を行う者を含む。）

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合
条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決
に関する選択議定書の締結について承認を
求めるの件

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約
及び業務規則に係る紛争の義務的解決に関する選
択議定書の締結について、日本国憲法第七十三条
第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求
める。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合
条約及び業務規則に係る紛争の義務的解決
に関する選択議定書

下名の全権委員は、国際電気通信連合憲章及び
国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネー
ヴ）に署名するに際し、紛争の義務的解決に関す
るこの選択議定書に署名した。

この選択議定書の締結国である連合員は、
憲章、条約又は憲章第四条に規定する業務規則
の解釈又は適用に関するすべての紛争を、これら
の連合員に関するものである限り、解決のための
義務的仲裁に付する希望を有することを表明し
て、

次のとおり協定した。

第一条

憲章、条約又は憲章第四条に規定する業務規則
の解釈又は適用に関する紛争は、憲章第五十六条
に定める解決方法の一が合意により選定されない
限り、いずれか一方の当事者の請求に基づき、義
務的仲裁に付する。その手続は、条約第四十一条
に定める手続とする。この場合において、同条5
（第五一）の規定は、次のとおり補足する。

5 両紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の
日から起算して三箇月の期間内に、それぞれ
一の仲裁者を指名する。一方の当事者がこの
期間内に仲裁者を指名しないときは、事務総
局長は、他方の当事者の請求に基づき、条約
の第五〇九号及び第五一〇号の規定に従って
その指名を行う。

第二条

この議定書は、連合員が憲章及び条約に署名す
る時に、連合員による署名のために開放する。こ
の議定書は、署名連合員により、自国の憲法上の
規定に従って、批准され、受諾され又は承認され
なければならない。この議定書は、憲章及び条約
の締結国であるすべての連合員並びに連合員とな
るすべての国による加入のために開放しておく。
批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務総局長
に寄託する。

第三条

この議定書は、この議定書に係る少なくとも二
の批准書、受諾書、承認書又は加入書が憲章及び
条約の効力発生の日までに寄託されている場合に
は、当該効力発生の日に、その日までにこの議定
書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加
入した国について効力を生ずる。その他の場合には、
この議定書は、二番目の批准書、受諾書、承認
書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力
を生ずる。

第四条

この議定書は、連合の全権委員会議の会期中に、
この議定書の締結国が改正することができる。

第五条

この議定書の締結国である連合員は、事務総局
長に於て通告によりこの議定書を廃棄すること
ができる。廃棄は、事務総局長が当該通告を受領
した日から一年の期間が満了した時に効力を生ず
る。

第六条

事務総局長は、すべての連合員に次の事項を通
報する。
(a) この議定書の署名及び批准書、受諾書、承認
書又は加入書の寄託
(b) この議定書が効力を生ずる日
(c) 改正が効力を生ずる日
(d) 廃棄が効力を生ずる日
以上の証拠として、各全権委員は、英語、アラビ
ア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア

語により本書一通を作成してこの議定書に署名し
た。矛盾がある場合には、フランス文による。この
原本は、国際電気通信連合に寄託保存する。国際
電気通信連合は、その謄本一通を各署名国に送付
する。
千九百九十二年十二月二十二日にジュネーヴで
作成した。

千九百九十三年の国際コカア協定の締結に
ついて承認を求めるの件

千九百九十三年の国際コカア協定の締結につい
て、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定
に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十三年の国際コカア協定

第一章 目的

千九百九十三年の国際コカア協定（以下「この
協定」という。）の目的は、国際連合貿易開発会議
の採択した一次産品総合計画に関する決議第九十
三号（第四回会期）、開発のための新たなバート
ナリー（カルタヘナ約束）及び「カルタヘナ精
神」に定める関連目的に照らして、次のとおりと
する。

- (a) 世界のコカア経済のすべての部門における
国際協力の進展及び強化を推進すること。
- (b) すべての加盟国の利益のため、特に次の点
について努力することにより世界のコカア市
場の安定に寄与すること。
 - (i) 供給と需要との間の中期的及び長期的な
均衡を確保するために、必要な生産の調整
を容易にし、かつ、消費を促進するよう努
力することにより、世界のコカア経済の均
衡のとれた発展を実現すること。
 - (ii) 生産者及び消費者にとって公平かつ妥当
な価格による十分な供給を確保すること。
- (c) コカアの国際貿易の拡大を容易にするこ
と。

(d) 関連統計の収集、分析及び公表並びに適当
な研究の実施により世界のコカア経済の動向
の透明性を促進すること。
(e) コカアの分野における科学的な研究及び開
発を促進すること。
(f) 世界のコカア経済に関するすべての問題の
討議のための適当な場を提供すること。

第二章 定義

第二条 定義

- 1 この協定の適用上、
「コカア」とは、カカオ豆及びコカア製品をい
う。
- 2 「コカア製品」とは、コカペースト（ココア
リカー）、カカオ脂、ココア粉（甘味を付けてな
いもの）、ココアケーキ、ココアニブ等のカカオ
豆のみから作られる製品その他理事会が決定す
るコカアを含有する製品をいう。
- 3 「コカア年度」とは、十月一日から九月三十日
までの十二箇月の期間をいう。
- 4 「締結国」とは、この協定に暫定的に又は確定
的に拘束されることに同意した政府又は第四条
に規定する政府間機関をいう。
- 5 「理事会」とは、第六条に規定する国際コカア
理事会をいう。
- 6 「日ごとの価格」とは、この協定の目的のため
に使用され、かつ、第三十五条の規定に従って
計算されるコカアの国際価格の代表的な指標を
いう。
- 7 「効力発生」とは、別段の規定がある場合を除
くほか、この協定の最初の効力発生（暫定的な
ものであるか確定的なものであるかを問わな
い。）をいう。
- 8 「輸出国」又は「加盟輸出国」とは、それぞれ、
カカオ豆に換算したコカアの輸出量が輸入量を
上回る国又は加盟国をいう。もつとも、カカオ
豆に換算したコカアの輸入量が輸出量を上回る
国であっても、生産量が輸入量を上回る場合に
は、自己の選択により加盟輸出国となることが
できる。

9 「コリアの輸出」とは、コリアがいずれかの国の関税地域から外へ出ることをい、コリアの輸入」とは、コリアがいずれかの国の関税地域の内に入ることをい。ただし、この9の規定の適用上、二以上の関税地域から成る加盟国については、関税地域は、当該加盟国の関税地域全体をい。

10 「フライン・コリア又はフレバー・コリア」とは、フライン・コリア又はフレバー・コリアの生産国として指定される国において、理事会が第四十三条の規定に従って決定する割合を限度として生産されるコリアをい。

11 「輸入国」又は「加盟輸入国」とは、それぞれ、カカオ豆に換算したコリアの輸入量が輸出量を上回る国又は加盟国をい。

12 「加盟国」とは、4に定義する締約国をい。

13 「機関」とは、第五条に規定する国際コリア機関をい。

14 「生産国」とは、商業的にみて相当量のコリアを栽培する国をい。

15 「生産管理計画」とは、中期的及び長期的に世界の生産量を消費量に均衡させていくための手段としての計画であって、第二十九条に規定するものをい。

16 「生産管理プログラム」とは、第二十九条に規定する生産管理計画の目的を達成するために加盟輸出国が実施するすべての措置及び行動をい。

17 「単純多数票」とは、加盟輸出国の投する票の過半数の票及び加盟輸入国の投する票の過半数の票（それぞれ別個に計算する。）をい。

18 「特別引出権（SDR）」とは、国際通貨基金の特別引出権をい。

19 「特別多数票」とは、加盟輸出国の投する票の三分の二以上の票及び加盟輸入国の投する票の三分の二以上の票（それぞれ別個に計算する。）をい。ただし、五以上の加盟輸出国及び過半数の加盟輸入国が出席することを条件とする。

20 「トン」とは、千キログラム又は二千二百四・

六ポンドをい、「ポンド」とは、四百五十三・五七七グラムをい。

第二章 組織事項

第三節 加盟国

1 締約国は、機関の加盟国となる。

2 機関の加盟国の区分は、次のとおりとする。

(a) 加盟輸出国

(b) 加盟輸入国

3 加盟国は、理事会の定める条件に従って自国の区分を変更することができる。

4 加盟国は、理事会の定める条件に従って自国経済共同体並びに国際協定特に商品協定の交渉、締結及び適用について責任を有するその他の政府機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、このような政府機関については、政府機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入を含む。

2 1の政府機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定により当該政府機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投する。この場合には、当該政府機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。

3 1の政府機関は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

4 加盟国は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

5 加盟国は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

6 加盟国は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

7 加盟国は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

8 加盟国は、その権限内の事項に関して執行委員会の討議に参加することができる。

3 機関の本部は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、ロンドンに置く。

第六章 国際コリア理事会の構成

1 機関の最高機関は、国際コリア理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。

2 加盟国は、理事会において、一人の代表及び希望する場合には一人又は二人以上の代表代理により代表される。加盟国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

3 理事会は、この協定の範囲外のいかなる義務を負う権限も有しない。また、加盟国が理事会に対してこのような権限を与えているものとみなしてはならない。特に、理事会は、資金を借り入れる能力を有しない。理事会は、契約を締結する権能を行使するに当たり、契約を締結する他方の当事者がこの2及び第二十三条の規定を知ることができるよう、これらの規定が契約書に明記される。もつとも、これらの規定が契約書に明記されない場合であっても、当該契約は、無効とならず、また、理事会の権限を超えるものとはならない。

4 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要であり、かつ、この協定に適合する規則（理事会及び委員会の手続規則並びに機関の会計及び職員に関する規則を含む。）を採択する。理事会は、その手続規則において、会合することなく特定の事項について決定を行うための手続を定めることができる。

5 理事会は、この協定に基づき任務の遂行に必要な記録その他適当と認める記録を保管する。

6 理事会は、その任務の遂行に当たり、適当な場合には、理事会を補佐する作業部会を設置することができる。

7 理事会は、各コリア年度につき、議長、第一副議長及び第二副議長各一人を選出する。議長、第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。

8 議長及び第一副議長は加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちのいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから、第二副議長は他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コリア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

9 議長及び二人の副議長はすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうち一人若しくは二人以上が恒久的に欠けることとなった場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちの該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

10 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

11 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

12 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

13 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

14 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

1 理事会は、各コリア年度につき、議長、第一副議長及び第二副議長各一人を選出する。議長、第一副議長及び第二副議長は、機関から報酬を受けない。

2 議長及び第一副議長は加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちのいずれか一方の区分に属する加盟国の代表のうちから、第二副議長は他方の区分に属する加盟国の代表のうちから選出する。これらの職は、各コリア年度ごとに、両区分の加盟国に交互に振り当てる。

3 議長及び二人の副議長はすべてが一時的に欠けた場合又は議長及び二人の副議長のうち一人若しくは二人以上が恒久的に欠けることとなった場合には、理事会は、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちの該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。

4 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

5 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

6 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

7 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

8 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

9 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

10 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

11 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

12 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

13 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

14 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

15 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

16 議長及び理事会の会合において議長の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する加盟国の投票権を行使することができる。

4 会期は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。加盟国の招請により理事会が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を負担する。

第十条 票数

1 加盟輸出国及び加盟輸入国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。これらの各千票は、2から7までの規定に従って、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分内でそれぞれ配分する。

2 加盟輸出国の票は、各コリア年度につき、次のとおり配分する。各加盟輸出国は、五の基本票を有する。残余の票は、すべての加盟輸出国の間で、「コリア統計四半期報告」の最新版において機関が数値を公表した最近の三コリア年度における各国のコリアの輸出量の平均数量に比例して配分する。輸出量は、カカオ豆の純輸出量に第三十七条に定める換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したコリア製品の純輸出量を加えて計算する。

3 加盟輸入国の票は、各コリア年度につき、次のとおり配分する。百票は、平等に配分し、端数を生ずる場合には、直近の整数となるように整理する。残余の票は、機関が確定的な数字を手手することのできる最近の三コリア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均が当該三コリア年度におけるそれぞれの年間輸入量の平均の合計に占める百分率に基づいて配分する。輸入量は、カカオ豆の純輸入量に第三十七条に定める換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したコリア製品の総輸入量を加えて計算する。

4 理事会は、2及び3の規定に従って票数を計算するための統計上の数値を決定し又は最新のものとする。これが何らかの理由により困難である場合には、特別多数票による議決で、票数を計算するための異なる統計上の数値を決定することができる。

5 いかなる加盟国も、四百を超える票を有して

はならない。2から4までの計算から生じた四百を超える部分の票は、それぞれ2から4までの規定の例により他の加盟国に再配分する。

6 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、票を再配分するための措置をとる。

7 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

第十一条 理事会の投票手続

1 加盟国は、自国の有するすべての票を投する権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もともと、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投することができない。

2 加盟輸出国は他の加盟輸出国に対し、また、加盟輸入国は他の加盟輸入国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し及び自国の票を投することを委託することができる。この場合には、前条5に定める制限は、適用しない。

3 他の加盟国から当該他の加盟国が前条の規定により有する票を投することを委託された加盟国は、当該他の加盟国の指示に従って当該票を投する。

第十二条 理事会の決定

1 理事会のすべての決定及び勧告は、この協定が特別多数票によることを定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で行う。

2 理事会の決定又は勧告に必要な票数の算定に当たり、棄権した加盟国の票数は、算入しない。

3 この協定において特別多数票による理事会の議決が必要とされる議案については、次の手続を適用する。

(a) 必要とされる多数が三以下の加盟輸出国又は三以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、単純多数票による議決で理事会が行う決定により、四十八時間以内に再び表決に付する。

(b) (a)の規定を適用しても必要とされる多数が二以下の加盟輸出国又は二以下の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、単純多数票による議決で理事会が行う決定により、二十四時間以内に再び表決に付する。

(c) 三回目の表決においても必要とされる多数が一の加盟輸出国又は一の加盟輸入国の反対票のため得られない場合には、可決されたものとみなす。

(d) 理事会が(a)又は(b)の規定による表決に付さない場合には、議案は、否決されたものとみなす。

4 加盟国は、この協定に基づく理事会のすべての決定を拘束力のあるものとして受諾することと約束する。

第十三条 他の機関との協力

1 理事会は、国際連合及びその諸機関（特に国際連合貿易開発会議）並びに、適当な場合には、国際連合食糧農業機関その他の国際連合の専門機関及び政府間機関との協議又は協力のため、適当なすべての措置をとる。

2 理事会は、国際商品貿易における国際連合貿易開発会議の特別な役割を考慮して、適当な場合には、自己の活動及び業務計画について同会議に通報する。

3 理事会は、コリアの生産者、貿易業者又は製造業者の国際的な機関との効果的な連絡を維持するため、適当なすべての措置をとることができ

4 理事会は、コリアの生産及び消費政策に関する自己の業務において、世界のコリア経済に関心を有する国際金融機関その他の団体による関与を得るよう努力する。

第十四条 オブザーバーの参加

1 理事会は、非加盟国に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請を行うことができる。

2 理事会は、前条に規定する機関等に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう

招請を行うことができる。

第十五条 執行委員会の構成

1 執行委員会は、十の加盟輸出国及び十の加盟輸入国で構成する。ただし、加盟輸出国の数又は加盟輸入国の数が十未満である場合には、理事会は、加盟国の二の区分の間の均衡を維持しつつ、特別多数票による議決で執行委員会の構成国の総数を変更することができる。執行委員会の構成国は、次条に定めるところにより各コリア年度につき選出されるものとし、再選を妨げられない。

2 構成国は、執行委員会において、一人の代表及び希望する場合には二人又は二人以上の代表代理により代表される。当該構成国は、その代表又は代表代理のために一人又は二人以上の顧問を任命することができる。

3 執行委員会の議長及び副議長は、理事会により各コリア年度につき選出されるものとし、双方とも、加盟輸出国又は加盟輸入国の区分のうちいずれか一方の区分に属する構成国の代表のうちから選出される。これらの職は、各コリア年度ごとに、両区分の構成国に交互に振り当て

て、議長又は副議長が一次的に欠けた場合は恒久的に欠けることとなった場合には、執行委員会は、該当する区分に属する構成国の代表のうちから、必要に応じて一時的又は恒久的にその職を行う新規の役員を選出することができる。議長及び執行委員会の会合において議長

の職を行っているその他の役員は、投票権を行使することができない。これらの者の代理は、自己の代表する構成国の投票権を行使することができる。

4 執行委員会は、特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において会合する。加盟国の招請により執行委員会が機関の本部以外の場所において会合する場合に、当該加盟国は、会合に必要な追加の費用を負担する。

第十六条 執行委員会の構成国の選挙

- 1 執行委員会の構成国となる加盟輸出国及び加盟輸入国は、理事会において、それぞれ加盟輸出国及び加盟輸入国の区分ごとに選出される。区分ごとの選挙は、2及び3の規定により行う。
- 2 加盟国は、第十条の規定により自国の有するすべての票を一の候補に投ずる。第十一条2の規定により委託された票については、加盟国は、他の候補に投ずることができる。
- 3 最も多数の票を得た候補を当選国とする。
- 第十七条 執行委員会の権限
 - 1 執行委員会は、理事会に対して責任を負うものとし、その一般的な指揮の下に活動する。
 - 2 執行委員会は、市況を常時検討するものとし、理事会に対して適当と認める措置を勧告する。
 - 3 理事会は、次の権限を除くほか、単純多数票による議決が必要とされる事項については単純多数票による議決で、特別多数票による議決が必要とされる事項については特別多数票による議決で、理事会の権限の行使を執行委員会に委任することができる。もつとも、理事会がその権限を自ら行使することを妨げるものではない。
 - (a) 第十条の規定に基づいて票を再配分すること。
 - (b) 第二十四条の規定に基づいて運営予算を承認し、及び分担金の額を決定すること。
 - (c) 第四十三条の規定に基づいてファイナ・コピア又はフリーバー・コピアの生産国の表を修正すること。
 - (d) 第四十四条の規定に基づいて加盟国の義務を免除すること。
 - (e) 第四十七条の規定に基づいて紛争について決定を行うこと。
 - (f) 第四十八条3の規定に基づいて加盟国の権利を停止すること。
 - (g) 第五十四条の規定に基づいて加入の条件を定めること。
 - (h) 第五十九条の規定に基づいて加盟国を除名すること。
 - (i) 第六十一条の規定に基づいてこの協定の有効期間を延長し又はこの協定を終了させること。
- 第六十二条の規定に基づいて加盟国に対してこの協定の改正を勧告すること。
- 4 理事会は、単純多数票による議決で、執行委員会に対する権限の委任をいつでも撤回することができる。
- 第十八条 執行委員会の投票手続及び決定
 - 1 執行委員会の構成国は、自国が第十六条の規定に基づいて得たすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。
 - 2 執行委員会の構成国でない加盟輸出国又は加盟輸入国は、第十六条2の規定により自国が票を投じた候補が選出されなかった場合には、議長に対する書面による通告により、執行委員会において自国の利益を代表し及び自国の票を投ずることを、場合に依り、執行委員会の構成国であるいずれかの加盟輸出国又は加盟輸入国に委託することができる。ただし、1の規定の適用はあるものとする。
 - 3 加盟国は、コピア年度の途中において、自国が第十六条の規定により票を投じた執行委員会の構成国との協議の後、当該構成国に対する自国の票の委託を撤回することができる。委託を撤回した票は、場合に依り、執行委員会の他の構成国である加盟輸出国又は加盟輸入国に委託することができるが、当該他の構成国への委託は、コピア年度の残余の期間中撤回することができない。票の委託を撤回された場合においても、執行委員会の構成国は、コピア年度の残余の期間中、執行委員会の議席を維持する。この3の規定に基づいてとられる措置は、議長が書面による当該措置の通告を受けた後に効力を生ずる。
 - 4 執行委員会の行ういかなる決定も、理事会が当該決定を行う場合に必要とされる単純多数票又は特別多数票による議決で行う。
- 5 加盟国は、執行委員会の決定につき理事会に対して異議を申し立てる権利を有する。理事会は、その手続規則において、異議の申立ての条件を定める。
- 第十九条 理事会及び執行委員会の定足数
 - 1 理事会の会期の第一回会合においては、五以上の加盟輸出国であつて加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有するもの及び過半数の加盟輸入国であつて加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。
 - 2 理事会の会期の第一回会合の日として予定された日において1に定める定足数が得られない場合には、当該会期の二日目以降の会合においては、区分ごとに総票数の過半数を有する加盟輸出国及び加盟輸入国が出席していなければならない。
 - 3 1の要件を満たす第一回会合の後に開催される会合の定足数は、2に定める定足数とする。
 - 4 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなす。
 - 5 執行委員会の会合の定足数は、理事会が執行委員会の手続規則で定める。
- 第二十条 機関の職員
 - 1 理事会は、執行委員会との協議の後、特別多数票による議決で事務局長を任命する。事務局長の任用の条件は、類似的政府間機関の相当する職員に適用される条件を考慮して理事会が定める。
 - 2 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つてこの協定を運用し及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。
 - 3 機関の職員は、事務局長に対して責任を負うものとし、事務局長は、理事会に対して責任を負う。
 - 4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。理事会は、規則を定めるに当たり、類似的政府間機関の職員に適用される規則を考慮に入れる。職員は、できる限り加盟輸出国及び加盟輸入国の国民のうちから任命する。
 - 5 事務局長その他の職員は、コピア産業又はコピアの取引、輸送若しくは宣伝に関しかなる金銭上の利害関係も有してはならない。
 - 6 事務局長その他の職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め又は受けてはならない。事務局長その他の職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長その他の職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること及びこれらの者が責任を果たすに当たつてこれらの者を左右しようとしなないことを約束する。
 - 7 事務局長その他の職員は、理事会によつて許可された場合及びこの協定に規定する自己の任務の適切な遂行に必要である場合を除くほか、この協定の運用又は実施に関するいかなる情報も外部に漏らしてはならない。
- 第二十一条 特権及び免除
 - 1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し及び処分し並びに訴えを提起する能力を有する。
 - 2 機関並びにその事務局長、職員及び専門家並びに任務の遂行のためにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百七十五年三月二十六日にロンドンで締結されたグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府（以下「接受政府」という。）と国際コピア機関との間の本部協定がこの協定の適正な実施のために必要な改正を経て適用される。
 - 3 機関の本部が他の国に移転する場合には、新たな接受政府は、理事会が承認する本部協定をできる限り速やかに機関と締結する。
 - 4 2の本部協定は、この協定とは別個のものと

する。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部がグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の領域から移転する場合

合

- (c) 機関が存在しなくなる場合

第三章 会計事項

第六章 会計

第二十二條 会計

- 1 この協定の運用のため、運営勘定を置く。この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、第二十四條に定めるところによりその額が決定される加盟国の年次分担金をもって支弁する。もつとも、加盟国が特別の役務を要請する場合には、理事会は、その要請に應ずることを決定することができるものとし、また、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。
- 2 理事会は、第四十條の規定を実施するための別個の勘定を置くことができる。この勘定は、加盟国又は他の機関からの任意提出をもつて充てる。
- 3 機関の会計年度は、ココア年度と同一とする。
- 4 理事会及び執行委員会並びにこれらに属する委員会に出席する代表団の費用は、関係加盟国が負担する。
- 5 機関の財務状況がココア年度の残余の期間に係る費用を負担するために十分でないか又は十分でなくなると予想される場合には、事務局長は、理事会が三十日以内に会合を予定していない限り、二十作業日以内に理事会の特別会期を招集する。

第二十三條 加盟国の責任

加盟国の理事会及び他の加盟国に対する責任は、この協定において明示的に定める分担金につ

いての義務の範囲内に限定される。理事会と取引を行う第三者は、理事会の権限及び加盟国の義務についてのこの協定の規定、特に第七條2及びこの条の前の規定を知っているものとみなされる。

第二十四條 運営予算の承認及び分担金の額の決定

- 1 理事会は、各会計年度の下半期において、次の会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。
- 2 各会計年度の運営予算に係る各加盟国の分担金の額は、当該会計年度の運営予算の承認される時点におけるすべての加盟国の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例する額とする。分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止及びこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。
- 3 この協定の効力発生の後に加盟国となる国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該会計年度に係る他の加盟国の分担金の額は、変更しない。
- 4 この協定が最初の完全な会計年度の開始前に効力を生じた場合には、理事会は、その第一回会期において、最初の完全な会計年度の開始までの期間に係る運営予算を承認する。

第二十五條 運営予算に係る分担金の支払

- 1 各会計年度の運営予算に係る分担金は、自由に交換することのできる通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。その支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。いずれかの会計年度中に加盟国となった国の当該会計年度に係る分担金の支払の義務は、当該国が加盟国となった日に生ずる。
- 2 前条4の規定により承認された運営予算に係る分担金は、当該分担金の額の決定の日から三

箇月以内に支払う。

- 3 加盟国が会計年度の開始の後五箇月を経過した時（新たに加盟国となった国については、理事会が当該国の分担金の額を決定した後三箇月を経過した時）に運営予算に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかに支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月を経過した時に当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、理事会及び執行委員会における当該加盟国の投票権は、分担金の全額が支払われる時まで停止される。
- 4 加盟国は、3の規定により投票権を停止された場合においても、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、この協定に基づくその他の権利を奪われ又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。当該加盟国は、引き続き、分担金を支払い、かつ、この協定に基づくその他の資金上の義務を履行する責任を負う。
- 5 理事会は、二会計年度に係る分担金を滞納している加盟国についてその地位を検討することができるものとし、特別多数票による議決で、当該加盟国がその権利を停止されること又は分担金の割当ての対象とされないことを決定することができる。当該加盟国は、この協定に基づくその他の資金上の義務を履行することについて引き続き責任を負う。当該加盟国は、滞納している分担金を支払うことによって、加盟国としての権利を回復する。分担金を滞納している加盟国が支払を行った場合には、その支払は、その時の会計年度の分担金に先立って、滞納している分担金に充当する。

第二十六條 会計の検査及び公表

- 1 各会計年度の終了の後できる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、第二十二條に規定する勘定について、当該会計年度の決算書及び当該会計年度の終了の時における貸借対照表につき会計検査を行う。会計検査は、加盟国政府から

の資格のある二人の会計検査専門家（理事会が各会計年度につき加盟輸出国及び加盟輸入国から各一人を選出する。）の協力を得て、権威のある独立の会計検査専門家が行う。加盟国政府からの会計検査専門家は、その職務について機関から報酬を受けない。もつとも、旅費及び滞在費については、理事会が定める条件に従い、機関から払戻しを受けることができる。

- 2 権威のある独立の会計検査専門家の任用の条件及び会計検査の目的は、機関の会計規則で定める。会計検査を了した決算書及び貸借対照表は、理事会の承認を得るためその後開催される最初の通常会期に提出する。
- 3 会計検査を了した決算書及び貸借対照表の概要は、公表する。

第二十七條 一次産品のための共通基金との関係

- 1 機関は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。
- 2 指定された国際商品団体としての機関は、一次産品のための共通基金の第二勘定を通じて資金を供与するための事業の実施に関し、個々の加盟国その他の主体が与える保証に係る義務を含むいかなる資金上の義務も負わない。機関は、当該事業に関する加盟国又は主体による借入れ又は貸付けから生ずる債務について責任を負うものではなく、また、他のいずれかの加盟国も、そのような債務について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

第四章 経済事項

第七章 供給及び需要

第二十八條 加盟国間の協力

- 1 加盟国は、ココア経済を可能な限り発展させることの重要性並びにこのため供給と需要との間の最良の均衡が確保されるように生産及び消費の均衡のとれた発展を促進するための加盟国の努力を調整することの重要性を認識する。加盟国は、この目的を達成するため、理事会と十分に協力する。

2 理事会は、コリア経済の調和のとれた発展及び活発な拡大に対する障害を特定し、この障害を克服するための受諾可能なかつ実行可能な措置を検討する。加盟国は、理事会が策定し勧告する措置を適用するよう努力する。

3 機関は、世界の現実の及び潜在的な消費量及び生産能力を最も信頼することのできる方法により算定するために必要な最新の入手可能な情報を常時収集する。この点に関して、加盟国は、機関と十分に協力する。

第二十九条 生産

1 加盟輸出国は、中期的及び長期的な市場の不均衡の問題特に構造的な過剰生産の問題に対処するため、世界の生産と消費との間の持続的均衡を達成するための生産管理計画を実施することを約束する。生産管理計画は、理事会がこの目的のために設置する生産委員会において生産国によって作成される。

2 生産委員会は、すべての加盟輸出国及び加盟輸入国で構成する。もともと、生産管理計画及び生産管理プログラムに関連する同委員会のすべての決定は、第四十三条の規定に従うことを条件として、同委員会に参加する加盟輸出国が行う。

3 生産委員会の付託事項は、特に次のとおりとする。

(a) 同委員会の作成する生産管理計画を考慮して、各生産国が決定する政策及び生産管理プログラムを調整すること。

(b) 世界のココアの供給と需要との間の持続的均衡のできる限り速やかな回復に寄与し得るすべての措置及び活動(適当な場合には、多様化を含む)を特定し、並びにこれらの実施を勧告すること。

4 理事会は、この協定の効力発生の後に開催される第一回会期において、少なくともこの協定の有効期間に相当する期間における世界の生産及び消費についての年次予測を採択する。事務局長は、年次予測の作成のために必要な資料を

提供する。理事会の採択した年次予測は、必要な場合には、毎年検討され及び改定される。生産委員会は、この協定の目的に従って供給と需要との間の均衡を達成しかつ維持するために必要な世界の生産の年間水準についての指標となる数値を定める。この数値を定めるに当たって考慮されるべき要素には、実質的な価格の動向に於いた生産及び消費の予想される変化並びに在庫水準の予想される変化を含む。

4 の規定により生産委員会が定める指標となる数値に照らして、加盟輸出国は、集団として、世界の供給と需要との間の中期的及び長期的な均衡を達成するために生産管理計画を実施する。各加盟輸出国は、この条に定める目的を達成することができるよう自国の生産を調整するための生産管理プログラムを作成する。各加盟輸出国は、自国の生産管理プログラム実施するために採用する政策、方法及び規制措置について責任を負うものとし、また、採用され又は廃止された最近の政策及び生産管理プログラム並びにこれらの結果について定期的に生産委員会に通報する。

6 生産委員会は、生産管理計画及び生産管理プログラムの実施を監視する。

7 生産委員会は、理事会に対しその通常会期ごとに詳細な報告を提出する。理事会は、この報告に基づき、一般的な状況について検討し、特に、この条の規定に照らして世界の供給及び需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができる。

8 生産管理計画及び生産管理プログラムの資金は、生産委員会の任務を遂行するために必要な通常の事務的業務に関連する費用を除くほか、加盟輸出国が負担する。

9 各加盟輸出国は、自国の生産管理プログラムの実施のための資金調達について責任を負う。いずれの加盟輸出国又は団体も、生産委員会が策定する活動のための共同の資金調達に貢献することができない。

11 生産委員会は、その規則を定める。

12 事務局長は、必要に応じ、生産委員会を補佐する。

第三十条 在庫

1 加盟国は、世界のココアの在庫に関する評価を容易にし、かつ、市場のより一層の透明性を確保するため、事務局長に対し、前ココア年度の終了の時に自国が保有しているココアの在庫について入手し得る情報を毎年五月の末日までに提供する。

2 事務局長は、1 の情報に基づき、世界のココアの在庫に関する詳細な報告を少なくとも一年に一回、理事会に対し、その検討のため提出する。理事会は、その後加盟国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 理事会は、この条の規定の実施について理事会を補佐する作業部会を設置する。

第三十一条 供給の保証及び市場への進出の機会の確保

加盟国は、この協定の目的が達成されるようにこれを考慮した貿易政策を実施する。加盟国は、特に、ココアの安定した供給及び市場への安定した進出の機会が加盟輸入国及び加盟輸出国の双方にとって不可欠であることを認識する。

第三十二条 消費

1 すべての加盟国は、自国におけるココアの消費の増大を奨励するために必要なすべての実行可能な措置をとるよう努力する。各加盟国は、そのために用いる手段及び方法について責任を負う。加盟国特に加盟輸入国は、特に、ココアの消費の増大に対する国内の障害を除去し又は大幅に削減するよう並びにココアの新しい用途を発見し及び開発するための活動を奨励するよう努力する。この点に関して、加盟国は、少なくとも各ココア年度に一回、関連する国内法令及び国内措置並びにココアの消費に関するその他の情報(内国税及び関税に関するものを含む)を事務局長に通報する。

2 理事会は、輸出国及び輸入国の双方におけるココアの消費の動向及び見通しを検討すること並びにココアの消費の増大に対する障害を特定することを目的とする消費委員会を設置する。

3 消費委員会の付託事項は、特に次のとおりとする。

(a) ココアの消費の動向及び各国又はその集団において実施されるプログラムで世界のココアの消費に影響を及ぼすおそれのあるものを監視し及び評価すること。

(b) ココアの消費の増大に影響を及ぼすような障害を特定すること。

(c) ココアの消費の可能性特に非伝統的な市場における可能性の開発を調査し及び奨励すること。

(d) 適当な場合には、能力を有する適当な機関及び団体と協力して、ココアの新しい用途に関する調査を促進すること。

4 消費委員会の構成国の地位は、理事会のすべての加盟国に開放される。

5 消費委員会は、その規則を定める。

6 事務局長は、必要に応じ、消費委員会を補佐する。

7 理事会は、消費委員会の提出する詳細な報告に基づき、各通常会期において、一般的なココアの消費状況について検討し、特に世界の需要の動向を評価する。理事会は、その評価に基づき加盟国に対して勧告を行うことができる。

8 理事会は、特定のココアの消費振興プログラムを促進するための小委員会を設置することができる。小委員会への参加は、任意とし、かつ、当該消費振興プログラムの費用を提出する国に限る。いずれの国又は団体も、理事会の定める方法に従い、消費振興プログラムに提出することができない。小委員会は、いずれかの国の領域において消費振興運動を実施する場合には、それに先立ち、当該国の同意を求める。

第三十三条 ココアの代替品

1 加盟国は、代替品の使用がココアの消費の増大を阻害するおそれのあることを認識する。加

盟国は、ココアから作られたものでない物質を消費者に誤認させる目的をもってココアの代わりに使用することを禁止するため、ココア製品及びチョコレートに関する法令を制定し又は必要に応じ改正することを合意する。

2 加盟国は、1の規定に基づく法令の制定又は改正に当たり、理事会、ココア製品チョコレート規格委員会等の権限のある国際団体の勧告及び決定を十分に考慮に入れる。

3 理事会は、加盟国に対し、この条の規定の遵守を確保するために適当であると理事会が認める措置をとるよう勧告することができる。

4 事務局長は、ココアの代替品の状況及びこの条の規定の遵守状況に関する年次報告を理事会に提出する。

第三十四条 非加盟国との商業的取引
1 加盟輸出国は、非加盟国にココアを売却する場合においては、売却の条件を、同一の時点において加盟輸入国に提示するものよりも通常の貿易慣行に照らし買手にとって商業的に有利になるものとし、これを約束する。

2 加盟輸入国は、非加盟国からココアを購入する場合においては、購入の条件を、同一の時点において加盟輸出国から受け入れるものよりも通常の貿易慣行に照らし売手にとって商業的に有利になるものとし、これを約束する。

3 理事会は、1及び2の規定の実施状況を定期的に検討するものとし、第三十八条の規定に従って適当な情報を提供するよう加盟国に要求することができる。

4 加盟国は、他の加盟国が1又は2の義務を履行しなかったと信ずる理由がある場合には、その旨を事務局長に通報することができるものとし、また、第四十六条の規定に基づく協議を要請し又は第四十八条の規定に基づき当該義務の不履行に係る苦情を理事会に付託することができる。

第五部 市場監視及び関連事項

第八章 市場監視規定

第三十五条 日ごとの価格

1 事務局長は、この協定を実施するため及び特にココア市場の動向を監視するため、カカオ豆の日ごとの価格を計算し及び公表する。この価格は、一トン当たりの特別引出権(SDR)で表示する。

2 日ごとの価格は、ロンドン・ココア定期市場及びニュー・ヨーク・コーヒー・砂糖・ココア取引所のロンドン・ココア定期市場の終了の時現在における最も期近の三の限月のカカオ豆の相場を日ごとに平均したものとす。ロンドン・ココア定期市場の価格は、ロンドン外国為替市場の終了の時における六箇月先物の為替相場を用いて、一トン当たりアメリカ合衆国ドル建てに換算する。アメリカ合衆国ドルで表されたロンドン及びニュー・ヨークの価格の平均は、国際通貨基金が公表するアメリカ合衆国ドルとSDRの適切な日ごとの公式換算率を用いてSDR建てに換算する。理事会は、これらの二のココア市場のうちいずれか一方における相場が得られない場合又はロンドン外国為替市場が閉鎖された場合に用いる計算方法を決定する。次の三の限月の移行時期は、最も期近の当限月の直前の月の十五日とする。

3 理事会は、日ごとの価格の計算方法として、この条に定める方法よりも優れていると認める他の方法があるときは、当該他の方法を特別多数票による議決で決定することができる。

第三十六条 輸出量及び輸入量の報告

1 事務局長は、理事会の定める規則に従い、加盟国のココアの輸出量及び輸入量の記録を維持する。

2 加盟国は、1に規定する記録の維持のため、仕向国別のココアの輸出量及び原産国別のココアの輸入量を理事会の定めるその他の資料と共に理事会の決定する間隔で事務局長に報告する。理事会は、この条の義務の不履行に対処するために必要と認める規則を定める。

第三十七条 換算係数

1 ココア製品のカカオ豆相当量を算出するため換算係数は、次のとおりとする。

カカオ脂 一・三三
ココアケーキ及びココア粉 一・一八
ココアペースト(ココアリカー)及びココアニア 一・二五

理事会は、必要に応じ、ココアを含有するその他の製品をココア製品とする旨の決定を行うことができる。この1において換算係数が定められているココア製品以外のココア製品の換算係数は、理事会が定める。

2 理事会は、特別多数票による議決で1の換算係数を改定することができる。

第九章 情報及び研究

第三十八条 情報

1 機関は、次のものに関する情報の効率的な収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。

(a) 世界におけるココアの生産、価格、輸出、輸入、消費及び在庫に関する統計
(b) 適当と認める場合には、ココアの栽培、加工及び利用に関する技術

2 理事会は、加盟国に対し、この協定の他の条の規定により加盟国が提供すべき情報のほか、に、理事会がその運営のために必要と認める情報(生産及び消費に係る政策、価格、輸出、輸入、在庫並びに課税に関する定期的報告を含む)を提供するよう要求することができる。

3 加盟国が機関の適正な運営のために理事会の要求した統計その他の情報を妥当な期間内に提供しないか又は提供することが困難な場合には、理事会は、当該加盟国に対し、理由の説明を要求することができる。理事会は、情報の提供につき技術援助が必要であると認める場合には、これに必要な措置をとることができる。

4 理事会は、各ココア年度において、当該各ココア年度におけるカカオ豆の生産量及び磨砕量の見積りを二回以上適当な時に公表する。

第三十九条 研究

理事会は、必要と認める範囲内において、ココアの生産及び流通の経済的条件(動向及び予測を含む)、輸出国及び輸入国における政府の施策のココアの生産及び消費に及ぼす影響、伝統的な用途及び可能な新しい用途におけるココアの消費の増大の可能性並びにこの協定の実施のココアの輸出者及び輸入者に及ぼす影響(輸出者及び輸入者の交易条件に及ぼす影響を含む)に関する研究を奨励するものとし、これらの研究の主題につき加盟国に対して勧告を行うことができる。理事会は、これらの研究の奨励のため国際機関その他の適当な機関と協力することができる。

第四十条 科学的な研究及び開発
理事会は、ココアの生産、加工及び消費に関する科学的な研究及び開発並びに当該研究及び開発から得られた成果の普及及び実用化を奨励することとができる。このため、理事会は、国際機関及び研究機関と協力することができる。

第四十一条 年次検討及び年次報告
1 理事会は、各ココア年度の終了の後でできる限り速やかに、この協定の実施状況並びに加盟国によるこの協定の原則の遵守及びこの協定の目的の達成の状況を検討する。理事会は、検討の後、加盟国に対しこの協定の実施の改善のための方法及び手段について勧告を行うことができる。

2 理事会は、年次報告を公表する。年次報告は、1の規定による年次検討に関する部分及び理事会が適当と認める他の情報を含むものとする。

第十章 ココア経済における協力

第四十二条 ココア経済における協力
1 理事会は、加盟国がココアに関する問題について専門家の意見を求めることを奨励する。

2 加盟国は、この協定に基づく義務の履行に当たり、確立した取引経路を尊重して活動するものとし、ココア経済のすべての部門の正当な利益に妥当な考慮を払う。

3 加盟国は、この協定の実施のために定められた規則を理由とする契約不履行の当否について

のココアの買手と売手との間の商事紛争の仲裁に介入してはならず、また、このような商事紛争の仲裁の成立を妨げてはならない。加盟国がこの協定を遵守しなければならないことをもって、契約不履行の理由又は抗弁として認めてはならない。

第六部 その他の条項

第十一章 ファイン・ココア又はフレーパー・ココア

第四十三条 ファイン・ココア又はフレーパー・ココア

1 理事会は、この協定の効力発生の後に開催される第一回会期において、附属書Cに掲げる国のココアの生産及び輸出におけるファイン・ココア又はフレーパー・ココアの割合を決定するため、同附属書を検討し、及び特別多数票による議決でこれを修正する。理事会は、その後この協定の有効期間中いつでも同附属書を検討することができ、必要の場合には、特別多数票による議決でこれを修正することができる。理事会は、この問題に関し、適宜専門家の助言を求める。

2 生産管理計画の実施及びその運用のための資金調達に関するこの協定の規定は、ファイン・ココア又はフレーパー・ココアのみを生産する加盟輸出国のファイン・ココア又はフレーパー・ココアについては、適用しない。

3 2の規定は、ファイン・ココア又はフレーパー・ココアを一部生産する加盟輸出国についても、当該加盟輸出国のファイン・ココア又はフレーパー・ココアの生産割合を限度として適用する。残りの部分については、生産管理計画に関するこの協定の規定を適用する。

4 理事会は、附属書Cに掲げる国の生産又は輸出が急激に増加したと認める場合には、この条の規定が適切に適用されるようにするために適当な措置をとる。これらの規定が適切に適用されないことを認める場合には、当該国は、理事会の特別多数票による議決で、同附属書から削

除されるものとし、この協定に定めるすべての制限及び義務に服する。

5 ファイン・ココア又はフレーパー・ココアのみを生産する加盟輸出国は、4に規定する附属書Cの修正に関する議決の場合を除くほか、生産管理計画の実施に関する事項については投票してはならない。

第十二章 義務の免除及び特別の救済措置

第四十四条 例外的な事態における義務の免除

1 理事会は、例外的な若しくは緊急の事態、不可抗力又は信託統治制度の下で施政が行われている地域に対する国際連合憲章に基づく国際的義務を理由として、特別多数票による議決で、加盟国の義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づいて加盟国に対して免除を与えるに当たり、義務が免除される条件、期間及び理由を明示する。

3 理事会は、1の規定にかかわらず、第二十五条の規定に基づく加盟国の分担金の支払の義務及び分担金を支払わないことから生ずる結果について免除を与えてはならない。

第四十五条 特別の救済措置

開発途上加盟輸入国及び後発開発途上加盟国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号(第四回会期)の規定に照らし、適当な特別の救済措置をとることを検討する。

第十三章 協議、紛争及び苦情

第四十六条 協議

加盟国は、自国に対し他の加盟国がこの協定の解釈又は適用に関して行った申立てに十分かつ妥当な考慮を払うものとし、協議のための十分な機会を与える。事務局長は、この協議の間に、いずれか一方の当事国の要請により、かつ、他方の当事国の同意を得て、適当な調停の手続を定める。この手続に係る費用は、機関の負担としない。この手続に

より解決が得られた場合には、その旨を事務局長に報告する。解決が得られない場合には、協議に係る事案は、いずれかの当事国の要請により、次条の規定に従って理事会に付託することができる。

第四十七条 紛争

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争であつて当事国間で解決されないものは、当該紛争のいずれかの当事国の要請により、理事会に対して決定のため付託される。

2 紛争が1の規定に基づいて理事会に付託され、かつ、討議された場合には、総票数の三分の一以上を有する加盟国又は五の加盟国は、理事会に対し、理事会の決定に先立ち係争中の問題につき3の規定に従って構成される特別諮問委員会の意見を求めるよう要求することができる。

3 (a) 特別諮問委員会は、理事会が特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、次の者で構成する。

(i) 加盟輸出国が指名する二人の者。これらの者のうち一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(ii) 加盟輸入国が指名する二人の者。これらの者のうち一人は当該係争中の問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は法律家としての学識経験を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定により指名される四人の者が一致して委員長として選定する者(意見が一致しない場合には、理事会の議長が委員長として選定する者)

(b) 加盟国の国民は、特別諮問委員会の構成員となることを妨げられない。

(c) 特別諮問委員会の構成員に任命された者は、個人の資格で、かつ、いずれの政府からも指示を受けることなく行動する。

(d) 特別諮問委員会の費用は、機関が負担する。特別諮問委員会の意見及びその理由は、理事

会に提出するものとし、理事会は、関連のあるすべての情報を検討した後、当該紛争について決定を行う。

第四十八条 苦情及び理事会の措置

1 いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかった旨の苦情は、これを申し立てる加盟国の要請により理事会に付託されるものとし、理事会は、苦情に係る事案を検討し、当該事案についての決定を行う。

2 加盟国がこの協定に基づく義務に違反している旨の理事会の認定は、単純多数票による議決で、その違反の性質を明示して行う。

3 理事会は、苦情の申立てによるかよらないかを問わず、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定する場合に、この協定の他の条(第五十九条を含む。)に明示的に規定する措置の適用を妨げることなく、特別多数票による議決で、次の措置をとることができる。

(a) 当該加盟国が理事会及び執行委員会において有する投票権を停止すること。

(b) 必要と認める場合には、当該加盟国がその義務を履行するまでの間、当該加盟国の他の権利(理事会又は委員会の役員に選出され又は役員としての地位を保持する権利を含む。)を停止すること。

4 加盟国は、3の規定に基づいて投票権を停止された場合においても、この協定に基づく資金上の義務その他の義務を履行することについて引き続き責任を負う。

第十四章 公正な労働基準

第四十九条 公正な労働基準

加盟国は、国民の生活水準を向上させ、かつ、完全雇用を達成するため、関係国におけるココア生産の各種の部門において雇用されている農業労働者及び工業労働者の双方につき、関係国の発展の段階に応じて公正な労働基準及び労働条件を維持するよう努力することを宣言する。

第十五章 環境上の側面

第五十条 環境上の側面

加盟国は、国際連合貿易開発会議第八回会期及び国際連合環境開発会議において合意された持続可能な開発に関する原則に留意して、ココア資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う。

第十六章 最終規定

第五十一条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第五十二条 署名

この協定は、千九百九十三年八月十六日から九月三十日まで、国際連合本部において、千九百八十六年の国際ココア協定の締約政府及び千九百九十二年の国際連合ココア会議に招請された政府による署名のために開放しておく。もつとも、千九百八十六年の国際ココア協定の理事会又はこの協定の理事会は、この協定の署名の期限を延長することができる。理事会は、その延長を寄託者に直ちに通告する。

第五十三条 批准、受諾又は承認

1 この協定は、署名政府により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 批准書、受諾書又は承認書は、千九百九十三年九月三十日までに寄託者に寄託する。もつとも、千九百八十六年の国際ココア協定の理事会又はこの協定の理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができなかった署名政府に対し、寄託の期限の延長を認めることができる。

3 批准書、受諾書又は承認書を寄託する各政府は、寄託の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

第五十四条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づくすべての国の政府による加入のために開放しておく。

2 千九百八十六年の国際ココア協定の理事会は、この協定が効力を生ずるまでの間、この協

定の理事会の追認を得ることを条件として、1に規定する条件を定めることができる。

3 この協定の附属書のいずれにも掲げられていない国がこの協定に加入する場合には、理事会は、1に規定する条件を定めるに当たり、当該国がいずれの附属書に掲げられているものとみなされるかを決定する。

4 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。

第五十五条 暫定的適用の通告

1 この協定を批准し、受諾し若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従って効力を生ずる日から又は、この協定が既に効力を生じている場合には、当該政府の特定する日からこの協定を自国の憲法上の手続又は自国の国内法令に従って暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。通告を行う政府は、通告の際に、自国が加盟輸出国又は加盟輸入国のいずれであるかを明示する。

2 この協定が効力を生ずる日から又はその特定する日からこの協定を暫定的に適用する旨を1の規定に基づいて通告した政府は、この協定が効力を生ずる日又は当該特定する日から批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する日までの間、暫定的加盟国としての地位を有する。

第五十六条 効力発生

1 この協定は、附属書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属書Bに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百九十三年十月一日までに又はその後のいずれかの日までに批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託し、寄託した場合には、同年十月一日又は当該その後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。この協定は、暫定

的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託により前段の百分率の要件が満たされる時に確定的に効力を生ずる。

2 この協定は、1の規定に基づいて確定的に効力を生ずるに至らない場合において、附属書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府及び附属書Bに掲げるところにより輸入量の総計の六十パーセント以上の輸入量を有する輸入国を代表する政府が、千九百九十三年十月一日までに、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定が効力を生ずる日からこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、同年十月一日に暫定的に効力を生ずる。これらの政府は、暫定的加盟国としての地位を有する。

3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が千九百九十三年十月一日までに満たされなかった場合には、実行可能な最も早い時に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府による会合を招集する。これらの政府は、当該政府の定める日からこの協定の全部若しくは一部を当該政府の間で確定的に若しくは暫定的に発効させるか又は必要と認めるその他の措置を採択するかについて決定を行うことができる。ただし、この協定の生産管理計画に関する経済条項は、附属書Aに掲げるところにより輸出量の総計の八十パーセント以上の輸出量を有する五以上の輸出国を代表する政府が、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又はこの協定が効力を生ずる日からの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告していない限り、効力を生じない。

4 1から3までの規定に従ってこの協定が効力を生じた後に、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託し又は暫定的適用の通告を行う政府については、これらの文書は、寄託の日に効

力を生ずるものとし、この通告は、前条1の規定に従って効力を生ずる。

第五十七条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第五十八条 脱退

1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、その旨を直ちに理事会に通報する。

2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。理事会は、脱退の結果この協定の加盟状況が第五十六条1に規定する効力発生の要件を満たさないこととなる場合には、この事態を検討し及び適当な決定を行うため特別会期を開催する。

第五十九条 除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると第四十八条3の規定により認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、特別多数票による議決で、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、この除名を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で、加盟国でなくなる。

第六十条 脱退し又は除名される加盟国に係る会計上の処理

理事会は、脱退し又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退し又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しを行わないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第六十二条の規定によりこの協定への参加を終止する締約国については、理事会は、公平と認める会計上の処理を行うことができる。

第六十一条 有効期間、延長及び終了

第四部 外務委員会会議録第二号 平成六年六月三日【参議院】

- 1 この協定は、効力発生の後第五の完全なコリア年度が終了する時まで効力を有する。ただし、3の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は4の規定に基づいて一層早く終了する場合は、この限りでない。
- 2 理事会は、この協定が効力を有している間に、この協定に代わる協定が1の第五コリア年度の終了する時又は3の規定に基づいて理事会の決定する延長期間の終了する時に効力を生ずるよう、特別多数票による議決で、この協定に代わる協定について交渉することを決定することができる。
- 3 理事会は、特別多数票による議決で、この協定の全部又は一部の有効期間を二回（それぞれ二コリア年度を超えないものとする。）延長することができる。理事会は、その延長を寄託者に通告する。
- 4 理事会は、いつでも、特別多数票による議決で、この協定を終了させることを決定することができる。その終了は、理事会の定める日に効力を生ずる。ただし、第二十五条の規定に基づく加盟国の義務は、この協定の運用に係る債務が履行される時まで継続する。理事会は、その決定を寄託者に通告する。
- 5 理事会は、この協定のいかなる方法による終了の後、機関の清算、会計上の処理及び資産の処分を行うために必要な期間を統括するものとし、当該期間中、これらを行うために必要な権限及び任務を有する。
- 6 第五十八条2の規定にかかわらず、この条の規定に基づいて延長されたこの協定に参加することを希望しない加盟国は、その旨を理事会に通報する。当該加盟国は、延長期間の開始の時からこの協定の締約国でなくなる。

第六十二条 改正

- 1 理事会は、特別多数票による議決で締約国に対しこの協定の改正を勧告することができる。改正は、加盟輸出国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸出国で加盟輸出国の総票数の八十

- 五パーセント以上を有するもの及び加盟輸入国の総数の七十五パーセント以上の加盟輸入国で加盟輸入国の総票数の八十五パーセント以上を有するものから受諾の通告を寄託者が受領した後百日目の日又は理事会が特別多数票による議決で決定する一層遅い日に、効力を生ずる。理事会は、改正の受諾の通告期限を定めることができる。この期限までに改正の効力発生要件が満たされなかった場合には、改正の勧告は、撤回されたものとみなす。
- 2 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの協定への参加を中止する。ただし、理事会が当該加盟国による国内手続の完了を可能にするため当該加盟国の受諾の通告期限を延長することを決定する場合は、この限りでない。当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。
- 3 理事会は、改正の勧告が採択された後直ちに、改正の写しを寄託者に送付する。理事会は、寄託者に対し、受領した受諾の通告が改正の効力発生要件を満たすものであるかないかを決定するために必要な情報を提供する。

第六十三条 補足規定及び経過規定

- 1 この協定は、千九百八十六年の国際コリア協定に代わる協定とみなす。
 - 2 千九百八十六年の国際コリア協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置であって、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き効力を有する。
- 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、それぞれ明記する日にこの協定に署名した。千九百九十三年七月十六日にジュネーブで作成した。この協定は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書A 第五十六条（効力発生）の規定の適用のために計算されたコリアの輸出量（注a）

国名(注b)	1989— 1990年度 (千トン)	1990— 1991年度 (千トン)	1991— 1992年度 (千トン)	1989—1990年度から 1991—1992年度まで の三年間の平均	
				(千トン)	(割合)
象牙海岸	736.4	803.9	729.5	756.60	35.37%
ガーナ	254.5	265.1	284.8	268.13	12.54%
ブラジル	270.0	277.9	220.2	256.03	11.97%
ベトナム	226.0	211.2	211.2	216.13	10.10%
タイ	142.8	147.2	105.5	131.83	6.16%
インドネシア	100.0	130.3	164.8	131.70	6.16%
カメルーン	123.1	109.1	106.8	113.00	5.28%
エチオピア	105.1	102.1	80.9	96.03	4.49%
ドミニカ共和国	53.3	37.1	43.4	44.60	2.09%
ボツワナ・ニューギニア	40.8	33.4	40.9	38.37	1.79%
コロンビア	9.4	10.1	8.6	9.37	0.44%
ヴェネズエラ	8.4	10.0	7.7	8.70	0.41%
シエラ・レオネ	5.3	13.4	7.3	8.67	0.41%
トーゴ	6.1	9.3	8.0	7.80	0.36%
メキシコ	8.0	1.6	11.9	7.17	0.34%
ペルー	4.8	5.2	6.4	5.47	0.26%
赤道ギニア	7.6	5.2	3.5	5.43	0.25%
ソロモン諸島	3.6	4.1	3.5	3.73	0.17%
ザンベ	3.6	3.4	3.2	3.40	0.16%
セントメ・プリンス	2.8	2.6	2.6	2.67	0.12%
マダガスカル	2.5	2.5	2.9	2.63	0.12%
ハイチ	2.8	1.9	2.6	2.43	0.11%
ボツワナ	2.0	3.0	2.3	2.43	0.11%
リベリア	4.5	2.0	0.5	2.33	0.11%
タンザニア	2.2	2.2	2.3	2.23	0.10%
タンザニア連合共和国	2.0	2.5	2.0	2.17	0.10%
コンゴ・リカ	2.9	1.2	1.2	1.77	0.08%
ジャマイカ	1.3	1.3	1.8	1.47	0.07%
ガボン	1.6	1.4	1.4	1.47	0.07%
トリニダード・トバゴ	1.4	1.2	0.9	1.17	0.05%
グレンダ	1.1	1.1	0.7	0.97	0.05%
ボリビア	1.4	1.3	0.1	0.93	0.04%
コンゴ	0.9	0.3	0.7	0.63	0.03%
ウガンダ	0.2	0.6	0.6	0.47	0.02%

フイジー	0.3	0.2	0.3	0.27	0.01%
西サモア	0.5	—	—	0.17	0.01%
バネマ	0.3	0.1	0.1	0.17	0.01%
スリ・ランカ	0.1	0.2	—	0.10	—
グアテマラ	0.1	-0.1	0.3	0.10	—
ニカラグア	0.1	0.1	—	0.07	—
ドミニカ	—	—	0.1	0.03	—
スリナム	0.1	—	—	0.03	—
合 計 (注c)	2,139.9	2,205.2	2,071.5	2,138.87	100.00%

力力才脂

ココアペースト（ココアリカー）

ン以上の輸出を行った国のみを掲げたもの。国際コピア機関事務局が入手することのできる情報に基づく。

しない場合がある。

m 延長された千九百八十六年の国際コリア協定の加盟国（千九百九十三年六月二十二日現在）

著、無視し得る數値又はこの表で用いた最小單位に滿たない數値

出所 國際ココア機関による「ココア統計四半期報告」第十九卷第二号(千九百九十三年三月)

附屬書B 第五十六條（効力発生）の規定の適用のために計算されたココアの輸入量（注a）

国名(注b)	1989—1990年度 (千トン)	1990—1991年度 (千トン)	1991—1992年度 (千トン)	1989—1990年度から 1991—1992年度まで の三年間の平均	
				(千トン)	(割合)
アメリカ合衆国	612.2	602.0	679.1	631.10	23.74%
ドイツ(注c)	376.7	409.2	402.3	396.07	14.90%
オランダ	313.5	327.9	268.0	303.13	11.40%
連合王国	189.9	214.7	228.0	210.87	7.93%
フランス	165.0	187.0	183.7	178.57	6.72%
ベルギー＝ルクセンブルグ	92.7	98.3	108.4	99.80	3.75%
イタリア	79.6	86.0	97.4	87.67	3.30%
日本国	79.9	84.7	79.0	81.20	3.05%
スペイン	60.6	66.3	72.6	66.50	2.50%
シンガポール	77.3	46.5	59.6	61.13	2.30%

アスランド	0.7	0.6	0.7	0.67	0.03%
レバノン	0.4	1.0	0.6	0.67	0.03%
エル・サルヴァドル	0.8	0.8	0.3	0.63	0.02%
ジョルダン	0.5	0.7	0.3	0.50	0.02%
タイアラス	0.3	0.4	0.4	0.37	0.01%
ジンバブエ	0.1	0.2	0.6	0.30	0.01%
イラク	0.6	—	0.2	0.27	0.01%
インド	—0.1	—0.1	0.9	0.23	0.01%
リビア	0.2	0.3	0.1	0.20	0.01%
ブルタ	0.1	0.1	0.1	0.10	—
ロシア連邦以外の旧ソヴィエト連邦諸国 (注d)	47.6	22.4	16.8	28.93	1.09%
合 計 (注g)	2,594.5	2,693.0	2,688.5	2,658.67	100.00%

注a カカオ豆の純輸入量と次に掲げる換算係数を用いてカカオ豆相当量に換算したココア製品の総輸入量との合計の千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間の平均値

カカオ脂

ココア粉及びココアケーキ

ココアペースト (ココアリカー)

注b 千九百八十九—千九百九十年から千九百九十一—千九百九十二年までの三年間に平均十トン以上の輸入を行った国のみを掲げたもの。国際ココア機関事務局が入手することのできる情報に基づく。

注c 統計値は、ドイツ連邦共和国の輸入量と旧ドイツ民主共和国の輸入量の合計に関するものであり、両ドイツ間貿易の推定量を勘案して適宜調整したものである。

注d ロシア連邦代表団により提供された数値に基づく暫定的推定量。「ロシア連邦以外の旧ソヴィエト連邦諸国」に関する数値は、旧ソヴィエト連邦の総量からロシア連邦に関する数値を減ずることにより算出したものである。

注e 旧チェコスロヴァキアに関する統計に基づく暫定的推定量。これらの推定量は、旧チェコスロヴァキアに関する数値をチェッコ共和国とスロヴァキアとの間で二対一の比率で分配したものである。

注f ファイリピンは、輸出国となる資格も有する。

注g 各欄に掲げる合計値は、当該各欄の各国別の輸入量を合計したものと、四捨五入のため、一致しない場合がある。

m 延長された千九百八十六年の国際ココア協定の加盟国 (千九百九十三年六月二十二日現在)

一 零、無視し得る数値又はこの表で用いた最小単位に満たない数値

出所 国際ココア機関による「ココア統計四半期報告」第十九巻第二号 (千九百九十三年三月) 及び同機関事務局の推定値

附属書C

ファイン・ココア又はフレーバー・ココアの生産国 (その輸出の全部又は一部がこれらのココアであるもの)

コスタ・リカ
ドミニカ
エクアドル
グレナダ
インドネシア
ジャマイカ
マダガスカル
パナマ
バプア・ニューギニア
セント・ルシア
セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島
西サモア
サントメ・プリンシペ
スリ・ランカ
スリナム
トリニダード・トバゴ
ヴェネズエラ

第一号中正誤

ページ 三 四 九 段 行 誤 正
九 四 三 項 外交 正
(c) 項

平成六年六月十四日印刷

平成六年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局